

(第一類 第十四号)

衆議院会員算委予

議錄第十二号

四四

第二百四回 国会院予算委員会 第十二号

<p>れば冬季オリンピックですけれども、それ以来、実は、開催国が国連におきまして、オリンピック開催中は世界の紛争を休戦にしようじゃないかということを国連の総会で開催国が提起をしまして、そして、その総会で決議をするということがずっとと行われてきております。今回、我が国で行います東京のオリンピックにおきましても、国連でしつかり決議をし、そして、組織委員会の当時森会長が、休戦にしようという呼びかけをしっかりと行っていただいております。しかしながら、外務省にお話を伺いますと、なかなか現実には難しいということをございます。</p> <p>実は、調べましたところ、紀元前八世紀に古代オリンピックは始まっているわけでありますけれども、この古代オリンピックのときには、オリンピックに参加をする国は、アテネとかスパルタとか、しょっちゅう戦争をしていたわけですが、休戦をして参加をしています。もつと言えは、休戦をしなければ参加ができないということでありました。</p> <p>私は、そこまでやれということではないんですけれども、単に決議をして演説をしましたというだけでなくて、せっかく平和の祭典として日本でやるわけですから、もう一度、世界に対して休戦を日本として働きかけたらどうかと。新しく就任されましたバイデン大統領と一緒にやろうじゃないかと言つてもいいかもしれませんし、現実に紛争をしている当事国に働きかける外交努力をされてもいいと思うし。</p> <p>簡単には実現しないと思つています。思つていますが、声をかけるだけでも意味があると思いますし、私は、もし少しでも前進すれば、大変すればらしい、歴史に残るオリンピックになるんじゃないかなと思っていて、是非、こういうスケールの大きい外交を、尊敬する茂木外務大臣に御検討いただけたらと思いますので、御見解をよろしくお願いします。</p> <p>○茂木国務大臣 ありがとうございます。</p> <p>○紀元前八世紀、古代ギリシャにおきまして大き</p>
<p>な疫病がはやり、また災害が起る中で、聖地オリンピア、この領有をめぐるボリス同士の争いをやめるというところから古代オリンピックが始まっています。まさに齋藤委員おっしゃるように、平和の祭典、このように呼ばれているわけであります。</p> <p>当時でいいますと、限られたボリスの間で、アテネであったりスパルタであったりとか、停戦を合意すれば争いを止めることができたイフイットス王の時代、その当時と、世界中で様々な対立で、あつたりとか紛争、それが現に起こつてしたりと行つていただいております。しかししながら、外務省にお話を伺いますと、なかなか現実には難しいということをございます。</p> <p>実は、調べましたところ、紀元前八世紀に古代オリンピックは始まっているわけでありますけれども、この古代オリンピックのときには、オリンピックに参加をする国は、アテネとかスパルタとか、しょっちゅう戦争をしていたわけですが、休戦をして参加をしています。もつと言えは、休戦をしなければ参加ができないということでありました。</p> <p>私は、そこまでやれということではないんですけれども、単に決議をして演説をしましたというだけでなくて、せっかく平和の祭典として日本でやるわけですから、もう一度、世界に対して休戦を日本として働きかけたらどうかと。新しく就任されましたバイデン大統領と一緒にやろうじゃないかと言つてもいいかもしれませんし、現実に紛争をしている当事国に働きかける外交努力をされてもいいと思うし。</p> <p>簡単には実現しないと思つています。思つていますが、声をかけるだけでも意味があると思いますし、私は、もし少しでも前進すれば、大変すればらしい、歴史に残るオリンピックになるんじゃないかなと思っていて、是非、こういうスケールの大きい外交を、尊敬する茂木外務大臣に御検討いただけたらと思いますので、御見解をよろしくお願いします。</p> <p>○齊藤(健)委員 難しいことは重々承知をしておりますが、日本らしく、より一層の努力をしていただけたらと思います。</p>
<p>な疫病がはやり、また災害が起る中で、聖地オリンピア、この領有をめぐるボリス同士の争いをやめるというところから古代オリンピックが始まっています。まさに齋藤委員おっしゃるように、平和の祭典、このように呼ばれているわけであります。</p> <p>当時でいいますと、限られたボリスの間で、アテネであつたりスパルタであつたりとか、停戦を合意すれば争いを止めることができたイフイットス王の時代、その当時と、世界中で様々な対立で、あつたりとか紛争、それが現に起こつてたりと行つていただいております。しかししながら、外務省にお話を伺いますと、なかなか現実には難しいということをございます。</p> <p>実は、調べましたところ、紀元前八世紀に古代オリンピックは始まっているわけでありますけれども、この古代オリンピックのときには、オリンピックに参加をする国は、アテネとかスパルタとか、しょっちゅう戦争をしていたわけですが、休戦をして参加をしています。もつと言えは、休戦をしなければ参加ができないということでありました。</p> <p>私は、そこまでやれということではないんですけれども、単に決議をして演説をしましたというだけでなくて、せっかく平和の祭典として日本でやるわけですから、もう一度、世界に対して休戦を日本として働きかけたらどうかと。新しく就任されましたバイデン大統領と一緒にやろうじゃないかと言つてもいいかもしれませんし、現実に紛争をしている当事国に働きかける外交努力をされてもいいと思うし。</p> <p>簡単には実現しないと思つています。思つていますが、声をかけるだけでも意味があると思いますし、私は、もし少しでも前進すれば、大変すればらしい、歴史に残るオリンピックになるんじゃないかなと思っていて、是非、こういうスケールの大きい外交を、尊敬する茂木外務大臣に御検討いただけたらと思いますので、御見解をよろしくお願いします。</p> <p>○齊藤(健)委員 難しいことは重々承知をしておりますが、日本らしく、より一層の努力をしていただけたらと思います。</p>
<p>お忙しいところ、外務大臣、ありがとうございます。</p> <p>これは言うに及ばずで、一昨日の岸本委員の御質問には胸打たれるものがありました。増税とか徹底した歳出削減とか、これは、やらなければ子や孫に大きな負担を残すことになる。これをいかに行つていくかということも目の前にあるわけですね。</p> <p>それから、今、異次元の金融緩和をやつておりますが、この出口をどうしていくか。これは相当難しい政策になると思います。そういうものも待ち構えていますし、少子高齢化は止まりません。労働力人口も減少していく。株高もありますけれども、これも一体いつまで続くんだろかと。</p> <p>私は、学生時代に一九二九年の大恐慌の研究をしていた時期がありますが、あのときも、この株価は異常じやないかとみんなが思つているその先に起こつたことでありますので、この点もしつかれて、日本では繰り返しません。</p> <p>ただ、我が国はそもそも、資源にも乏しい、エネルギーにも乏しい、食料も海外に依存せざるを得ない、そういう国でありますので、海外から稼ぐ力というものが弱まつてくれば、そういうものも手に入れることができないということにもなりかねない、そういう国なわけです。</p> <p>そんな国でありますのに、例えば、今後十年後に輸出を今よりもどんどん伸ばしているなど思えるような産業が一体幾つあるだろうかと。自動車、家電、IT、私は非常に厳しいと感じざるを得ないと思つていています。</p> <p>総理は、経済あつての財政という表現をされておりますが、私はまさにそのとおりだと思つておりまして、経済力が弱まれば、財政再建もままなりません。経済力が弱まれば、社会保障の充実もままならないんです。地方もますます疲弊するんです。</p> <p>そういう意味では、我が国は、やはりしっかりと経済力を保持し続けること、これがなければやつていけない国でありますし、経済はいわばまならないんです。地方もますます疲弊するんです。</p> <p>そこでも、まず、産業と経済について西村大臣にお聞きしたいんですけども、前回、十一月のときにも質問を申し上げましたが、異次元の金融緩和をしても、この技術革新の時代に、チャレンジするような投資が伸びずに入部留保がどんどん積み上がっていく、これをどう考えるか。それから、一気に円安になりましてでも輸出の数量は伸びない、これをどう考えるか。</p> <p>これほど有利な条件が整つてもなお日本の産業競争力が後退を続けていたように見えるという、これは、前も指摘しましたけれども、原因は政策にもあるかもしれません、プレーヤーたる企業の方に問題もあるのではないかという指摘を前回</p>

させていただきました。

具体的には、欧米や中国に比べまして、日本の一部上場企業のトップというのは高齢化しています。そして、在任期間も短いということがはつきりしているわけです。高齢で在任期間が短いということは、当然のことながら、なかなか思い切ったことができないということにつながりかねない。しかも、ほとんどが生え抜きの社長で、そして、女性や外国人もほとんどいない、多様性がない。

技術革新が激しくて流れの激しい時代に後れを取りがちになるのは、私はこういうところに要因があるのではないかということを指摘させていただきましたし、これからデジタルトランプフォーメーションですとかグリーン革命で日本は戦つていかなくちゃいけないんすけれども、こういうときに、高齢で、在任期間も短くして、そして生え抜きの男性ばかりで、そういった同質性の高い組織で、果たして中国やアメリカの威勢のいい、思い切りのいい企業と戦つていけるのか。

私は、デジタルトランプフォーメーションやグリーン革命を行ふにせよ、日本の産業界が世界と戦つていくためには、まずこういう問題意識への答えを出していくことが先ではないか、急がれるのではないかとうふうに本当に思っています。したがいまして、この点について西村大臣に、今後どういうアクションを起こしていくことが必要なんだ、この点について御見解を伺えたらと思います。

○西村国務大臣 今、齊藤議員がおっしゃられた様々な問題意識、私も共有しております、強い危機感、これを共有しているものとうふうに思っています。

確かに、様々な政策で企業への投資を促したりしておりますけれども、なかなか思い切った意思決定ができない、このことに本当に強い危機感を持つているところであります。御指摘のように、若干あるいは女性、外国人、多様な人材を登用していくこと、その中で豊かな発想でチャレンジを

していくこと、これが何より重要だと思っており

ます。十一月にも御指摘をいただきました。まさに日本の組織を改革をして、そして多様な人材を登用していくこと、これが何より不可欠だ、何よりも大事だというふうに考えております。

その上で、私の下に企業組織の変革に関する研

究会を立ち上げております、十二月に第一回目を開催しました。まさに、取締役会の機能発揮、多様性の確保、若者、女性の活躍、中途採用の促進に向けた環境整備など、様々な問題意識の、共通の問題意識の提起をいただいているところであります。

既に、あわせてですけれども、金融庁、東証に

おいては、コーポレートガバナンス・コードの改定を目指しております、その中で既に、女性、外国人、中途採用者など多様な人材の確保、こういった方向性で議論が進んでいます。是非よ

ります。

今後、先ほど申し上げた私の下の研究会

近々、第二回を開催いたしますけれども、これまでも様々御提言いただきたい内容を具体化をし

ていきながら、春以降、経済財政諮問会議などの議論にも反映していきたいと考えておりますし、大事なことは、経済界にこうした問題意識を共有

していただき、大きなムーブメントを起こしていくことだと思いますので、齊藤議員始め様々な関係者と一緒にこうした大きな動きを起こしていきたいとうふうに考えております。

○齊藤(健)委員 私が想像していた答弁よりも踏み込んでいただきまして、ありがとうございました。

私は、今、日本は、優れた技術も優れた人材も持っていると思います。世界に冠たるものがあると確信をしています。ですが、企業の中で部長に昇進する年齢を見ても、明らかに中国や海外に比べて高い。せっかく優秀な人材をうまく活用できていないところ、優秀な技術を持つていて

もうまく活用し切れていません。

いろいろ制度改正の話をされましたけれども、今でも私は、経営のトップが決断をすればやることはたくさんあるのではないかと思っています。世話だというようなことも言われましたけれども、そんなことを言っている場合じゃ今ないと思

いますので、是非、官民挙げて、相協力して真剣にこの問題に取り組んでいく、今、ムーブメントをつくるというお話をしましたけれども、是非そ

れで進んでいきたいなと思っています。自民党的若手議員は幾らでもお手伝いしますので、是非よろしくお願ひします。

次に、通商問題について一つ、これも提案をさせていただきます。

私は、通商の世界でも一つの危機が進行していると思っています。それは、トランプ大統領の時代に起きた関税の一方向的引上げ競争です。これは、私はゆき事態だと思っています。これらの行為は、恐らくWTOのルールに違反する可能性が高いと私は思います。

WTO、世界貿易機構というのがどうしてできてきたかといいますと、もうこれは御案内のとおりですけれども、戦前、一方的な関税の引上げが自国ファーストの発想の下で起こって、そしてそれが第二次世界大戦の要因の一つになったという反省から、そういうことは戦後はやめようじやないかということで、ガットができ、そしてそれがWTOへと発展的に展開してきたわけであります。そういうルールを世界が作り上げて、苦労して作り上げてきたわけです。そして、曲がりなり

WTOのルールがあるじゃないか、WTOのルールに反するようなことを幾らアメリカが求めてきて

もできないんですよという、WTOを盾にして戦つてきたという経験を踏まえれば、そのWTOというものが使えないなったときに、私は日本は結構大変だと思いますよ。

そういうルールをぶち壊したのが、実はトランプ大統領なんですよ。中国からの輸入品に一方的に高関税をかけ、そして中国がそれに対抗してま

たアメリカからの輸入品に高関税をかけるということが行われて、今でも続いているんですね。

こういうルール無視の行動が世界で横行すると

想像をできるのですが、一方的な関税引上げが世界経済の発展を阻害する、これはそうですね、それだけではなくて、激しいアメリカとの交渉を経験した身としては、WTOのルールが使えず、アメリカのような国と力勝負の交渉をしなくていいといふことになるわけですね。つまり、大国が、俺の言うことを聞けないんだつたら

せています。

私は、通商の世界でも一つの危機が進行していると思っています。それは、トランプ大統領の時代に起きた関税の一方向的引上げ競争です。これは、私はゆき事態だと思っています。自民党的若手議員は幾らでもお手伝いしますので、是非よろしくお願ひします。

次に、通商問題について一つ、これも提案をさせていただきます。

私は、通商の世界でも一つの危機が進行していると思っています。それは、トランプ大統領の時代に起きた関税の一方向的引上げ競争です。これは、私はゆき事態だと思っています。自民党的若手議員は幾らでもお手伝いしますので、是非よろしくお願ひします。

W

私が経験した日米通商交渉におきましても、W

〔委員長退席、山際委員長代理着席〕

○梶山國務大臣 委員から御指摘ありました米中の経済摩擦に加えて、新型コロナウイルスの感染拡大という状況の中で、国際協調の重要性は高まる一方であると思つております。

一時期は八十以上の国がマスク等の輸出制限を導入するなど、自国優先的な発想や保護主義的な措置が世界で広がっていることは事実であります。こうした中で、自由貿易の恩恵を受けている日本として、WTOを中心とした多国間での貿易・投資ルールの遵守を確保することが重要であります。

三極での貿易大臣会合もやつておりまして、そういう点での意見は一致をしてきているところでありますけれども、WTOの、まずは上級委員会の機能停止の問題を解決するためにも、WTO改革を具体化する必要があると思っております。さらに、補助金規律の強化など、時代に合った新たなルール整備の重要性が増してきてると思っております。加えて、デジタルの問題、これもWTO、国際間のルール決めが必要であると思っております。

一昨日、WTOの新事務局長が任命をされました。多国間主義を標榜する米国も含め、全加盟国の全会一致で新事務局長が選出されたことは、少しだけ嬉しい兆しが見えてきたかなという思いもいたしております。

このモメンタムを生かして、新しい事務局長とともに協力して、米国も巻き込みながら、上級委員会の機能回復に向けた議論をリードするなど、WTOを中心とした国際貿易秩序の維持強化に日本が最大限の貢献をしてまいりたいと思っておりますし、紛争解決のためのやはりWTO、しっかりと機能を強化をしていかなければならぬし、回復もさせていかなければならぬと強く思つております。

○齋藤(健)委員 今が本当に大事だと、いう認識で、是非よろしくお願いいたします。

次に、農業に関して御質問させていただきま

す。

農業は、日本にとって極めて重要な産業であります。地域の活性化のためにも、あるいは、先ほど輸出の話をしましたけれども、十年後に輸出を

江戸時代の二百数十年間、日本はオランダから学び続けました。農業に関しては、今もなおオランダから学ぶべきことが多いと思っています。オランダは、九州と同じ面積と人口であるわけですが、第二次の農産物の輸出国であります。しかも、農業の形態は家族農業が中心であります。

実は、一九七〇年代に遡りますと、主力のトラックの収量で見てみても、単位面積当たりの収量は、オランダは日本と同程度であります。ところが、今や七倍から八倍の差となっています。

どこで、なぜこういう差がついたか、日本がオランダの農業改革から何を学ぶべきか、この点について農水大臣の見解を伺いたいと思います。

○野上國務大臣 お答え申します。

先生も以前オランダに渡られまして、オランダの農業について調査をされた小冊子、拝読させていただきました。なにかういう差がついたか、日本がオランダの農業改革から何を学ぶべきか、この点についてお答え申します。

そういう中で、今お話をあつたとおり、オランダ

の農業について調査をされた小冊子、拝読させていただきましたが、大変示唆に富んでおりました。心から敬意を表したいというふうに思つております。

その結果、オランダの農業につきましては、現在

も日本の十倍以上となつておりますし、また、今トマトのお話をありました。トマトの生産性を実現をしている、さらには、農作業

の機械化ですかスマート化、資材規格の統一等

による生産コストの削減を実現をする、そして、十兆円を超える農作物の輸出を実現をしていると

いうことで、大きな成果が上がつていると認識をしております。

御案内のとおり、平地の多いオランダと中山間地の多い日本、その取り巻く環境というのは異なっておりますので、個々の農業政策それそれが第二の農産物の輸出国であります。しかも、農業

を一方で、やはり、オランダの農業政策に一貫しておまるかどうかという点はあります。しかし、一方で、やはり、オランダの農業政策に一貫

をする市場の声にしつかりと応えていくという点、あるいは新技術を導入しながら競争力を高めていくという点、そういうことで成長産業化を図つていくということは大いに学ぶべきことだと

いうふうに考えております。

二〇一五年には、オランダにおきまして最先端の農業技術の研究開発を行いますワーハーニングセンターと我が国の農研機構、連携協定を締結いたしましたので、そういう研究連携の強化も進めてまいりたいと思ひますし、我が国の農業につきましても、中山間地域に対する直払い等の地域政策を進めるとともに、スマート技術の開発、実装ですか、デジタル技術の開発の加速化をすると、また、主食用米から需要の見込まれる高収益作物への転換ですか、マーケットインの発想に立った輸出促進等々、政策を進めるところであります。

その結果、オランダの農業につきましては、現

在、一経営体当たりの平均經營面積につきましては、日本の十倍以上となつておりますし、また、今

私は一つだけ紹介したいのは、今私も政策の小

冊子を作つてあるんですけど、の中でも紹介しているんですけれども、これは是非聞いていただきたいんですけど、オランダには、ザ・グリナリーやいう生産者の組織があります。これは生産者が出資をして立ち上げた生産者組合であります。

この組合は徹底的に生産者側に立つた活動をしております。私も行きましたけれども、その敷地は驚くほど広くて、参加している生産者も五百ぐらいあります。

このグリナリーのすぐ隣は、生産物の集出荷にとどまらずに配送もやればパッケージングもやれば商品開発まで一貫して行いまして、その工程全体を支配することによって巨大な小売と対峙をしております。そして、マーケットを支配しようという努力をしているわけであります。

そして、一週間に処理される商品は百万箱に及びます。取引している国は六十か国、驚くことに、オランダの生産者のための組織でありながら、巨大な小売を相手にして、どうも品ぞろえができるそうもないときは、自ら輸入までして品ぞろえをしてマーケットに応えるということをやつています。

しかも、出資をしている農業生産者はこのグリナリーの活動に細かく関与をして、パフォーマンスが気に入らなければそのグリナリーの執行陣を首にしますんですよ。そして、気軽に、ここはもう駄目だと思ったら脱退しちゃうんです。ですから、このグリナリーという組織は必死に生産者のために汗をかく、そういう生産者を中心主義を貫いているわけであります。

つまり、このグリナリーという組織は、日本でいうところの出荷、集荷を行う農協と、取引のマッチングを行う卸売市場と、そしてクロネコヤマトと、そして小売の商品開発機能と、輸出入を

行う商社の機能と、そういうものを全て兼ね備えて、農家のために、こういうものは歐州市場統合の危機感の中で彼らが努力してつくり上げてきたものであります。

今、日本は人口減少、そういう局面にあります。人口というは人の口と書きます。この口がどんどん減っていくわけです。口に入れて食べていただくものを生産している産業にとって、これは歐州市場統合と匹敵するぐらいの危機だと思います。この危機に立ち向かっていく際にオランダから学ぶべきものは、私は、その危機感とチャレンジ精神だと思います。是非、農業政策の中においてこのオランダの精神を貫徹するように、野上大臣の御尽力をお願いしたいと思います。

最後に、一つ御礼ですけれども、前回の質問で、政府備蓄米を、子供宅食、一人親ですとか生活に苦しんでいる人に備蓄米をお届けするということをやつたらどうかということを農林大臣に御要請いたしました。それが二月一日から、大臣のリーダーシップで実現することになりました。僅か二ヵ月という間にそういう手を打つていただきましたことについて、最後、心から御礼申し上げまして、私の質問といたします。

どうもありがとうございました。

〔山際委員長代理退席、委員長着席〕

○金田委員長 この際、田畠裕明君から関連質疑の申出があります。齋藤君の持ち時間の範囲内でこれを許します。田畠裕明君。

○田畠委員 おはようございます。富山一区、田畠裕明でございます。

質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。通告に従いまして質問させていただきます。

まず、本日、東京は快晴でございますが、全国的に、特に発達した低気圧、また冬型の強い気圧配置で、北海道やまた東北、日本海側中心、北陸を中心に、大雪また暴風雨の被害、暴風雨が今発生をしているというふうに承知をしております。私のふるさとも、昨晩から大変降雪がひどい、風

が強いということを聞いているところでございました。関係の皆様方、お気をつけて、お仕事また生활をしていただきたいというふうに思います。

今週、地震もございました。政府におきましては、様々な事象につきまして、国民の安心、安全のためにしっかり職務を果たしていくたくことを期待を申し上げたいと思います。

それでは、私からは今日は、コロナワクチンについて、また、昨今の雇用情勢につきまして、また、高齢者施設の支援につきましてを中心に、お電話、質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、ちょっとコロナの関連で一問でござりますが、最近、コロナの感染から回復をされた方々の後遺症についてのお話、私も耳にするところでございます。コロナ感染から社会復帰、回復をしたとしても、倦怠感や脱毛であったり、息切れ、味覚、嗅覚の異常など、後遺症に悩み苦しむ方々の声が寄せられているところでございました。

コロナ感染時の重症をしっかりと抑える、そうしたことでも大変大事でございますし、退院後の後遺症における重症度、こうしたことについてもしつかり対応しなければいけないのではないかと存ります。

コロナ感染時の重症度、また後遺症の重症度の違いについて、政府は、どう把握をし、認識をしているでしょうか。また、病態の解明、コロナ後遺症の症例の研究、分析、コロナ専門外来の設置を促進をし、国民の健康不安に寄り添うべきだと考えますが、御見解をお聞きをしたいと思います。

○田畠委員 ありがとうございます。お答えいたしました。

○金田委員長 お答えいたしました。

まず、本日、東京は快晴でございますが、全国的に、特に発達した低気圧、また冬型の強い気圧配置で、北海道やまた東北、日本海側中心、北陸を中心に、大雪また暴風雨の被害、暴風雨が今発生をしているというふうに承知をしております。私のふるさとも、昨晩から大変降雪がひどい、風

が強いということを聞いているところでございました。関係の皆様方、お気をつけて、お仕事また生

活をしていただきたいというふうに思います。

生労働科学研究の一環といたしまして、後遺症の状況や頻度、持続期間等、総括的な研究に加えまして、後遺障害の頻度が高いとされる呼吸機能、あるいは味覚、嗅覚障害に関する研究、これを今ままで、それを公表してまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、こうした研究あるいは国内外の専門家の御意見、これを踏まえながら科学的知見の蓄積に努めてまいりたいというふうに考えております。

昨日時点でのコロナ感染をされ回復をして退院をされた方々は約三十八万九千人でございます。大変個人差はあるうかといふには思いますが、後遺症で苦しんでいる方々も現実にはいらっしゃいます。しっかりと、相談の窓口を含め、ますますここに相談すればいいのか、そうしたことについてもしっかりと啓蒙啓発をお願いをするところでございます。

それでは、ワクチン接種体制につきましてお聞きをしたいと思います。

薬事承認をされ、いよいよ本日から接種が開始をされるところでございます。まずは、百の医療機関勤務をする医療従事者約四万人の方々に先行接種を開始をするとあるうかというふうに思います。一般的の国民の皆様方、六十五歳以上の方々については四月以降だということが発表されているところでございます。

また、これまでの予算委員会の答弁におきまして、一つに、発症予防効果、重症化予防効果が、ワクチンを打つリスクよりもベネフィットが高いということ、二つに、ワクチンによって感染が完全に予防されるわけではないということ、三つ目、ワクチンを接種をし仮に感染しても、他人にうつすことを防止できるわけではないこと、また四つに、今ほど申しましたが、後遺症がなくな

るわけではないこと、また、筋肉内注射であり、通常の予防接種より痛みは、個人差はございますが、高いことが想定をされるということ、また、接種をした後でも、マスク着用や、これまで同様に感染予防策を講じる必要があることが答弁等で明らかになっているところでございます。

それでは、承認前に答えようがないと答弁され、いたことについて、四点連続で聞かたいと思いますから、まとめてお答えをいただきたいと思います。

まずから、まとめてお答えをいただきたいと思います。

一つは、十六歳以上が今回接種の対象者というところでございます。未成年でございますが、十五歳以上ということではありますから、接種においては保護者の同意書が必要でありますね。当面は接種対象年齢は下げるとは言えないでしようか、お答えをいただきたいと思います。

また、二つ目、アナフィラキシーや血管迷走神経反射への対策、経過観察として、接種後全員十五分間は接種会場にて休息をしてもらう、これで正しいでしょうか。過去に重いアレルギー反応を起こしたことがある方は三十分間待機ということです。

また、三つ目、妊婦につきましては接種努力義務を適用除外とし、産科の医師との話し合いにより妊婦さん本人が判断をして接種をするということでおろしいでしようか。

最後、四つ目であります。が、変異ウイルスの監視、ワクチンのアップデータについての対処方針はどうなつてらいらっしゃるでしょうか。お聞かせをいただきたいと思います。

○田畠委員 ありがとうございます。お答えいたしました。

○金田委員長 お答えいたしました。

まず、接種対象年齢につきましてですけれども、委員御指摘のとおり、二月十四日に薬事承認を行ったところでございますけれども、審議会等におきましても、国内外の臨床試験のデータ、これが限定期であるということ等から、接種の時点

<p>ことにいたしております。なお、今後、必要なデータが整つてくれれば、安全性、有効性の評価を改めて行って検討するということもあり得るといふことは申し添えておきます。</p> <p>次に、接種後の待機時間の関係でございます。委員御指摘のとおり、過去に重いアレルギー症状を引き起こしたことのある方、また、過去に採血等で気分が悪くなつたことがある方等につきましては、基本的に三十分以上待機をしていただき、その他の方については十五分以上様子を見ていただくということにしております。</p> <p>次に、妊婦の方への対応でござりますけれども、妊娠中の方の接種の場合もデータにつきましては少ないと、いう状況がございまして、厚労科学審議会におきまして、接種の機会は提供する一方で、より慎重に接種を判断していただく必要があるということで、努力義務に係る規定を外す、適用しないということにさせていただいておりまして、主治医等に御相談をしながら判断をしていただかたいというふうに思つております。</p> <p>最後、変異株への対応でございますけれども、ファイザー社のワクチンにつきましては、薬事・食品衛生審議会におきまして、現時点で流行している種々の変異株に対しても一定の有効性が期待できるという評価をいただいております。引き続</p> <p>第一類第十四号 予算委員会議録第十二号 令和三年二月十七日</p>
<p>第一類第十四号 予算委員会議録第十二号 令和三年二月十七日</p> <p>○田畠委員 アナフィラキシーは、大変頻度は少ないといふには想定をされるわけであります。が、起ころる方においては大変、大変なことになるわけでござりますので、経過観察、並びに、接種場所において医師が不測の事態に備える体制、全ての接種会場におきまして万全に整うことを、しっかりと指摘をさせていただきたいというふうに思ひます。</p> <p>なお、ワクチン接種に関して、やはり、正しい情報を持つものが、偽情報に負けないように、しっかりと発信をし続けることが大切だというふう</p> <p>○正林政府参考人 お答えします。</p> <p>新型コロナワクチンの接種に当たる医療関係者等の確保については、医療関係団体からも御協力をいただきつつ、自治体と連携して万全な接種体制を確保していくことを考えています。</p> <p>その上で、看護職員の確保については、都道府県ナースセンターを活用して潜在看護職員を直接雇用することも考えられることから、令和三年二月五日に、自治体と都道府県ナースセンターが連携して対応するよう周知したところであり、ワクチンの接種体制確保に当たつても御活用いただきたいと考えております。</p> <p>また、医療関連業務に係る労働者派遣は原則として禁止されているところであります。が、地方分権改革に関する地方からの提案への対応として、僻地については、本年四月一日から、ワクチン接種会場を含め、医療機関に対する看護師等の派遣</p> <p>○田畠委員 厚生労働省としては、こうした取組を通じて、各自治体において万全の体制が確保できるよう、全力で支援してまいりたいと考えております。</p> <p>○田畠委員 今答弁ありましたが、僻地での接種</p>
<p>に思います。科学的な見地に基づき、政府また公的機関からのワクチンに対する発信、専門家等により繰り返し発信をすること、そうしたことを行つて検討するということもあり得るといふことは申し添えています。</p> <p>もう一点、地方自治体からのお声でございますが、集団接種方式によりワクチン接種業務を実施する場合、当該場所におきまして診療所の開設の届けを行うこととなります。必要な看護師を確保するために、派遣法の規定が、自治体による接種体制に支障が出るとの声があります。</p> <p>また一方、医療人材が不足しがちな僻地でのワクチン接種における医療人材確保の特別な対応については、どう配慮されているでしょうか。お聞かせください。</p> <p>○正林政府参考人 お答えします。</p> <p>新型コロナワクチンの接種に当たる医療関係者等の確保については、医療関係団体からも御協力をいただきつつ、自治体と連携して万全な接種体制を確保していくことを考えています。</p> <p>その上で、看護職員の確保については、都道府県ナースセンターを活用して潜在看護職員を直接雇用することも考えられることから、令和三年二月五日に、自治体と都道府県ナースセンターが連携して対応するよう周知したところであり、ワクチンの接種体制確保に当たつても御活用いただきたいと考えております。</p> <p>また、医療関連業務に係る労働者派遣は原則として禁止されているところであります。が、地方分権改革に関する地方からの提案への対応として、僻地については、本年四月一日から、ワクチン接種会場を含め、医療機関に対する看護師等の派遣</p>
<p>についてはしつかり配慮しますということ、そのような通知が出されているということを確認をさせていただきました。また、看護協会を始め、潜在看護師の活用についてもいろいろ連携をし、今協議がなされているということをお聞きをしたところでございます。</p> <p>しかし、大変大規模で史上初のこのよきな取組の中で、全てが予定どおりということにも、進む可能性もないことも想像されるわけでございますので、そのほかの手法も含めて、看護師の方は派遣法の規定にひつかかるわけでございますが、場合によっては柔軟な対応、そういうことも考えることも指摘をさせていただきたいと思います。</p> <p>国民の皆さんにはお伝えしたいと思いますが、十五日から、国や各地方自治体、いわゆるコールセンターを設置をしているというふうにもお聞きをしております。様々な御不安については、ひとつコールセンターというのも活用もお願意をしたいと思います。</p> <p>政府においては、〇一二〇一七六一七七〇、〇一二〇一七六一七七〇、これは土日を含む朝の九時から夜の九時、二十一時まで開設をされているところでございます。余りちょっとと覚えやすい番号ではないかもしれません、よろしくお願意をしたいと思います。</p> <p>繰り返しになりますが、国民の皆さんにはお願いをした受け止めを、政府の皆さんにはお願いをしたいというふうに思います。</p> <p>それでは、大きな二問目、新しい雇用、訓練パッケージ、労働政策についてお聞きをさせていただきたいというふうに思ひます。</p> <p>これまで我々は、自民党雇用問題調査会、松野博一会長の下、昨年の四月以降、四月二十三日、五月十八日、八月二十一日、十一月十八日、そして本年の一月十二日、そして二月十日、六回にわたりまして、我々自民党として、政府に、雇用政策に対する緊急提言を行つてまいりました。一貫して私は事務局長として、その取りまとめの末席</p> <p>で対応させていただいたところであります。それぞの段階におきまして最適な支援策を講じるべき請をし、政府においてもお応えをいたいたいというふうにも評価をしたいというふうに思いました。</p> <p>パネルをちょっと掲示をさせていただきまし</p> <p>た。</p> <p>特に、雇用調整助成金、これは特例措置を講じていただきたわけでございます。特に、一月末で支給件数は二百四十二万件、支給決定額は二兆七千億円前後の支給額ということでございます。</p> <p>このパネルにもございますが、これはリーマン・ショック時との比較ということで作成をしたわけであります。青の棒グラフでございます。</p> <p>オレンジのリーマン・ショック時と比べても、支給額、またその支給の初動のスピードを含めて、政府においては、労働者の雇用を守る、また地域における経済を支える、そうした意味で、雇調金については、大変、初動を含めた体制が速やかになされたのではなかろうかというふうに思います。まさに異次元の対応と、いうことが一目瞭然でなかろうかというふうに思ひます。</p> <p>雇調金の効果もありまして、昨年来の雇用情勢を振り返りますと、完全失業率は、十月、三・一%にまで上がつたところでございますが、そこを今、山ということで、失業率も下がつてきているところでございます。完全失業者は二百万人前後、もちろんいらつしやるわけであります。が、大幅な上昇というのは一度も生じていらないところでございます。</p> <p>特異点といたしましては、昨年一年間で、パーセンタージュ労働者の比率、これは一九九〇年から調査をしているわけですが、調査以来で初めてパート労働者の労働者数が低下をしたところであります。率にして、労働者に占める割合は三</p>

一・四%でございますが、一方、正規雇用者は前年比三十六万人増で三千五百三十九万人であります。正規労働者は増加し、非正規労働者が減少しているというは鮮明であろうかというふうに思いました。また、求職活動を控えている離職したパートタイム労働者も存在しているというふうに分析できるのではないかと思います。非正規の就労支援、求職支援に軸足を移すべき段階になつているのではないかと存じます。

本年四月から、中小企業におきまして、改正のパートタイム・有期雇用労働法がいよいよ中小企業にも適用されるわけでありまして、いわゆる同一労働同一賃金でございますが、非正規労働者の待遇改善はもちろん、非正規の正規化へのシフトにも注力をするなど、労働市場の質的変化にしっかり対応すべきではなかろうかというふうに思います。現在でも、パートさんを多く雇用する飲食サービス業、小売業において、コロナの影響が明確に出ていたりすることが統計上も分析できるのではなかろうかと存じます。

一方、雇用保険に入れない方々を中心、求職者支援制度というのが、これまで政府もリーマン・ショック時の教訓を基に作成をし、今、法定化をされているところであります。受講料が無料といふこと、国から認定を受けました民間の教育訓練機関等が訓練を実施をすること、また、要件がございますが、要件を満たす方においては、この訓練期間中、月額十万円の給付金が支給をされるということでございます。ただし、これまでも、出席要件が大変厳しくて活用しづらいという声がございました。先般十二日に発表されました新たな雇用・訓練パッケージでは、収入要件、出席要件が緩和をされたところでございます。これはしっかりと周知をお願いをしたいというふうに思っています。

そこで、総理にお聞きをさせていただきたいと思いますが、雇用金の特例措置によりまして、先ほどから申し上げておりますとおり、失業の連鎖は食い止められてきているのではないかというふ

うに思います。次は、雇用金頼みからの転換をし、出向の促進であつたりですか、浮き彫りとなりました非正規労働者の支援が必要でなかろうかというふうに思います。民間の力も活用しながら、労働移動や業態転換、求職者向け支援の拡充をしっかりと促す政策を大胆に行うべきではなかろうかと思いますが、総理の見解をお聞きをしたいと思います。

○菅内閣総理大臣 新型コロナによる雇用への影響

響が長期化する中にあつて、雇用を守るとともに、離職を余儀なくされた方などを支援する対策、極めて重要だという認識を持つております。

具体的には、今質問ありましたように、雇用調整助成金、これの特例措置に加え、先般の第三次補正予算において産業雇用安定助成金を創設をし、在籍型出向を活用した雇用維持これを実施をいたしております。また、非正規雇用労働者の円滑な就労に向けた支援として、ハローワークの体質強化や、新型コロナの影響による離職者をトライアル雇用する事業主への支援など、こうしたことを行っております。

さらに、御本人の能力開発を推進するために、特にデジタル化の進展等により求められるスキルが変化している中で、技術革新と産業界のニーズに合ったスキルを身につけられるよう、学び直しや教育訓練への支援などを用行うとともに、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備に向けて、求職者支援制度の要件緩和など、こうしたことに取り組んでいるところであります。

あわせて、中小企業等事業再構築促進事業を通じて、非正規労働者の雇用の受皿となる中堅・中大企業においても助成率十分の十という、これまで本当にいまだかつてないような対応をさせていただきます。緊急事態宣言の下において、一部大企業においても助成率十分の十という、これはもう本当にいまだかつてないような対応をさせていただきます。これが四月までは続くことが、こういうものの役割が非常に大きかったと思います。

今、現状、言われるとおり、本当に特例の特例でございまして、緊急事態宣言の下において、一部大企業においても助成率十分の十という、これがもう本当にいまだかつてないような対応をさせていただきます。これが四月までは続くことが、五、六月は段階的に、これを本則に戻すための段階的な対応をする。その中においては、厳しい地域でありますとか厳しい業種に対しても、大企業に対しても一定の対応をということをこの五月、六月は考えておりますが、七月以降は、基本的に

は、雇用情勢が大幅に悪化しない限りは、現状とおりです。

ただ、そのときの状況がどういう状況か分かりませんので、そのときの状況が非常に厳しい状況がある、若しくは厳しいことが予想されるという

ことがあります。そのため起れば、そのときには臨機応変な対応、これも我々は考えていかなきやならないと思っています。

いずれにいたしましても、雇用を本当に企業がお守りをいただいていることに我々は感謝をいたしておりますが、それを我々としても支援をしていくこと、これは大変重要なことだと思います。

思っておりますので、またそこはそれぞれ、私も調査会のメンバーでございましたので、皆様方ともいろいろと御議論させていただきながら判断をさせていただきたいというふうに思つております。

○田村国務大臣 委員がおつしやられますとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴つて非常に厳しい業種というものが散見されるわけで、それは例えば飲食店でありますとか、あと宿泊業、観光業、こういうのが非常に厳しい。にもかかわらず、失業率が3%を超えない、また、今、現状、有効求人倍率も、厳しくなっておりますが、それでも一倍以上というのは、これは雇用調整金というものの、あと休業支援金というのもあります

が、こういうものの役割が非常に大きかったと思

います。

○田畠委員 大臣から大変丁寧な答弁をいただきました。ありがとうございます。

総理、我々この雇用問題調査会の提言には、雇用保険財政についても触れさせていただいています。

その健全性は大変重要な不可欠であるかというふうに思います。失業等給付の支援、支給など、雇用対策の実施を万全を期すべく、雇用保険財政、安定的な財政運営ができますように確保することをお願いをしたいと思います。麻生財務大臣にもお伝えをさせていただきたいと思います。

それでは、次はテレワークについて、坂本大臣にちよつと一点お聞きをしたいと思います。

リモートワーク、在宅勤務、働く場所を問わな

い就労が、このコロナを通じても広がつていよう

かと思います。地方創生の観点からテレワーク促進について、坂本大臣の御見解、お取組をお知らせをいただきたいと思います。

○坂本国務大臣 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、地方への関心が非常に高まっております。東京へは二十四年間、東京への転入が

厚労大臣にもちょっとお聞きをしたいと思いま

転出を上回つておりましたけれども、昨年の七月から六ヶ月連続で、東京からの転出の方が上回っております。

そういうことで、一方で、全国で三割以上の方々がテレワークを活用されているという事情がありますので、こういうテレワーク等を活用しながら、これから、東京にいても、都会にいても、地方にいても、同じ環境で仕事ができる、生活ができる、そういうことを進めてまいりたいと思っております。

具体的には、令和二年度の第三次補正で、テレワーク推進交付金、百億円措置をいたしました。また、令和三年度の予算におきましても、民間企業とそれから地方公共団体を結ぶ情報交換、さらにはテレワークを活用した移住者に対する支援措置、そういうものを行ております。

委員の御地元の富山にしましても、富山駅前にスケッチラボというコワーキングスペースがありまして、そこで様々なワークショップなども行われているようですけれども、ここでもしてテレワークに特化したいろいろな設備を整えたいということであれば、こういった交付金を活用して、テレワークの推進を更に進めていただきたいと思います。

そういう思いで、今後、東京への一極集中の是正、あるいは地方分散型社会、この取組を進めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○田畠委員 大臣、丁寧な答弁ありがとうございます。

坂本大臣におかれましては、孤独・孤立担当大臣にも御任命されたと拝見をしていところであります。また機会を捉えまして、いろいろな政策提言をやさせていただきたいと思います。

四月から介護報酬の改定がなされるところであります。通所介護等の報酬について、感染症や災

害の影響により利用者等が減少した場合、状況に即した安定的なサービス提供を可能にする特例措置の創設、大変歓迎する声が聞かれているところであります。

また一方で、全ての介護サービス事業者に、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組強化として、三年間の経過措置を設けて、指針、計画、研修、訓練の実施を求めるいわゆるBCP計画策定が盛り込まれたところであります。事業所の規模によっては負担感も大きいものであり、政府や地方自治体等の支援や指南も大変必要だというふうに思います。

とりわけ、基礎自治体との連携が大変重要になります。災害の種別や感染症の特性によつて基礎自治体の窓口が縦割りで、何回も高齢者施設側は説明にエネルギーを要するのではないかという声も聞かれることであります。訓練等を通じて、地域住民との連携もより一層必要であろうかとうふうに思います。

業務継続計画の策定と基礎自治体の情報共有などに政府も積極的に関わり、レジリエンスな高齢者施設運営をサポートすべきだというふうに思いますが、お考えをお聞かせをいただきたいと思います。

○こやり大臣政務官 お答えいたします。

委員も今御指摘がございました、令和三年度の介護報酬改定におきまして、運営基準において、BCPの策定、あるいは研修、訓練の実施等を求めることがあります。

御指摘のとおり、事業所あるいは地方自治体への負担、これを軽減していくながら、円滑にこれまで、本当にありがとうございます。

今回、ワクチンに関して、今日から国立病院機構などでワクチンの接種が始まります。ちょうど今、この時間も、全国の約百の国立病院機構などの病院にワクチンが届き、そして接種が始まっています。

そのため、三年間の経過措置を設けつつ、その期間を準備期間といたしまして、自治体あるいは事業者が円滑に情報交換しながら進めていくことを運営していくことが重要になつてしまります。

それを後押しするために、例えば、入所系であるとか訪問系、あるいは通所系、こういったサービス類型ごとにBCPのガイドラインをきめ細かくお

作りをする、また、そのガイドラインをより詳しく解説した動画等による研修、こうしたことを実施していくというふうに予定をしております。これがたんさんいらっしゃいます。こうした方々がコロナ禍あるいは災害においても、介護が必要な方はたくさんいらっしゃいます。

また一方で、介護保健施設において新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者を受け入れた場合には、介護報酬上、特例的な評価を行うということを明確に発表されたところでございます。

それぞれ高齢者施設、様々な事情で、地域の生活また高齢者の生活を守つていらっしゃいます。柔軟な対応を切にお願いを申し上げまして、質疑を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○金田委員長 この際、国光あやの君から関連質疑の申出があります。齊藤君の持ち時間の範囲内でこれを許します。国光あやの君。

○国光委員 茨城六区選出の衆議院議員、国光あやのございます。

若輩にもかかわらず、御質問の機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

今回、ワクチンに接種が始まります。ちょうど今、この時間も、全国の約百の国立病院機構などが報道にも上ると思います。

私は元々、医療現場で働いていた医師でございました。その中で、実は第一波の頃から、地元の茨城が医師不足であります。ワースト二位の医師不足でありますので、ずっと、コロナの患者さんも含めて診療に当たつてまいりました。その中で、二つ、今実感することがございました。

一つが、先週末も地元の病院で当直をさせていただおりましたが、医療関係者の反応、非常に今好意的に受け止められています。というのが、感染者が減ってきた、そして重症者が減ってきた。

例えば、東京都であっても、東京都内で一番患者さんを今まで受け止めてきました。大学病院がございまして、菅総理もお目にかかる東京医科歯科大学の、武田大臣も学長さんはいとこでいらっしゃるかと思ひますけれども、例えはその東京医科歯科大学では、十二月頭から患者さんが切れることがなかつた。本当に逼迫されていました。しかし、先週末初めて、週末に新規の入院患者さんがゼロになつた。これはすごいことです。

これは、やはり菅総理のリーダーシップで、感染拡大を防止する緊急事態宣言、本当に国民の皆さんには多大なる御協力をいただいているわけです。が、集中的な効果が功を奏してきて、国民の安心、そして医療の逼迫も緩和、これは本当に光が見えていることだと思います。是非この勢いで、しっかりと先を見据え、仮に第四波が来たとしても乗り越える、この体力をつけていかねばならないと思います。

そして、もう一つ、私自身が医師としても患者さんを診ていた中で感じること。

今まで、この一年間、実は、患者さんの外来診療だけでなく、みとりも経験したことがあります。コロナの患者さん、実際どうなのかといいます。肺の中には、海ブドウのように、海ブドウの関係者には大変失礼な、恐縮なんですが、海ブドウのような肺胞といつものがたくさんあるのです。これがウイルスによつて潰れていく。海ブドウの息が吸えない。吸えない苦しみというのは、間近で患者さんを見ると本当に実感します。

亡くなつた患者さん、そしてその家族が言われたこと、去年から四例の患者さん、四人の患者さ

んを私もみとつてまいりました。ワクチンや薬があれは、やはり本当にその思いは、当事者の方は切実に思つていらっしゃる。そこで、今やつとワクチンという期待の光ができる。これを何とか軌道に乗せなきやいけない。これが政治の責任だと思います。

そこで、改めて厚生労働省にお伺いいたしました。

本日から、先ほど申し上げたように、ワクチン接種が始まります。ワクチンは、昨年はまだデータが余りなく、医療関係者でさえ、感染症や呼吸器の専門の先生でさえ、ワクチン、先生どうですかと伺つたら、いやあ、ちょっと、有効なんか、副反応がどれぐらいなのか分からぬから、ちょっと俺控えたいなというような方が実は結構いらっしゃいました。ただ、変わってきたなと思います。一月に入つて、この二月に入つて同じ質問を同じ方に聞くと、かなり好意的に皆さん、やはりこれは打たなきやと、データが出てきて安心を感じている。医療のプロフェッショナルの医療者でも安心を感じているような、そういう実感を持つております。

国立病院機構などでの接種、当初一万人を想定していたと伺いましたけれども、どうも、私も昔、国立病院で働いていて、聞きますと、かなり希望者が多かった。相当な数の希望者がいらっしゃったようにも伺つておりますが、厚生労働省におかれでは、今日から始まるワクチンの接種、どのような形でどのくらいの規模の方に、そして実際の受け止めはどうなのかなというあたりを、是非国民の皆様にもお知らせをいただきたいと思ひます。

○正林政府参考人 お答えします。

御指摘の先行接種については、百の医療機関から先行接種の候補者として提示のあつた約四万人の医療従事者に対し、本日十七日より開始することとしております。このうち約二万人の医療従事者については、継続的に観察日誌を御記入いただきとともに、二回目の接種後二十八日までに発現

した症状などを調査することとしております。本日から、先ほど申し上げたように、ワクチン接種が始まります。ワクチンは、昨年はまだデータが余りなく、医療関係者でさえ、感染症や呼吸器の専門の先生でさえ、ワクチン、先生どうですかと伺つたら、いやあ、ちょっと、有効なんか、副反応がどれぐらいなのか分からぬから、ちょっと俺控えたいなというような方が実は結構いらっしゃいました。ただ、変わってきたなと思います。一月に入つて、この二月に入つて同じ質問を同じ方に聞くと、かなり好意的に皆さん、やはりこれは打たなきやと、データが出てきて安心を感じている。医療のプロフェッショナルの医療者でも安心を感じているような、そういう実感を持つております。

○国光委員 ありがとうございます。

全国民が注目をしている接種でございます。厚生労働省の足下の病院でもござります、しっかりと国民に安心、確実な情報を、安心を届けるように、是非御努力をいただきたいというふうに思ひます。

また、改めてここで、これでもなお、ワクチンの接種、非常に不安だというお声、私も地元でもたくさん伺います。昨日もたくさんのお声が、やはりちょっとと受けるのは不安だというお声をいたしました。

そこで、やはり、受けれるか受けないかを判断する中では、正しい情報が本当に大事です。今日、改めて、私も元々、実は専門が呼吸器内科で、特に感染症で博士号もいたいた、感染症の実は専門でもあります、ちょっとまとめさせていただ

きました。(発言する者あり)ありがとうございます。こちらは、厚生労働省の資料などでまとめました。新型コロナ自体がどれぐらい危険なのか、いわゆる本当に危機を思わなきやいけないかといふうなデータでございます。

今まで、この一年間の実績で分かつていていること、それは二つです。一つは、年齢依存性で、やはりお年を召すと明らかに、一気に重症化率そして致死率が上がります。もう一つは、御高齢の方でなくとも、私ぐらいの世代の方、私より下の世代の方でも、基礎疾患があるとやはりリスクが上

P D という、これはたばこなどの吸い過ぎによつて肺がかなりぼろぼろになつてしまふ肺線維症のような疾患でありますけれども、この二つが特に非常に危険である。糖尿病に関しては、ちょっと血糖が高いぐらいでしたらまだいいんですが、インシュリンを使つていてるレベルですと、普通の方の二十倍にリスクが上がります。

また、肥満、B M I 三〇以上とあります。これは、身長百六十センチの方、男性でも女性でも、大体体重が八十キロ以上ですとリスクが五倍です。どきっとされた方は、是非この機に、三密を予防しながら御散歩をされていただく、三密を予防されながら運動していただくことを強くお勧めをさせていただきたいと思います。

そして、やはり気になることが、一番避けたいのは、国民の命がコロナによって落とされることがあります。だからこそ、ちょっととまとめて落とされることがあります。

そこで、やはり受けれるか受けないかを判断する中では、正しい情報が本当に大事です。今日、改めて、私も元々、実は専門が呼吸器内科で、特に感染症で博士号もいたいた、感染症の実は専門でもあります、ちょっとまとめさせていただ

きました。(発言する者あり)ありがとうございます。こちらは、厚生労働省の資料などでまとめました。新型コロナ自体がどれぐらい危険なのか、いわゆる本当に危機を思わなきやいけないかといふうなデータでございます。

M E R S や S A R S は、M E R S は三〇%、S A R S が一〇%の致死率です。それよりは、S A R S に比べると一〇%の十分の一、コロナの平均的な致死率は一%強。ちょうど今一・三%ぐらいだと思います。よく比べられるインフルエンザは、インフルエンザとまだ同等だらうというふうなことを思つてゐる方もいらっしゃるかもしれません、インフルエンザはコロナの十分の一、

だだと思います。よく比べられるインフルエンザは、インフルエンザとまだ同等だらうというふうなことを思つてゐる方もいらっしゃるかもしれません、インフルエンザはコロナの十分の一、

一・一%の致死率です。ですから、S A R S の十分の一がコロナです。コロナの十分の一がインフルエンザです。かなり、やはりここに、インフルエンザとまだ同じとは言つていいファクトがあ

ると思います。

また、これは年代別に見ますと、三十代、四十年代の方々ぐらいまではほとんど亡くなりません。数えるぐらいしか今まで亡くなつておりませんが、五十代以上になると一気に伸びてきて、

具体的な数字をお示しておられますけれども、三十代の方を一としましたら、四十年代、五十年代の方で致死率が上がります。もう一つは、御高齢の方でなくとも、私ぐらいの世代の方、私より下の世代の方でも、基礎疾患があるとやはりリスクが上

がります。この二つです。

また、これは年代別に見ますと、三十代、四十年代の方々ぐらいまではほとんど亡くなりません。数えるぐらいしか今まで亡くなつておりませんが、五十代以上になると一気に伸びてきて、

八十年代で一二%の方、九十代の方ですと一六%の方が亡くなつておられる。こういう事実があり、今日指すゴールは、いかにワクチンや薬でこの致死率を下げること、インフルエンザが〇・一%であれば、それになるべく近づけていくこと。そうすると、インフルエンザと初めて同等と言えるといふうにエビデンス的には考えられると思いま

す。

そこで、改めて厚生労働省にお伺いいたしました。

本日から、先ほど申し上げたように、ワクチン接種が始まります。ワクチンは、昨年はまだデータが余りなく、医療関係者でさえ、感染症や呼吸器の専門の先生でさえ、ワクチン、先生どうですかと伺つたら、いやあ、ちょっと、有効なんか、副反応がどれぐらいなのか分からぬから、ちょっと俺控えたいなというようの方が実は結構いらっしゃいました。ただ、変わってきたなと思います。一月に入つて、この二月に入つて同じ質問を同じ方に聞くと、かなり好意的に皆さん、やはりこれは打たなきやと、データが出てきて安心を感じている。医療のプロフェッショナルの医療者でも安心を感じているような、そういう実感を持つております。

○国光委員 ありがとうございます。

全国民が注目をしている接種でございます。厚生労働省の足下の病院でもござります、しっかりと国民に安心、確実な情報を、安心を届けるように、是非御努力をいただきたいというふうに思ひます。

また、改めてここで、これでもなお、ワクチンの接種、非常に不安だというお声、私も地元でも

<p>る、死亡者も減るという結果が当然起これり得るわけです。</p> <p>ただ一方で、皆さんが気にされている副反応は、痛みや発赤などは当然出ます。なぜならば、ワクチンは、体の中に異物を与えて、それで免疫反応を起こして体によろいをまとうようなもので、自分の体に敵をやつつけた兵隊をつくるようなもののですので、どうしても熱は出ます。腫れますが、それは、やはりワクチンは当然出てしまいます。</p> <p>ただ、ほかの薬でも同じです。副反応、副作用は出ます。実際、じゃ、どれくらい副作用のレベルがあるんですかといふことをまとめていますと、皆さんにおなじみの抗生素。例えば、風邪を引いた、何かばい菌が入った、痛いときには抗生素をお飲みになると、五千人に一人の方にアレルギー反応が出ます、重度のアレルギー反応。</p> <p>今回のワクチンは、mRNAワクチン、ファイザーのワクチンなどもそうですが、二十万人に一人。つまり、抗生素の方が、普通の薬の方が圧倒的に副作用が出る率は高いんです。</p> <p>でも、やはり何でワクチンって怖いのと思つてしまふといいますと、薬といふのは症状が出でから飲むので、やはり、ああ、これは飲まなかつた、抗がん剤だつて、そうですね、副作用はすごく出ます。でも、それは、その患者さんが実際に自分がなつておられて、がんを怖いと思っている、自分の主觀で自分が実際思つているということが非常に大きいと思います。</p> <p>分からぬ、なつてもいい病気に対して本当にやる意味があるのかあるかもしけませんが、是非この辺りのエビデンスをしっかりと押さえながら、分かりやすく国が説明することが本当のリスクコミュニケーション。国民への安心、安全に当たると思いますけれども、ここで改めて、今回のワクチンの承認を経たデータも踏まえての安全性と有効性、是非大臣から御見解をお聞かせください。</p> <p>○田村国務大臣 非常に分かりやすいお話を、あり</p>
<p>がとうございました。</p> <p>非常に、今回のmRNAワクチンでありますと、開発が早くできたので心配だというお声を言われる方がおられます、これは、SARS、MERS等々で、既にこういうワクチンのデザインといひますかそういうものがあつて、そういうような経験を基に今般こういうふうな非常に早い形で作られた、総力を挙げて作ったということでありますので、安全性・有効性といふものは、そういう意味では、ちゃんと検証をそれぞれ製薬メドレーとして各国の審査当局でやつていただいておるということがあります。</p> <p>今般、PMDAで報告書を出していただいたわ</p>
<p>けでありますけれども、この中で、中和抗体価、これが海外での抗体価と同等レベル、これはしっかりついていて、発症予防効果といふ意味がかりついているので、発症予防効果といふ意味からすると、これは確認できるであろうということです。</p> <p>一方で、重症化予防、広義の意味での重症化予防という意味からいたしますと、これは発症しなければ重症化しないわけでございますので、これは重症化予防効果はあると思います。ただ、一般に言われる重症化予防効果といふことになりますと、実は、治験の中において発症された方においての重症者例というのは少ないものですから、これ自体をなかなか確認することはできないといふのが実態でございます。</p> <p>そのような下でどういうような副反応があるかということありますけれども、例えば、接種部位の疼痛は今回八七%ぐらい確認できている、それから三十七度五分以上の発熱は約三三%ぐらい確認できている、そして頭痛は四四%、約ありますけれども確認できているということで、これだけ見ているとなかなか他のワクチンと比較できませんので、例えば肺炎球菌ワクチン、これと臨床試験での評価をしてみますと、注射部位疼痛が六六から七九%ぐらい、それから三十七度五分以上</p>
<p>から二五%ぐらい。若干、肺炎球菌ワクチンと比べれば副反応率は多いですが、大体一日、二日でこういうものは消えていくというような形が国内であります。</p> <p>なお、国内治療ではアナフィラキシーショックは認められていないんですが、海外でも市販されていますので、アメリカでは大体百万回当たり五件、それからイギリスでは百万回当たり二十件、これが認められておるということでございまして、それが認められるとなると、これが認められないで、アメリカではこれから国内でいろいろな対応をしていく中において十分に情報を収集していくかなければならぬと思っております。</p> <p>いずれにいたしましても、こういう情報を、反応の情報をちゃんと国民の皆様方にしっかりと公表をさせていただいて、お伝えさせていただきたいこと、これがやはり、今委員が言われたように、リスクとベネフィット、国民の方々がそれぞれ御判断されるのに非常に重要なふうに思つておりますので、しっかりとこれからも情報公開をしながら、国民の皆様方にしっかりと御理解をいただきたいというふうに考えております。</p> <p>○国光委員 分かりやすい御説明、ありがとうございます。おつしやりにいく部分まで代わりに前もつて言つてしままして、大変恐縮でございます。</p> <p>また、重度のアレルギー反応、アナフィラキシーショックというもの、多分、見ていらっしゃる国民の皆様方もお医者さんから言われたことがあるかと思いますが、アナフィラキシーショックやアレルギー反応は、実際今まで日本国内では発生がなく、おつしやつたように、そして、海外でも、いろいろニュース、報道では出てきていますけれども、実際にアナフィラキシーショック、アレルギー反応によつて命を落とした方というの</p> <p>りがとうございます。その辺りの分かりやすい御説明を、引き続き是非御努力をいただきたいと思います。</p> <p>また、分かりやすくしてほしいと国民が思つてゐる話で、もう一つ、ワクチンとともに治療薬がありますが、注目をされておりますけれども、私も、いろいろな医師に聞き取りをしたり、いろいろな研究者の方に聞きますと、確かに、今一番期待が持てる、エビデンス、科学的な根拠を持って期待ができるのはワクチンです。これは間違いないですが、ワクチンも、ただ、常に治療や医療には不確実性があります。蓋を開けてみると、意外にそんなに日本で点々々といふことも全くないわけではありません。というときには、ワクチン一本足打法ではなく、しっかりと治療薬の方も開発を、承認を進めるということは非常に大事だと思います。</p> <p>実際、この治療薬、何か片仮名の文字がたくさん躍つていて、一体何が何だか分からぬといふような声が国民の皆様の率直なところだと思います。改めてここで治療薬についても整理をいたしました。</p> <p>今承認をされているものは三つ。</p> <p>レムデシビルという薬。これは、昨年の五月に、アメリカのお薬ですけれども、緊急承認をされました。</p> <p>そしてもう一つ、デキサメタゾン、デカドロンという二番目のものですね。こちらは、ふだんから三十七度五分以上の発熱は約三三%ぐらいです。これが今、大体どの医者をつかまえてお尋ねをしても、一番いわゆる効きます、切れ味がいいとよく私たち医療者は言つんですけれども、切れ味がいいのはこのステロイド、二番のデカドロン、デキサメタゾンが一番効くんじゃないかと。実際、ガイドラインでも一番推奨されているのはこれです。</p>

ただ、それだけでも、今これほど世界的な死者数なわけですから、足りないわけです。となると、まだ承認されていないお薬というものの、それが新しい特効薬が非常に期待されるわけですが、さっと並べてみましたけれども、大体十三、四個ぐらい、今、国内でも治験などが走っているものがあるわけです。

アビガンはもう承認申請済みですが、それ以外にも、例えばアクテムラという、これはリウマチに使ったお薬。リウマチで多分使っていらっしゃる方、たくさんいらっしゃいます。このお薬が意外に効く、効くんじゃないかというふうに言われていますし、これが内資、中外製薬さんのイノベーションもありますし、実際にこれは日本ではまだノータッチ、推奨されていないんですけども、イギリスでは推奨されました。これも期待が持てる薬だと思います。

また、八番の血漿分画製剤は、ちょうどコロナになった患者さんの血清を集めて治療薬にするものですから、これも機序を考えると、大体、薬は機序を考えると、ああ、効くか効かないかという目利きができるものなんですが、いわゆるいかにも効きそうな機序を持つていてのが血漿分画製剤。

そしてまた、我が国が誇る、ノーベル賞を受賞したイベルメクチン、ちょうど五番目のものですね。イベルメクチンは、大村先生がノーベル賞を受賞されたもので、これは日本も大きく世界的に寄与していまして、アフリカに多く発生する、オニコセルカ症という寄生虫の病気に特効薬として効きまくるという薬です。これも新型コロナにも効くんじゃないかというふうに強く期待もされています。

これも改めて厚生労働省にお伺いしますが、し

ばらくちょっとと話題が余りなくなってしまったこの治療薬、今、進捗状況はいかがなのかなということが改めて教えていただければと思います。

○正林政府参考人 お答えします。

治療薬の研究開発については、一日でも早く國民の皆様の不安を解消できるよう、政府としても亡者数なわけですから、足りないわけです。となると、まだ承認されていないお薬というものの、それが新しい特効薬が非常に期待されるわけですが、さっと並べてみましたけれども、大体十三、四個ぐらい、今、国内でも治験などが走っているものがあるわけです。

アビガンはもう承認申請済みですが、それ以外にも、例えばアクテムラという、これはリウマチに使ったお薬。リウマチで多分使っていらっしゃる方、たくさんいらっしゃいます。このお薬が意外に効く、効くんじゃないかというふうに言われていますし、これが内資、中外製薬さんのイノベーションもありますし、実際にこれは日本ではまだノータッチ、推奨されていないんですけども、イギリスでは推奨されました。これも期待が持てる薬だと思います。

また、八番の血漿分画製剤は、ちょうどコロナになった患者さんの血清を集めて治療薬にするものですから、これも機序を考えると、大体、薬は機序を考えると、ああ、効くか効かないかという目利きができるものなんですが、いわゆるいかにも効きそうな機序を持つていてのが血漿分画製剤。

そしてまた、我が国が誇る、ノーベル賞を受賞したイベルメクチン、ちょうど五番目のものですね。イベルメクチンは、大村先生がノーベル賞を受賞されたもので、これは日本も大きく世界的に寄与していまして、アフリカに多く発生する、オニコセルカ症という寄生虫の病気に特効薬として効きまくるという薬です。これも新型コロナにも効くんじゃないかというふうに強く期待もされています。

これも改めて厚生労働省にお伺いしますが、し

うかを確認する研究、抗体を活用した治療薬や治療方法に関する研究、新しい治療薬を作るために必要な候補物質を探す研究など、多くの機関によつてこつした研究が行われており、厚生労働省のホームページにおいて紹介しているところであります。

この開発については、既存の薬が使えないかどうかを確認する研究、抗体を活用した治療薬や治療方法に関する研究、新しい治療薬を作るために必要な候補物質を探す研究など、多くの機関によつてこつした研究が行われており、厚生労働省のホームページにおいて紹介しているところであります。

引き続き、有効性、安全性が確認された治療薬を開発するだけ早期に実用化し、国民に供給することを目指すとともに、分かりやすい情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

○国光委員 ありがとうございます。

なかなか、今、研究開発中でありますので、おつしやりにくい部分の中で進捗状況をお教えいただ

きまして、本当にありがとうございます。引き続

きしつかりウォッチをしてまいりたいと思いま

す。

続きまして、総理にお尋ねをしたいと思いま

す。

○菅内閣総理大臣 新型コロナウイルスを始めと

した予期せぬ感染症に対するワクチンの、治療薬

については、まさに国内で開発、生産ができる体制、これを確立しておくことは極めて重要な危機管理、こう申し上げたいと思います。

今回の件につきましても、多くの国民の皆さん

が、なぜ日本はないんだ、こうした疑問、そうし

た声があることも、私、十分に承知をいたしております。今後、今委員から御指摘いただきま

すように、まさに検証をして、そして、新たなヘル

スケア産業ですか、こうしたものをしつかり支援

をしていく、こうしたことでも大事だというふうに

思います。今後、今委員から御指摘いただきま

すように、まさに検証をして、そして、新たなヘル

スケア産業ですか、こうしたものをしていくこと

を思っています。今後、今委員から御指摘いただきま

すように、まさに検証をして、そして、新たなヘル

スケア産業ですか、こうしたものをしていくこと

を思っています。今後、今委員から御指摘いただきま

すように、まさに検証をして、そして、新たなヘル

スケア産業ですか、こうしたものをしていくこと

を思っています。今後、今委員から御指摘いただきま

すように、まさに検証をして、そして、新たなヘル

スケア産業ですか、こうしたものをしていくこと

を思っています。今後、今委員から御指摘いただきま

すように、まさに検証をして、そして、新たなヘル

スケア産業ですか、こうの

熱病や梅毒の菌を発見もしています。

ただ、翻つて今回のワクチン、アメリカに、そ

の開発、そしてしつかり承認をし、世界に冠た

るワクチンの先進国の地位を取り戻すことを是非

期待をしたいと思います。

最後に、梶山大臣にお尋ねを申し上げたいと思

います。

イノベーションの関係で、コロナではないで

すけれども、ビッグニュースが先週飛び込んで

いました。事業規模、世界トップテン以内に

入っている台湾の半導体企業TSMCが、私、地

元がつくばなんですか、つくばに、何と地

元のつくばに、しつこく言つて申し訳ありません

います。

ニュースが飛び込んでまいりました。

これは、地元茨城の大臣でしたらお分かりだと

思いますけれども、つくばを始め本当に皆さん大

きく期待をされ、歓迎の声が多数上がっています。

本当にこの声、イノベーションにとっても大

事、そして半導体という、経済安全保障、各國

が、いろいろな国が台頭してきている中で、台湾

と日本の、外交上しつかり経済安全保障を守つて

いくぞという意味でも非常に意味のある取組では

ないかと思いますけれども、是非御所見をお伺い

させてください。

○梶山国務大臣 今委員からお話をありましたよ

うに、世界最大の半導体製造企業でありますTSMC、二月九日の取締役会におきまして、日本の

つくば市に、地元のつくば市ということでありま

すが、研究開発拠点の設置を決定したことを歓迎

をしているところであります。

デジタル化やグリーン化を進めることで、AIや

ビッグデータ活用などを支える先端的な半導体は

極めて重要な技術であると認識をしております。

世界で競争をしているわけですね、今。

従来より、つくば市にある産総研におきまして

先端的な半導体の研究開発を行つてあるところで

あります

が、今回

TSMCの発表のように、海

外の先端企業と国内の研究機関や日本メーカーの連携が進むことで、国内半導体産業の活性化につ

<p>ながることを期待をしているところであります。経済産業省としましても、NEDOに設置してあります先端的な半導体の製造技術開発を支援する基金を活用しまして、本年二月五日にプロジェクトの公募を開始したところであります。</p> <p>こうした事業により内外の企業連携や技術開発を支援することで、先端的な半導体の製造技術の確保、サプライチェーンの強靭化、そして将来のイノベーションにつなげてまいりたいと考えております。</p> <p>○金田委員長 時間が参りました。</p> <p>○国光委員 はい。</p> <p>ありがとうございます。地元茨城の皆さんも大変喜んでいらっしゃると思います。</p> <p>武田大臣におかれでは、済みません、ちょっと質問通告していたんですけど、大変申し訳ありませんでした。</p> <p>○金田委員長 これにて斎藤君、田畠君、国光君の質疑は終了いたしました。</p> <p>次に、中野洋昌君。</p> <p>○中野委員 兵庫八区、尼崎市選出、公明党の中野洋昌でございます。</p> <p>本日は、質問の機会を頂戴をいたしまして、心から感謝を申し上げます。</p> <p>冒頭、二月の十三日に福島県、宮城県を中心に発生をしました地震におきまして被災に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げるとともに、一刻も早く日常を取り戻していただけるよう、政府には全力を尽くしていただきたいというふうに思っています。</p> <p>まず冒頭、このコロナ対策のまさに切り札でもござりますワクチンの接種、これについて質問をさせていただきます。</p> <p>先ほど来様々質問がございましたけれども、本日いよいよ医療従事者への先行接種ということでお開始をいたしました。そして、四月以降、高齢の方に対しても接種、これがまさに始まるわけであ</p>
<p>ります。これは、実際に準備に当たつておりますのは、市町村がそれぞれ制度設計をしておるといふことであります。都道府県もしっかりとフォローをして、國、都道府県、市町村まさに一体となって取り組んでいく非常に大事な事業であります。</p> <p>私ども公明党、それぞれの地方議会にもネットワークがございますので、しっかりと連携をして、この成功に向けて全力を尽くしてまいりたいと思います。</p> <p>他方で、このワクチン接種、まさに走りながら制度設計をしているところも様々ございまして、現場からはいろいろな声も上がつてまいります。</p> <p>本日、こうした現場の声を基に、しっかりと皆様に安心をして、準備が円滑に進むよう質問をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず冒頭、このワクチンの接種体制の整備に係る費用についてあります。</p> <p>もちろん、国民お一人お一人がワクチンを接種をする、これは費用は無償ということでやつていいのです。これまでの自治体が準備をしているわけでありまして、例えば、今いろいろなモデルが提唱をされております。東京都の練馬区のように、非常に多くの診療所を活用して非常に身近なところで接種ができるような体制も、今例としては挙げられております。</p> <p>これに関心のある自治体も非常に多いかというふうに思いますけれども、他方で、問題は、現在、この体制整備については補助上限額、補助金があるんですけれども、上限額があるということでありまして、例えば接種の場所を増やしていくだけではありません。これはただお金がかかるのではないか、また、いろいろな施設あるとか訪問診療をしている方であるとか、どうしても訪問をして接種をしないといけないようなケースもあるうかと思います。</p> <p>まずはそれだけお金かかるのではないか、また、いろいろな施設あるとか訪問診療をしている方で本当にそれが必要であるならば、それはしっかりと国が御負担をさせていただきますが、これには金額負担をさせていただく。</p> <p>上限があるではないかというお話をございました。これは一応倍増をさせていただきましたが、これも一つの基準でございますので、ある意味、本当にそれが必要であるならば、それはしっかりと国が御負担をさせていただきますが、これには金額負担をさせていただきます。</p>
<p>○中野委員 大臣からの御答弁、かなり現場で準備をする自治体も安心をして取り組んでいただけのではないかというふうに思いました。</p> <p>その上で、もう一つ費用の問題がありまして、それは、ワクチンの接種を記録をするシステムの問題でございます。</p> <p>今回、ワクチン、二回接種をするというわけでありますので、もちろん接種をした情報はリアルタイムでやはり記録をする必要がある。そうしながら心配をいただいておることを本当に申し訳なく思っております。</p> <p>先般も、知事会ともオンラインで議論を、副大臣の方、御党の山本副大臣にやつていただきまして、いろいろな御議論をいただいております。</p> <p>練馬モデルでありますとかいろいろなモデルが出るんですが、もちろん、人口の少ないところに練馬モデルって、それだけ医療機関があるわけではないので、それは、それぞれの地域に合うやり方をそれぞれの事例に合わせて取つていただきたいという意味で、いろいろなモデルを示させていただいております。</p> <p>しかば、その中において、やはりいろいろな接種の費用、準備の費用がかかるではないか、例えば医師の方々にどこかに移動してもらう場合、その交通費をどうするのかなどと、また一方で、今度は接種をされる方、これがどこかで集約される場合、非常に交通の便が悪ければ、その移動をどうするんだ、その費用をどう見るんだ、こういうことも含めて、合理的に必要性が認められればということあります。これは国が金額負担をさせていただく。</p> <p>上限があるではないかというお話をございました。これは一応倍増をさせていただきましたが、これも一つの基準でございますので、ある意味、本当にそれが必要であるならば、それはしっかりと国が御負担をさせていただきますが、これには金額負担をさせていただきます。</p>
<p>○河野国務大臣 自治体において接種体制を確保していただくための費用は、厚生労働省に括して計上しております。</p> <p>厚生労働省とそこは連携をしてやつてしまりますが、いざれにしろ、接種に係る費用は国が負担をいたしますので、自治体には安心してやつていただきたいと思います。</p> <p>○中野委員 ちょっと、どういう形でというふうな御答弁がありました。ここが少し、やや不安が聞こえてくるところではありますけれども、し</p>

かし、必要な費用はしっかりと国が負担をすると
いうことで答弁いただいたわけでございます
で、それは是非確保をお願いしたいというふう
に、改めてお願いをしたいというふうに思いま
す。

続きまして、接種の順位についても質問させて
いただきます。

これは、今医療従事者の方が接種をされてい
る、そして高齢の方、基礎疾患有する方、接
種をする順位というものを作成の方で決めてい
る。これについても、やはり現場の状
況によつて、現場ではこういうふうに打つていき
たいというふうなお声も非常に強うございます。
自治体の裁量ということでもつと認めていただけ
ないか。

小規模な離島であるとか、一部、今でも裁量が
あるということも厚労省からは言つていただいて
おりますけれども、もちろん、ワクチンが、総量
がどのくらい確保できるかという問題はあるわけ
でありますけれども、やはりこうした現場の裁量
を是非認めていたゞく方向で今後も進めていただ
きたいと思いますけれども、この方向性について
答弁をお願いしたいと思います。

○田村國務大臣 接種の順番、これは、新型コロ
ナウイルス分科会の方でこういうのを決めていた
だきました。分科会の方で一応方向性を決めてい
ただいたんですけども、言うなれば、今言われ
たように、自治体によって大きさがあります。例
えば東京でも、離島等々は非常に少ない人口との
ころもあるというようなことを考へると、そうい
う行政単位で、例えば五百人ぐらいまでしかいな
いと、いうところに関しては、もちろん接種順位と
いうのが基本的にありますから、十分にワクチン
供給量を確保するということが前提でありますけ
れども、それが見込めるんなら、それに
対しては効率的に対応いたゞくということは、先
般の手引にてこれはお示しを、二月九日だったと
思いますが、お示しをいたしました。

あわせて、よく言われるのが介護施設等々、こ

こで、もちろん高齢者がおられますから接種する
んですが、働く方々は順番は本来後なんですね。
ただ、これも、やはりワクチンを効率的に接種し
ていくために、ある意味、余らせないだとかいろ
いろな形でお知らせをさせていただいており
ます。

○中野委員 現状、接種を進めるに当たつて、必
要な、お声の多い、そしてまた無駄のないような
御答弁いただいているというふうに思います。も
ちろん今後の状況も考えながらということではあ
るんですけども、これは是非、現場の裁量です
ね、またいろいろな御意見を大臣の方にもお届け
したいと思います。積極的に前向きに認めていく
ような方向性で是非今後も検討していただきた
い、改めてお願いを申し上げたいと思います。もう
もう一点、ワクチンの確保についてということ
であります。

今、EUの方からもワクチンの輸出に対するい
ろいろな規制がござります。世界中でワクチンが
争奪戦になつてゐるのではないか、こういう様相
も大変強まつておりますけれども、ワクチンにつ
きましては、昨年来、公明党としてもいろいろな
提言をしてきました。当然、海外から輸入をする
という形だけではなくて、例えば国内で生産する
内でもそのワクチンのもとなる原液の生産を
するのを生産するようなケースも考えられるんでは
ないか、こういうことも含めて柔軟に予算措置を
していくべきだとも訴えさせていただきました。

今、例えばアストラゼネカ社のワクチンにつき
ましては、私、地元、兵庫県でございますけれど
も、兵庫県のJCRファーマ株式会社というとこ
ろが原液を受託生産をする、こういうふうな取組
も実際にできているわけであります。

今後、あらゆる可能性、あらゆる手段というも

のを引き続き活用して、できるだけ迅速に、そし
て確実にワクチンの確保というものを是非進めて
いついただきたい。これについても田村大臣か
ら答弁いただきたいと思います。

○田村國務大臣 国内の主なワクチン開発中のも

のというので、一つはDNAワクチン、それから
メッセンジャーRNAワクチンを今開発されてい
るところもあります。あと、組み換えたんばくで
ありますとか不活化ワクチン、こういうものをそ
れぞれ今開発を進めています。もう
いよいよ臨床に入つてくるというものもあるとい
うふうにお聞きいたしております。もう
ある意味、今まで、二次補正などで研究費
用、開発費用、それから生産、これのいろいろな
費用は助成をさせていただくということをやつて
きたわけがありますが、今度は三次補正で、い
よいよその発症予防効果等々をしっかりと見るため
に臨床でいろいろな試験をやるということに対し
ても一定程度助成をしようということで、しつか
りと日本のワクチン開発にも我々で支援を更に加
速的にやつていこうということで予算組みをさせ
ていただきました。三次補正ですから、もう予算
は成立しているわけでありますけれども。

ある意味、そういう意味では、もちろん海外の
ワクチンもそうなんですが、国内で生産体制を
もつとして、今、ヨーロッパでいろいろな出来事
が起つておりますけれども、そういうものに左
右されずに、しっかりと日本で供給体制をとるこ
とは、それは委員おっしゃられるとおり、公明党
からもいろいろな御提言をいたしていること
も、我々、重々承知をいたしております。しっかりと
安心できるワクチンが日本でも開発、生産で
できるように頑張つてまいりたいというふうに考
えております。

○中野委員 ありがとうございます。

今日は、何点かワクチンの接種体制について質
問をさせていただきました。

また、いろいろな状況が時々によつて変わつて
くるというふうにも承知をします。そのたびに、

恐らく、全国の自治体とともに、どういうこと
で、どういうスケジュールでやつていくのかとい
うのも、またそれに応じて対応していかないとい
けない、そういうことは重々承知をしておりま
す。

是非、連携を自治体とも密に取つていただきま
して、そしてまた、必要な提言また要望は、また
政府の方に現場の声を伝えさせていただきますの
で、是非迅速に対応していただくように改めてお
願いを申し上げたいというふうに思います。

続きまして、雇用と暮らしを守る取組というこ
とで何点か質問をさせていただきたいと思いま
す。

このコロナ禍の中で大変大きな影響が出ている
んですけども、例えば雇用であるとか家計であ
るとか、こうした点を踏まえますと、特に今回言
われておるのは、例えば女性の方、特に非正
規の女性の方、こういう方の雇用に大きな被害が
出ている。これは統計的な調査あるいはデータで
もはつきり出てきたわけでございます。

私も、地元あるいはいろいろな現場でお伺いを
いたしました。こういう方、今までなかなかスキ
ルアップをするという機会も乏しかった、こうい
う方が一旦失業してしまうと、まあ、人手不足の
業界も確かにありますので、そういう意味では雇
用の募集というものの自体はあるんですけども、
なかなか次の仕事が見つかっていかない、こうい
う大変に厳しい現実についてもお声をいただいて
まいりました。

例えば、私の地元尼崎のお隣の伊丹市で、こう
した就労支援の取組を、私も現場を視察してま
りました。よくお話を伺い、実際に生活困窮者の
支援の優良な事例として全国にも紹介をされてお
るようなものでございますけれども、こうした、失
業してしまった、あるいは一旦引きこもつてしま
つてなかなか次の就労に結びつかない、こうい
う方に対して、次の雇用までのつなぎということ
で、いわゆる簡単な、中間的な就労というか、そ
ういうものを準備をしておく。そういうことを

<p>じてどんどんステップアップして、次の就労にしっかりと結びつけていただぐ。こういう事例を拝見させていただきました。</p> <p>その中で、この伊丹市の事例で私がこれは非常にいいと思いましたのが、こうした中間的な就労について、市が自ら簡単な業務を発注をする、優先的に例えば発注をして、こうした就労支援のためのそういう就労というものを安定的にできるようになります。これは、なかなか常に自分で見つけていくというのも非常に大変でございますので、これはうまく自立や就労につながる税金の使い方だということで、私はこれは非常にいいモデルだと思っております。</p>
<p>こうした、特に、なかなか次のスキルアップをして就労というものが難しい、そういういわゆる弱い立場の人々に非常に大きな影響が出ているといふことで、これから就労支援というのも、一人一人に寄り添った形で、そして体制ももとと強化をして、強力に進めていかないといけないと思います。また、こうした自治体などが行う緊急雇用創出などの取組についても、やはりもとと大胆に後押しをしていくべきだというふうに思いました。</p> <p>こうした今後の雇用の取組、就労の支援につきまして、田村大臣から答弁をいただきたいと思います。</p> <p>○田村国務大臣 よく、生活困窮者支援制度の中で、就労支援でそのような形のもの、民間の企業と連携しながらという形、いろいろな形で、NPOも御協力いただきながらやっていたいております。</p> <p>今、全国のハローワークでコロナ対応のステップアップ相談窓口というのをつくっておりまして、これは個別、伴走型であります。そういうよろうと思います。</p> <p>それから、求職者支援制度、これは実際問題、生活しながらですので、もちろん生活支援の資金はあるんですけども金額が限られておりますか</p>
<p>ら、働きながらということになりますので、これも弾力的に使えるようにということで、一つは収入要件、それから出席要件を緩和しながら、メニューも、ずっと学んでおつては働けませんから、そういう意味では、訓練の期間でありますとか訓練の時間、こういうものも弾力的にする中にいて受けいただきやすくする、こういうことでも今やつておる最中であります。</p> <p>あわせて、これはよくトライアル雇用というのが、就労困難者、使われております。もちろん就労困難なら使っていただくこともあるんですが、コロナで仕事を失われて、これは一遍に飲食店なんかの仕事がなくなりますから、業種の転換をしようとと思います。</p> <p>今言わされました、各自治体で雇用をつくつていただいているようなこと、これに關しては、一つは地方創生臨時交付金、これでそういう事業ができるようになりました、これを利用いたくというのが一つ。それからもう一つ、今回ワクチンの接種でいろいろな業務が出てくると思います。これに対して雇用がかなり創出されると思います。これに対して雇用がかなり創出されるたまごういうのが一つ。それからもう一つ、今回思っています。こういうものを使っていただきながら次のステップアップにつなげていただくところです。</p> <p>いうのも一つであろうと思いまして、我々も支援していくいろいろなお知恵を使っていただきながら対応していくために、何かございましたら我々相談に乗らせていただきたいと思います。</p> <p>○田村国務大臣 よく、生活困窮者支援制度の中でも、就労支援でそのような形のもの、民間の企業と連携しながらという形、いろいろな形で、NPOも御協力いただきながらやっていたいております。</p>
<p>厚労省の方でも、こういう包括的な支援体制として工夫をしていただいているということは重々承知しております。</p> <p>その上で、私も現場でいろいろなデータやお声を聞いて少しショックだったところがあるんですけども、例えは今回、休業支援金ということについても、フリーターの方ですとかあるいは非正規の方についても、こういう方も対象になりますよといふことで、制度を柔軟にかなり運用していくんですけども、民間で調査をされたようなデータを現場でお伺いをしますと、実際に、例えば女性の非正規で収入が非常に落ち込んだようなケース、こういう方に調査をすると、なかなかこれを、自分が対象だということも基本的にはやはり知らない方がほとんどですし、なかなか、それを知っていてもその活用まで結びつかないというふうなことを、実際に現場のそういうデータとしても拝見を会議などでいたしました。</p> <p>実際に声を聞いても、こういう支援制度があるんですけども、このままではやけに悪いことを、質問があつた方にはやはり紹介はさせていただくんだけれども、それがなかなか届いていかない、そういう思いを強くしておられます。こうした、いわゆる社会的に孤立をしている方、こういう方が窮屈をされている。だから、国がいろいろな手を尽くして支援するんだけれども、これがなかなか届かない、こういう思いを強くして、これがコロナ禍で改めて浮き彫りになつてきているのではないか、こういう問題意識を強く持っております。</p> <p>先日、我が党の竹内政調会長から、こうした社会的孤立に対して支援を強化していかないといけない、こういうふうに総理に質問をさせていただきました。総理からも前向きな御答弁をいたしました。そして、孤独、孤立の担当の大臣ということでお話をございましたので、また是非お話をございました。</p> <p>田村大臣からもお話をございましたので、また是非お話をございました。</p> <p>こうした、新型コロナウイルスの感染症が拡大</p>

というふうに思います。

各省庁の連絡会議については、御党の方からも御提言をいたしましたので、それはしっかりと考慮してまいりたいと思います。

与党におきましても、今言われましたように、孤独、孤立に対しまして新たな組織をそれぞれの政党が設立されるということも聞いているところでございます。

そういうた政党からの御提言、それから御論議を踏まえながら、孤独、孤立に悩む、あるいは不安を持つている皆さん方に寄り添うしつかりとした政策を立てながら、総合的に進めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたしたいと思います。

○中野委員 坂本大臣のところでしつかり取組を進めさせていただくということで、御答弁もいただきました。

我が党からは、関係省庁連絡会議など、いろいろな組織も立ち上げてということで、要望もさせていただいております。

私は、総理にも質問したいんですけども、総理の方で、前向きにこの孤独、孤立の対策というものを進めていくということで、大臣も任命をしていただきました。

私は、先ほど申し上げたとおり、今回、コロナの過性の問題ではないというふうに思つております。今回浮き彫りになつたわけでありますけれども、日本が抱えていく非常に大きな問題であります。今回浮き彫りになつたわけでありますけれども、日本が抱えていく非常に大きな問題であります。今回浮き彫りになつたわけでありますけれども、私は、個人的にはもう閣僚会議ぐらいの構えでもいいと思つております。しつかり国への政策パッケージもつくついていただいて、国として大きく前に進める、こういう決意を是非総理にはお願いしたいと思つますけれども、答弁をお願いいたします。

○菅内閣総理大臣 この問題が極めて重要な問題である、そういう位置づけの中で今回担当大臣を任命させていただきました。まさに、今委員から御指摘がありましたよう

に、コロナ禍の中でいろいろな問題が浮き彫りになりました。

その中の大きな問題がまさにこの孤独問題、孤立、この問題であるという認識の下に、政府として、挙げて対策をしつかり打つていただきたい、このように思います。

○中野委員 是非よろしくお願ひいたします。

あわせて、総理には、先ほどお話をさせていたきました社会的孤立、こうした状況も十分に踏まえながら、今、政府の方で、このコロナ禍を乗り越えるための家計の支援であるとか雇用の支

援、暮らしを支えるいろいろな支援策に取り組んでいただいております。

今後も、是非こうした弱い立場の人々に寄り添つて、こうした対策、しつかり強化をしていただきたい、尽力をしていただきたい、こう思いますけれども、併せて答弁をお願いいたします。

○菅内閣総理大臣 新型コロナの影響が長期にわたる中にあって、国民の皆さん方が感じておられる不安に寄り添い、そして暮らしおと雇用をしつかりと守っていく、このことは政治の責務だというふうに思つています。

このため、政府としては、雇用調整助成金のこれまでに例のない特例措置だととか、あるいは緊急小口資金、住居確保給付金など重層的なセーフティネット、ここによつて支援を行つていると

これまでに例のない特例措置だととか、あるいは緊急小口資金、住居確保給付金など重層的なセーフ

ティネット、ここによつて支援を行つておられます。また、就労支援の観点から、学び直しや教育訓練への支援などを通じて、技術革新と守つていく、このことは政治の責務だといふうに思つています。

新と産業界のニーズに合つたスキル、これを身につけられるよう能力開発を推進をしていきた

い、そう思います。

引き続き、国民の皆さん方の生活やなりわいに対する常に思いをはせながら、まさに必要な支援をしつかり行つていただきたい、このように考えていま

何なのかな、何が求められているのかということにつきまして、改めて、それぞれの状況に応じて、

我々からもお願いをさせていただきます。総理に

おかれても、是非それを受け止めて政策を進めていただければとお願いを申し上げます。

残りの時間で、経済を支える取組ということを

ていきたい、このように思います。

私も党の経済産業部会長ということでございまして、緊急事態宣言が一月に発出をされ、それが前後におきましても、いろいろな中小企業からの声がござります、政府に提言を行つてきたところであります。

こうした声を受けまして、例えば、今、緊急事態宣言の中で、営業時間短縮の要請を飲食店にかけさせていただいているわけであります。これは、従来、四万円ということでありましたけれども、緊急事態宣言の発出で六万円ということ、これも拡充をさせていただきました。拡充をしていた

だしたことに対する大変ありがたいと思つておりますけれども、現場ではいろいろお声も聞こえてくるわけであります。

例えば、典型的にありますのは、飲食店といつても規模が様々であります。今回、店舗ごとの支援ではありますけれども、この六万円というの

では到底これを支え切れないので、もうちょっとと規模に応じたいろいろな支援ができるのか、こういうお声もございますし、例えば、元々夜八時まで

もう店を開めていた、営業時間の短縮の要請の対象ではないけれども、しかし、これは外出の自粛

がありますので売上げが減つていて、こういういろいろな声がございます。

緊急事態宣言への対応ということで、それぞれの地域によつて実情も異なりますので、そうした

実情に応じたきめ細かな支援が可能にならないか、こういうのが現場の切実な声であります。こ

うした声にどう向き合つのかということについて

その上で、御指摘のように、地域に応じて、地方創生臨時交付金一兆円を、これは坂本大臣の下で配分をさせていただきまして、それぞれの地域の状況に応じてきめ細かな支援を期待していると

あります。そして、今後の経済の情勢、様々踏ま

からも、様々、地域の経済の実情に応じた御提言をいたしております。改めて感謝を申し上げ

たいと思います。

御指摘のよう、今回の緊急事態宣言で厳しい状況にある事業者の皆さん方、そうした状況にいたければとお願いを申し上げます。

それに、事業者の方、そうした状況に応じて対応されないと、それぞれの地域の事情に応じて対応されないと、その地域の事情に応じて対応されないと、

あります。

もうお話をございましたけれども、時短要請に

おから、人數が多ければその分支援をできると

あります。

それに加えて、協力金の対象とならない、例え

ば、昼間中心の飲食店であつたり、あるいは納入されている方とか、あるいは外出自粛の影響で売

上げが減つていて土産物屋さんとか、こういつた、売上げが五〇%以上減少する場合に、法人の

場合に、中堅・中小法人、最大六十万円、個人事業主の場合は三十万円の支援を行うこととしてお

りまして、これは、梶山大臣の下で三月初旬にも

上げが減つていて土産物屋さんとか、こういつた、売上げが五〇%以上減少する場合に、法人の

場合に、中堅・中小法人、最大六十万円、個人事業主の場合は三十万円の支援を行うこととしてお

りまして、これは、梶山大臣の下で三月初旬にも

上げが減つていて土産物屋さんとか、こういつた、売上げが五〇%以上減少する場合に、法人の

場合に、中堅・中小法人、最大六十万円、個人事業主の場合は三十万円の支援を行うこととしてお

ありますし、また、売上げが三〇%以上落ちて五〇%にいかない場合の支援も考へている都道府県もあります。

いずれにしましても、それぞれの地域の事情に応じて、国の支援が届かないところも含めて、きめ細かな支援を期待をしたいというふうに考へています。

○中野委員 地方創生臨時交付金での後押しといふお話をもしていただきました。そしてまた、経済産業省の方から一時金という形で、そうした飲食店への例えれば納入業者であるとか、あるいはそれ以外の不要不急の外出の影響を受けた方について支払うということで、これも非常にありがたいというお声もある一方で、これはできるだけ多くの方に迅速に活用していただけるようにしていただきたいと思っております。

例えば、典型的によく聞かれますのが、緊急事態宣言の対象ではない区域の影響というものが果たしてどのくらい認められるのかというのは、いろいろな御心配、宣言外だからもう対象外じゃないかという御心配の声もいただきますし、また、今回、新たな制度設計として、一番最初に事業の確認をまず、いろいろな機関、認定支援機関ですか金融機関ですか、事業の確認をまず最初にやつていただかないと云々、持続化給付金とは違う形で。これは確かに不正防止等いろいろな意味で必要かとは思ふんですけども、いろいろな手続も入りますので、是非、目詰まりを起用できるようにしていただきたいという要望がございます。

○長妻委員 立憲民主党の長妻昭でございます。改めて、総理、このコロナワクチンにかける思い、この意気込みを、総理の、原稿を読むんじやなくて、総理の口から国民の皆さんに、今日初日でござりますので、お話をいただきたいと思いま

す。

○菅内閣総理大臣 今日から始まりましたこのワクチン接種、これについては、国際的には発症予防、重症化予防の効果が期待をされており、今般の感染拡大防止の決め手になるものだ、このように考えております。国民の皆さんが自らの判断でござりますので、総理の口から御説明いただければあります。

○菅内閣総理大臣 私自身も、早くならないかとおもったんだけれども、なかなかの御指摘がありましたが、それが何回となく厚労省を始め関係者と打合せをしてきました。

いろいろな中で、まず、ワクチンの承認が諸外国と比べて遅い、こうした御指摘があります。我が国は欧米諸国と比較をして感染者数が一桁以上少なく、治験での発症者数が集まらず、治験の結果が出るまでにかなり時間を要する、これがまず一つ。また一方、ワクチンは人種差が想定され、欧米諸国の治療データのみで判断するのではなくて、やはり日本人を対象にした一定の治験を行いう必要がある。さらに、有効性、安全性に配慮した結果、時間を作った中で要したことは事実だというふうに思います。

○長妻委員 決め手というお言葉があつて、本当に決め手になつてほしいと私も思つております。そういう意味では、ワクチン接種に関しては、

ありますし、また、売上げが三〇%以上落ちて五〇%にいかない場合の支援も考へている都道府県

の両立を図る観点からこのようないプロセスを設けることにさせていただきました。

○中野委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○長妻委員 立憲民主党の長妻昭でございます。

あともう一点、今委員からありました、一時支

援の確認ですね。これは、不正受給が生じたこと

も踏まえて、結果的に、迅速な給付と適正な執行

を実現する

べき

総理、自分がこの全責任を負うんだ、そういう覺悟というのはおありますか。

○菅内閣総理大臣 私自身、昨年の九月十六日に内閣総理大臣に就任をしてからまさに何といつてありました。これに向けて、全責任は内閣総理大臣たる自分にある、そういう思いの中で今日まで全力で取り組んできました。

そして、その中で、このワクチンというのは、先ほど申し上げましたように、収束に向けて大きな期待がある、このように思つております。

○長妻委員 それで、私も多くの方からいろいろな聞かれることが多いんですが、その中の一つに、素朴な疑問として、欧米に比べて何で接種が遅れたんだろう、こういうことがよく聞かれて、担当の大臣からは、河野大臣や田村大臣からいろいろなお話はこれまであつたと思うんですけども、全体を統括する総理として、総理の口から国民の皆さんに、こういう理由だから遅れているんだというのを分かりやすく、今日初日でございまして、

ついで

思つて

います。

○菅内閣総理大臣 今総理がおっしゃつた理由も、私が御指摘のように、ここが目詰まりしない

委員が御指摘のように、この意気込みを設けることにさせていただきました。

○中野委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○長妻委員 今総理がおっしゃつた理由も、私が御指摘のように、ここが目詰まりしない

ところ

に

思つて

います。

○菅内閣総理大臣 一つあると思います。つまり、いろいろな治験の一回あると、そこらの非常に不備もあったんじやないかというふうに私は考へているので、それに

関係で承認が遅れたということですね、日本の、安全性を確認する。これは分かるんですが、ただ、もう一つ、ワクチンの物を押さえる、これは承認と関係ないんですね。承認が出る前にあらかじめワクチンの物を押さえる、契約をして確定させる、そちらの非常に不備もあったんじやないかというふうに私は考へているので、それに

ついて一点お尋ねするのですが。

○中野委員

総理は、昨年の七月には官房長官でおられたと

思つて

います。ちょうど昨年の七月、動きがありました。これも相当……(発言する者あり)加藤大臣

か、去年の七月ですね、失礼しました。加藤厚労大臣との間で基本合意というのがございました。

○菅内閣総理大臣 そのときには、いろいろなハードな交渉があった。私も、実は十年前、

厚生労働大臣として、新型インフルエンザの関係で相当ヨーロッパの企業とやりましたから、相当ハードでありますけれども、それで基本合意を、

本合意を昨年の七月にファイザーと結んだと。

ただ、そのときに、私は、もう少し強く押し

て、包括的契約まで持つていつて、そこで今年の

六月の六千万人分のワクチンを確定できたんじやないのかな。何か、まだワクチンができ上がつておられたと思います。昨年の七月に、この基本合意がぐだぐだになつて、今、今年の六月までに

いただいて、何とか、今日始まりますので、ある意味で、慎重にではありますけれども、遅れを取

り戻さないような形で、多くの国民の皆さんに一日も早くこの接種ができる環境をしっかりとつくっていくのが、これは政府の責任だというふうに思つて

いるところです。

○菅内閣総理大臣 そのときに、総理は官房長官として相談を受け

ておられたと思います。昨年の七月に、この基本合意がぐだぐだになつて、今、今年の六月までに

ますので、これは、去年の七月、六月の、官房長官として、反省というか、何か御感想というのはございませんか。

○菅内閣総理大臣 私自身、当時、官房長官として、ワクチンというのは極めて大事だという認識がありました。そういう中で、この交渉については、厚生労働省だけでなく、外務省を入れて、オール・ジャパンでやる、そういう交渉だという指示をいたしました。

そういう中で、当時、今言われた分だけが日本に、物は確保する、そういう方向性になつたんじゃないでしょうか。

ただ、具体的なところまでは確かに進んでいたわけありますけれども、とにかく日本に国民の分だけ確保してという、そういう交渉は当時していました。

○長妻委員 それは分かるんですけども、当時は、今年の六月までに六千万人分を確保するといふ基本合意ができたということで、昨年七月、発表があつたわけございますが、それが今、事実関係としてはほゞにされているので、当時の詰めの甘さというものは検証して、今後の糧にするべく反省しなきやいけないというふうに私は強く思ひます。

このワクチンについての質問は、同僚議員がこの後詳細にいたしますので私はここでやめますが、是非、その意味では、ワクチンの接種、速やかに全国民に接種できるような体制、万全の体制をお願いをしていと願います。

そして次に、総理と前回、予算委員会で議論させていただいたテーマとして、助かる命が助かられない、こういうような議論、これが進行していくた。今は、少しは重症のベッドが緩和されているんですが、ただ、逆に、重症の方が高齢者を中心によく入院されておられて、なかなかベッドがまだ空かないという状況も、いまだに予断を許さない状況が続いております。

○菅内閣総理大臣 入院できずに、助かる命が助からない件で、実態を総理は把握して

いるのか聞きましたところ、入院できず自宅で亡くなつた例は聞いている、しかし、全国一律ではないということで、全國一律の調査はしていない

私、実は、前回の質問のときに警察にお伺いをして、いわゆる変死ということで警察が検視をして、た例、そしてコロナで陽性の方というのは何人ぐらいいわれるんですかと聞きましたところ、「三百人を超える」という警察からお答えがあつて、私は、その後、今日、質問に備えて、その三百人に超えてはならない。

○藤本政府参考人 お答えをいたします。

○藤本政府参考人 お答えをいたします。

○長妻委員 その死因につきましてですが、医学的な見地から御遺体を検案し、これを判断した検案医等から

れぞれ十二件という状況でございます。

○長妻委員 それで、総理、これは初めて出した数字なんですが、それでも、助かる命が助からなくなるというのは、コロナでいろいろ大変な

ことはいろいろありますけれども、ただ、助かる命が助からなくなるというのは、国家として絶対にこれは起こしてはならないことである。入院できれば助かったのに入院できない、税金も払

い、保険料も払っている方がですね。そういうことは絶対に起こしてはならない。

これについては、また第四波が来る、また今回だって、これは収まるかどうか分かりません。収まる速度が鈍化しているという専門家の意見もござりますので、そういう意味では、総理、これを是非分析をしていただいて、警察にとどまっています。この情報は、いろいろな役所に、これ

をちょっと分析して、どういう状況だったのか。本当に涙をのんで、孤独にコロナでお亡くなりになつて、病院にも行けなくて、そういう方々がこの数字の裏にたくさんおられると思うんですよ。

○水島参考人 お答えをいたします。

○水島参考人 お答えをいたしました。

○長妻委員 総理、是非、これをちょっと全省庁でいろいろ分析をして原因解明をする、原因解明しないと対策は打てないということでございますので、是非、総理の最後、見解をお願いいたします。

○菅内閣総理大臣 国民の命と暮らしを守る、これが政治の責任だと思っています。そういう中で、自宅療養中や宿泊療養中に亡くなられた方に

○長妻委員 その上で、こうした方について、引き続き適切な実態把握、こうしたものに努めていきたい、このように思います。

○長妻委員 実態把握のみならず、本当に分析を

○長妻委員 その上で、こうした方について、引き続き適切な実態把握、こうしたものに努めていきたい、このように思います。

○長妻委員 たとえば、都道府県別に新型コロナウイルス感染症だつたといふ

○長妻委員 たとえば、都道府県別に新型コロナウイルス感染症だつたといふ

○長妻委員 たとえば、都道府県別に新型コロナウイルス感染症だつたといふ

○長妻委員 たとえば、都道府県別に新型コロナウイルス感染症だつたといふ

○長妻委員 たとえば、都道府県別に新型コロナウイルス感染症だつたといふ

○長妻委員 たとえば、都道府県別に新型コロナウイルス感染症だつたといふ

厚生労働省の年金局から二つの新たな資料をいたしました。今まで明らかにされていなかつた資料でございますけれども、一つは、皆さんは配りしているメールでございます。

これは、日本年金機構の法令等違反通報窓口に来た、どなたから来たメールの実物でございますが、今日は年金機構の理事長、水島理事長にも来て、いただいておりますので、このメールについて、ここに、マイナンバーが流出しているということです。

ことで、具体的に個人の方のマイナンバーの番号も書いてあるんですけど、このマイナンバーの番号は本物の番号でございますか。

○水島参考人 お答えをいたします。

○水島参考人 お答えをいたしました。

○長妻委員 御提示をいたしましたメールは、二〇一七年、平成二十九年でございます、十二月三十一日に、当機構のホームページの法令違反通報窓口に寄せられた匿名メールの写しでございます。

及び、この内容は、三十年分の公的年金等の受給者の扶養親族申告書に記載された個人情報が中

国とのインターネットで見られるようになつて記載されているほか、一枚目には、インターネットから取つたとされる申告書一枚、一件分の個人情報が記載をされております。(長妻委員)「マイナンバー」と呼ぶマイナンバーも記載されています。

○長妻委員 このマイナンバーが正しいものであるかということに関しましては、私どもとしては、ここで確認をさせていただくことは差し控えたいというふうに思います。

○長妻委員 たとえば、都道府県別に新型コロナウイルス感染症だつたといふ

○長妻委員 メールを把握後、直ちに調査に取りかかつております。外部の専門事業者の調査等を実施いたしました結果、マイナンバー等を含めまして情報の

流出は生じていないというふうに判断をされ、また、委託事業者から中国の事業者に再委託された情報に関しましては、氏名と振り返名のみであったという報告を受けております。

○長妻委員 これはちょっと、今の答弁、随分

すが、そことちよつと違う答弁になつてゐるんで
すが。
これはそもそも、三年前に、SAY企画とい
う東京都の豊島区にある会社が、年金のデータを、
厚生労働省から人力してくださいということで受
託したと。受託したら、それをまた再委託しちゃ
いけないんですね、契約上は。ところが、中国の
会社に再委託しちゃつた、しかも五百万件、再委
託しちゃつたと。とんでもないということで大騒
ぎになりました、国会で。

それで、何を委託したんだ、流出したら困るだ
ろうということ調べたらば、結局、ずっと答弁
は、いやいや、それは年金の、マイナンバーとか
住所とか、あるいは配偶者の年収とかそういう情
報は出ていなくて、それは名前と仮名、名前と振
り仮名だけが五百万件、入力を委託しただけだよ
といふことで結局終わつていたわけですよ。ま
あ、処分も多少ありました。そのときに、この
メールは一切公表されなかつたわけですね。

これは、私は見てびつくりしたのは、ここにマ
イナンバーも書いてあるわけでありますし、ある
いは年収も書いてあるわけでありますし、そして
昨日確認いたしましたら、水島理事長は、これは
実在する人物で、マイナンバーも年収も正しい情
報である、だからびっくりして調べたんだと私に
昨日おつしやつたんです、朝九時半に私の議員会
館に来られて、そういうふうにおつしやいました
けれども。

○水島参考人 お答えをいたします。

それは、じや、マイナンバーは正しくないもの
だということなんですか、さつき答弁でおつしや
いましたけれども。

○水島参考人 お答えをいたします。

二枚目のメールにございまます黒塗りの部分でござ
りますが、その部分には、個人情報の保護の
観点から黒塗りをさせていただいておりますが、
マイナンバー、配偶者氏名、生年月日、配偶者の
年間所得等が記載をされております。

これに関しまして、基本的に正しいものだとい
うふうに考えてございます。正しい情報である、

すが、そことちよつと違う答弁になつてゐるんで
すが。
これはそもそも、三年前に、SAY企画とい
う東京都の豊島区にある会社が、年金のデータを、
厚生労働省から人力してくださいということで受
託したと。受託したら、それをまた再委託しちゃ
いけないんですね、契約上は。ところが、中国の
会社に再委託しちゃつた、しかも五百万件、再委
託しちゃつたと。とんでもないということで大騒
ぎになりました、国会で。

それで、何を委託したんだ、流出したら困るだ
ろうということ調べたらば、結局、ずっと答弁
は、いやいや、それは年金の、マイナンバーとか
住所とか、あるいは配偶者の年収とかそういう情
報は出ていなくて、それは名前と仮名、名前と振
り仮名だけが五百万件、入力を委託しただけだよ
といふことで結局終わつていたわけですよ。ま
あ、処分も多少ありました。そのときに、この
メールは一切公表されなかつたわけですね。

○水島参考人 お答えをいたします。

先ほど申し上げましたが、当機構では、この通
報メールを受けましてから、専門的、技術的観点
から外部の専門事業者によって調査を実施いたし
ております。

○水島参考人 お答えをいたします。

当該事業者の報告によりますと……(長妻委員
長)「いや、どこから流出したか」と呼ぶ、「どこからか
呼ぶ」ます、流出をしていないというふうに書いてあるんで
上げているわけでございます。我々の調査により
ますと流出をしていないということを申し上げて
います。(長妻委員長)「どこからか呼ぶ」ます。

○水島参考人 情報の内容は正しいです。

○長妻委員長 これは、聞いている方は不思議に思
いますが、この情報は流出していないとおつしやいま
せんか。情報の中身は正しいと。でも、何者
かが通報窓口にこういう情報がネット上で漏れて
いるよというメールを年金機構によこした。で
も、この情報は流出していないとおつしやいま
せんか。

○金田委員長 本物かどうかはどうですか。

○水島参考人 情報の内容は正しいです。

○長妻委員長 これは、聞いている方は不思議に思
いますが、この四ページ目の、中国事業者への情報漏
えいについて、これは国会で、先ほど申し上げま
したけれども、大問題になつて、加藤・田村大臣も
答弁されました。マイナンバーなんか漏れていな
いみたいな趣旨ですね。

ここに書いてあるのは、中国事業者への情報漏
えいについて、こういうふうに書いてあるんで
す。ちょっと驚いたんですけど、中国の事業者に
は、氏名、振り仮名のみが開示されたとされてい
ますが、実際には、その他の情報が開示されてい
た、厚生労働省に。

○金田委員長 本物かどうかはどうですか。

○水島参考人 その情報がメールとして私どもに
提示されたことは事実でございます。しかしながら
、その情報が私ども以外に流出しているかとい
うことに関しましては確認をされておりません。
(長妻委員長)「いや、だから、これはどこから流出し
たんですか。誰が漏らしたの」と呼ぶ、「どこからで
あるかは分かりません。

○長妻委員長 今分からないというお話をあります
たので、これは確認、重大ですから。

○田村国務大臣 それでも一つ、田村大臣にお伺いしたいの
が、この三ページ、四ページ、配付資料でござ
りますけれども、これは厚生労働省の部会の、下の

部会の中に、この問題の、これはSAY企画のと
きに、問題が起つたときに検証作業班というの
がつくられて、そこの中間報告書の、作業未了の
未定稿というものを、これも昨日いただきま
し、厚生労働省に。

そうしたら、ちょっと私、驚いたんでございま
すが、この四ページ目の、中国事業者への情報漏
えいについて、これは国会で、先ほど申し上げま
したけれども、大問題になつて、加藤・田村大臣も
答弁されました。マイナンバーなんか漏れていな
いみたいな趣旨ですね。

ここに書いてあるのは、中国事業者への情報漏
えいについて、こういうふうに書いてあるんで
す。ちょっと驚いたんですけど、中国の事業者に
は、氏名、振り仮名のみが開示されたとされてい
ますが、実際には、その他の情報が開示されてい
た、厚生労働省に。

委員がおつしやられるところ、そういうものがあるわけですよ。だから、どこかネット上に流れたりなんかして、そこからそういうものがあるんじゃないかと言われる方もおられます。

しかし一方で、この中間報告を取りまとめるに当たって、いや、そうじゃないんじやないか。これはどう調べても、ネット上にもそういうものはないし、あれからもう二年以上もたっているけれども、何のそういうような事象も出てきていな

い。だから、そうではないのではないかという委員もおられて、結果的に、これは中間報告案です

が、結局、中間報告になつていいんです。つまり、意見がまとまらなかつたということなんですね。ですから、中で、結果的には、今そういうこ

とを認められないという形になつてきているよう

です。

ただ、どういう事情なのか、私、その認める方

と認めない方がおられるというので、それに関し

ては、委員長に、どういう事情なのかとということをお聞きを、なぜ、要するに、そういう意見が割

れているのか分かりませんから、それは聞きます

が、ただ、中ではそういうことになつておるとい

うことあります。

○長妻委員 私も、これを今日取り上げたのは、

このメールに、マイナンバーが書いてある、正し

い情報だと理事長おつしやいましたけれども、そ

れは初めてなんですよ。今日分かつたんですよ、

初めて。こんなこと知らされていなかつたです

よ、三年前、徹底追及しましたけれども。何でこ

れを出さなかつたんだですか、三年前。そういうこ

とをおつしやらなかつたのがな。年収まで、住

所まで、名前まで、正しい情報が流出して、こ

れ、ここで言わなかつたら調べなかつたんじやな

いでですか。

ちょっと、次の質問、最後行きますけれども、

これ、徹底的に調べてください、いずれにして

も。いずれにしても調べてください、加藤さんも

当時厚労大臣で答弁されていますから。

次、最後行きますけれども、オリンピック・パ

ラリンピックでございますが、これは総理にお尋ねするんですけれども、私も東京選出の国会議員でございまして、非常に期待はしている一人なんじやないかと言われる方もおられます。

しかし一方で、この中間報告を取りまとめるに当たって、いや、そうじゃないんじやないか。これはどう調べても、ネット上にもそういうものはないし、あれからもう二年以上もたっているけれども、何のそういうような事象も出てきていな

い。だから、そうではないのではないかという委員もおられて、結果的に、これは中間報告案です

が、結局、中間報告になつていいんです。つまり、意見がまとまらなかつたということなんですね。ですから、中で、結果的には、今そういうこ

とを認められないという形になつてきているよう

です。

ただ、どういう事情なのか、私、その認める方

と認めない方がおられるというので、それに関し

ては、委員長に、どういう事情なのかとということをお聞きを、なぜ、要するに、そういう意見が割

れているのか分かりませんから、それは聞きます

が、ただ、中ではそういうことになつておるとい

うことあります。

○長妻委員 私も、これを今日取り上げたのは、

このメールに、マイナンバーが書いてある、正し

い情報だと理事長おつしやいましたけれども、そ

れは初めてなんですよ。今日分かつたんですよ、

初めて。こんなこと知らされていなかつたです

よ、三年前、徹底追及しましたけれども。何でこ

れを出さなかつたんだですか、三年前。そういうこ

とをおつしやらなかつたのがな。年収まで、住

所まで、名前まで、正しい情報が流出して、こ

れ、ここで言わなかつたら調べなかつたんじやな

いでですか。

ちょっと、次の質問、最後行きますけれども、

これ、徹底的に調べてください、いずれにして

も。いずれにしても調べてください、加藤さんも

当時厚労大臣で答弁されていますから。

次、最後行きますけれども、オリンピック・パ

ラリンピックでございますが、これは総理にお尋ねするんですけれども、私も東京選出の国会議員でございまして、非常に期待はしている一人なんじやないかと言います。

次期会長についておつしやつて……(発言す

る者あり)ちょっとやめてください。今相談しな

いで、徹底的に調査していただきたいと思うんで

すが。

総理は、ルールに基づいた透明な形で決めてほ

う、次期会長についておつしやつて……(発言す

る者あり)ちょっとやめてください。今相談しな

いで、今形は透明の許容範囲には入つていて、

そういう理解でいいんですか、総理。

○菅内閣総理大臣 まだ、組織委員会において、

昨日、候補者検討委員会が設置されて一回目が開

催されました。ただ、どこで開催だとか、それにつ

いてどうすべきだと、そうしたことはさすがに

私の立場では申し上げることじやなくて、やはり

組織委員会が、そうした、ルールに基づいて透明

な形で決定をしてくる、そういうふうに考えて

います。

○長妻委員 透明な形で決定してくれるというの

を希望するということなんですかね。うなづいて

おられますけれども、今そういうふうになつてい

るのかどうか、疑問の声が上がつていて思いま

す。

総理に一点またお尋ねしたいのが、当時、川淵

さんが記者ぶら下がりで記者の方にお話しました内

容によると、川淵さんは菅総理の名前を挙げられ

て、菅総理からもふと若い人や女性はいないのか

と会長に言つたそだということで、川淵さんが

直接総理から聞いたんじやなくて、又聞き、そこ

の会のどなたか、森会長なのかどうか分かりませ

んけれども、というふうに総理が言つていてい

ます。

○菅内閣総理大臣 まず、東京大会については、

昨年七月のIOC総会において、本年七月二十三

日から、競技スケジュールと会場が決定をされ

ています。

IOCバッハ会長とも、東京オリンピックは必

ず実現することで一致しており、先日、バッハ会

長は、世界の各団体に確認した上で、東京五

輪の七月の開催に完全に集中し、コミットする旨

を表明しています。

安全、安心な大会、これを実現するために感染

対策が極めて重要であるのは、これは当然のこと

であります。昨年九月より、各省庁、東京都、大

会組織委員会に感染症専門家を加えた調整会議、

これを開催をしており、新型コロナウイルス感染

症対策分科会の議論も踏まえつつ、具体的な内容

を検討しているというふうに承知をしています。

引き続き、安全、安心な大会の開催に向けて、

今準備をしていくというところであります。

○長妻委員 これは総理、よく確認された方がい

らぬ話ですね、そういう意味では、総理の意向を

いうか、何かうわさで、総理がそんなこと言つ

てないみたいな話で流布されるというのは、何か

不透明というか、逆に、どういうふうになつてい

るのかなということで、私もちよつと疑問を持っ

てくるんですけれども。

いと思うんですよ。

この調整会議、今おっしゃいましたオリンピック・パラリンピックのコロナ対策調整会議。これは二十名以上の委員がおられるんですが、感染症の専門家は二人だけなんですよ、そこに入っているのは、岡部先生と齋藤先生だけなんですよ。やはり二人、全体はそうでない方の意見になつて。これはせめて、分科会、尾身先生が座長の分科会、G.O.T.O.トラベルキャンペーンも、分科会に意見を聞かれたじゃないですか。分科会からも意見を見出された。

ちよつと分科会のメンバーの方何人かとお話ししましたけれども、何でオリンピックだけ何にも聞いてくれないんだろうというふうにおっしゃつておられる方もおられるので、いっぱい知見があるということで、是非分科会の意見も、白紙の状態で、どういうふうに、可否も含め、形態も含め、私もやりたいですよ、オリンピック。それも含めて、変異株も、世界中から来て、そしてそこまでまた変異株が、もし感染が起こつたら、世界中に変異株がまた散らばつてしまいかねないわけでございますので、最後、総理、せめて分科会の意見は、いづれは聞くよと、別にあした聞けとは申し上げませんけれども、それは是非、総理、言つていただかないと、いろいろな疑惑でスタッフしています、今、はつきり言いまして。

そこら辺、総理、いかがでござりますか。またメモが入つて、ちよつと駄目ということが書いてあるみたいでございますけれども、何で駄目なんだろう。総理、どうぞ。(発言する者あり)

○金田委員長 静かに。静かにしなさい。

○菅内閣総理大臣 私は、この会でも、ここでも申し上げていますけれども、感染症専門家の意見、こうしたものを踏まえながら、安全、安心な大会を開催することができるよう検討を進めているということを申し上げております。

○長妻委員 いや、その専門家は、分科会も入っていますか。

○金田委員長 橋本国務大臣。(長妻委員「いいで

す、いいです。委員長、いいですか、これで終わります」と呼ぶ)もういいの。いいんですか。(長妻委員「終わります。もう時間が来ましたから、

妻委員「終わります。もう時間が来ましたから、たつた新型コロナウイルス感染症、局面を変えるかも知れないスター・トライアインに立った。それが本日だというふうに思います。先ほど、情報の共

有、安全性、有効性ということとともに、私は、今日はスタート、開始をされたということです。や

りますと、分科会だけ何で外すのかなと。私は、分

科会の意見をすごくこれまで日本は尊重してコロナ対策を進めてきたのに、オリンピックだけ何で

ぶ)はい、分かりました。

○長妻委員 では、最後、ちよつと一言だけ言います。よろしくお願ひします。

○金田委員長 この際、中島克仁君から関連質疑の申出があります。長妻君の持ち時間の範囲内でこれを許します。中島克仁君。

○中島委員 立憲民主党の中島克仁でございま

す。貴重な時間をいただきましたので、私からも質問させていただきますが、ちょっと通告の順番を変更させていただきて、先ほども長妻議員からお話をありました。長妻君の持ち時間の範囲内でこれを許します。中島克仁君。

河野大臣も、昨日、民放の報道番組に出て、この首相官邸のホームページに記載されているワクチン接種の目的、私も読みました。読みましたといふより、二行しかなかったです、二行しかなかつた。

首相官邸のホームページに記載されているワクチン接種の目的、私も読みました。読みましたといふより、二行しかなかつたです、二行しかなかつた。

○中島委員 できる限りとか結果としてというの

が努力目標、まあ、努力目標というの非常に都合がいい言葉で、やはりするけれどもそれは結果論みたいな、そんなふうに捉えかねないと。

○中島委員 できる限りとか結果としてというの

があるので、ここは極めて重要な局面だと。うなことは申し上げおりません。

その上で、目標が、努力目標なのか達成目標なのか、私、ちよつと意味がよく分からなかつたんですか、あくまでもここに書かれているというこ

とが目的でござりますので、あくまで、言うなれば感染拡大、蔓延の防止というのが目的であると

いうことでござります。

○中島委員 できる限りとか結果としてというの

が努力目標、まあ、努力目標というの非常に都合がいい言葉で、やりはするけれどもそれは結果論みたいに、そんなふうに捉えかねないと。そして、もちろんそのとおりです。今回のワクチン、細かいことは恐らく今聞いても、これから

データが集積されてということで不毛の議論になつてしまいかねないので、今現時点、今日スタートした時点で確認できることを確認させていただいておるんですが、先ほど長妻議員の決意をとことんと向き合わせていただいておる、医療現場また介護現場、患者さんの視点で質問させていたただきたいと思います。

○中島委員 できる限り減らし、結果として、

○中島委員 できる限り減らし、結果として、

○中島委員 できる限り減らし、結果として、

河野大臣も、昨日、民放の報道番組に出て、この首相官邸に記載されている目的、お読みしまして、「新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り」、「できる限り減らし」そして「結果として新型コロナウイルス感染症の蔓延の防止を図る」とされています。「できる限り減らし、結果として」、全体としてみると二行しかありませんので、そなだらうと思うわけですが、これは目的というよりは目標に、私、感じるんですね。

これは首相官邸のホームページの内容でありますから総理に確認いたしますが、今回のワクチン接種の目的というより目標は、集団免疫を獲得するという達成目標なのか、それとも、できる限り感染者を減らすというわゆる努力目標なのか、この点について明確にお答えいただきたいと思います。

○田村国務大臣 集団免疫に関しては、まだ世界

的に集団免疫というものを認められているわけ

はございませんので、どれくらいの方々がどれぐら

うい打てば、また、実際問題、抗体価がどれぐら

い統けばというようなことがございますので、これはまだ我が国として集団免疫を目指すというよ

うなことは申し上げおりません。

その上で、目標が、努力目標なのか達成目標なのか、私、ちよつと意味がよく分からなかつたんですか、あくまでもここに書かれているということが目的でござりますので、あくまで、言うなれば感染拡大、蔓延の防止というのが目的であると

いうことでござります。

○田村国務大臣 ワクチンの情報を国民の皆様に広く知っていたくために、入口として官邸に

ウェブサイトを設けさせていただきました。必要に応じて、更に詳しい情報が必要な方には、厚生省のホームページにリンクを張って詳しい情報を見ていただけるというふうに思っております。

そういう意味で、一番国民の皆様に分かりやすい入口として、官邸のホームページをおかりしてワクチンの接種のためのウェブサイトを作らせていただきました。目的として記載されていること

で十分だと考えております。

○中島委員 私はあれを見て、最初、二行で簡潔というよりは、覚悟が感じられないな、そういうふうに感じました。先ほど決意を述べられた、そういう意味へ取れるようにする必要があると思思います。

時間がないので次に進みますが、先ほど言つた、目的意識を共有するということとともに、安

全性、有効性の情報を共有するということ、これはいわゆるリスクコミュニケーションということになります。これは、国民の皆様が納得して接種がであります。これらはリスクコミュニケーションと一体化になるというふうに思いますが、我々、昨年の予防接種法改正案の審議の際、新型コロナワクチン五原則というものをお示しをさせていただいております。これは、国民の皆様が納得して接種ができるようについて、「リスク」と「ベネフィット」を包み隠さず、最新情報が更新される度に迅速に説明する「等等、いわゆる情報共有のための五原則」ということであります。

確認ですが、田村大臣、この内容、昨年の質疑のときにも同意をしていただいております。これは責任を持って遵守していただけるということでよろしいですか。

○田村国務大臣 昨年の厚生労働委員会でも申し上げておりますが、この五原則の中において、最後の「救済制度の更なる充実を図る」という趣旨が救済を受けられやすい体制整備という意味であるならば、この五原則に対しても同じ考え方であります。

○中島委員 五項目めはまあとしても、一番目から四番目、これはいわゆるリスクコミュニケーションを遵守するという内容だと思いますが、うなづいてくれればいいんですけど、責任を持つてやつていただけるということによろしいですね。いいですね、昨年も答弁していますから。

今、厚生労働大臣に確認しましたが、先週の我が党の森山議員の、今回のワクチンの役割分担について質問、そのときの河野大臣の答弁で、今回ワクチンに対する役割分担、河野大臣の役割はロジとリスクコミュニケーション、そして田村厚生労働大臣の担当はワクチンに関する政策決定

だ、そのように答弁されていました。

私は、おやと思つたんですが、これはもう田村

大臣よくお分かりだと思いますけれども、ワクチン

に関する政策決定をしていく上で、リスクコ

ミュニケーションは欠かせない、むしろ最も重要なものだと思います。

河野大臣にお尋ねしたんですが、先週そのよ

うに答弁されて、リスクコミュニケーションの担

当は河野大臣で間違いないのか。政策決定してい

く上で、これはリスクコミュニケーションと一体

的に取り組むべきものだと私は認識しております

し、一般的にそういうものだと思います。これを

なぜ切り分けるのか、切り分ける意義、どういつ

たものなのか、お答えいただきたいと思います。

○河野国務大臣 国民の皆様に正確な情報を伝

えをしてワクチン接種を受けていただくために、

私がロジとリスクコミュニケーションを担当いた

します。ワクチン接種が行われていく中で、様々

な効果、安全性あるいは副反応といった情報は、

PMDA、そして厚労省の審議会で様々評価をさ

れます。その取りまとめは田村大臣が行います

が、それを基にリスクコミュニケーションを私が

担当するということです。

○中島委員 先ほど、田村大臣、この五原則、いわゆるリスクコミュニケーションは責任を持つてやるとおっしゃっていました。このリスクコミュニケーショングンはんワクチンの問題を踏まえれば、このワクチンに対する国民の期待、非常に高い一方で、子宮頸がんワクチンの問題を踏まえれば、このワクチンに対する国民の期待、非常に高い一方で、

初めて遺伝子ワクチン、我が國のみならず世界でも大規模接種の経験がない、これに対する不安や懸念があることも事実です。

そういう意味で、このリスクコミュニケーションの在り方でありますけれども、ワクチン以上に、やはり治療薬また標準治療の確立に大変期待が、切望が

は総理ですか、それとも、河野大臣が自らこれを

担当するとおっしゃったんでしょうか。

これは総理にお聞きしますが、元々、ワクチン

の担当大臣を御指名したのは総理だと思います。

このリスクコミュニケーション担当は、命じたの

は総理ですか、それとも、河野大臣が自らこれを

担当するとおっしゃったんでしょうか。

○菅内閣総理大臣 まず、国民の皆さんに自らの判断で接種をしていただけるように、副反応や効

果を含めて科学的見地に基づいたワクチンに関する正しい情報を分かれやすくお伝えさせていくこ

とが重要だというふうに考えました。

そうした観点から、田村厚生大臣がワクチンの

安全性、有効性、副反応の情報を正確に収集を

し、整理をして、その情報を基づいて河野大臣が

分かりやすく丁寧な情報発信をする、このような

役割を分担で両大臣でしっかりと連携して取り組ん

でいく、そのような思いで指名しました。

○金田委員長 中島克仁君、時間が参りました。

○中島委員 はい。

時間ですので、また午後に続きをさせていただきます。ありがとうございます。

○金田委員長 午後一時から委員会を開催することとし、この際、休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時開議

○金田委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

○中島委員 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

○中島委員 休憩前に引き続き質問させていた

だときたいと思います。

午前中は、ワクチン、リスクコミュニケーションの在り方でありますけれども、ワクチン以上に、やはり治療薬また標準治療の確立に大変期待が、切望が

は総理ですか、それとも、河野大臣が自らこれを

担当するとおっしゃったんでしょうか。

これは総理にお聞きしますが、元々、ワクチン

が担当されていますけれども、ワクチン以上に、やはり治療薬また標準治療の確立に大変期待が、切望が

は総理ですか、それとも、河野大臣が自らこれを

担当するとおっしゃったんでしょうか。

○中島委員 はい。

午前中は、ワクチン、リスクコミュニケーションの在り方でありますけれども、ワクチン以上に、やはり治療薬また標準治療の確立に大変期待が、切望が

は総理ですか、それとも、河野大臣が自らこれを

担当するとおっしゃったんでしょうか。

私は臨床医でありますけれども、新薬の開発、承認ということになると、そのプロセスを踏むためには、我が国の感染者数は非常に欧米各国に比べると少ないということで、また同じスキームでやつていると周回遡れになりかねない。そういう意味から、これまで培った我が国の経験医学といふか経験医療を国その後押しで迅速に承認に向けていくことが必要だというふうに思います。

その経験医学的な観点からいくと、このパネルにあります、イベルメクチンという薬、今日も午前中出てまいりましたが、これの開発に深く関与したのは、私の地元の高校の大先輩であります、山梨県立韮崎高校であります、大村智博士、ノトベル生理・医学賞を受賞されました。そんなどりもあって、私も昨年、またこのコロナウイルス感染症初期から、北里研究所に何度も足を運んでいました。

このイベルメクチンに関しては、我が国におい

ても疥癬という病気に保険適用になつていています。

また、四十年前から、世界各国で年間三億人の方にも今現在使われている、そういうイベルメクチンであります、世界各国で研究成果が出ています。

今このパネルにお示ししてあるのは、三十五の研究、メタ解析によつて、早期治療において八四%の改善、また後期治療においては三九%の改善、病気のフェーズによつて当然ながら違いは出でます。注目すべきは、予防に関する九〇%の改善、こういう報告、成績が出てるわけです。

先ほど申し上げたとおり、我が国では疥癬という病気で保険適用になつておりますが、適用拡大に向けて今治験をしている最中です。しかし、先ほど、繰り返しですが、我が国の感染者数でいと、通常のプロセスを踏んでいくと早くてもあと一年とか二年とか、こういう状況になつてしまひます。

有事、一月の状況は、まさに三万人以上の方が発熱があり有症状がありながら薬も投与されないという例があつた中で、これはメイド・イン・ジャパンの薬でありますから、改めて我が国が、東京都は公立、公社病院がこの治験に協力をするといふ姿勢を示しています。東京都が協力するわけで、これが國としても、一刻も早く早期に承認できるように、そのための治験、最大限のバックアップをするべきだと思いますが、総理の見解を伺います。

○田村国務大臣 国内でいろいろな治験といいますか治療薬、これに関してAMEDの方でいろいろな支援をしてるわけですが、このイベルメクチンも、北里大学を中心にAMEDの方で今いろいろな治験を行つてますか、実際今やつてます。

これは、医師主導治験で今ももちろん使えるわけですが、そういう意味では、そういうような、「新型コロナウイルス感染症の治療薬に対する治験等の実施について」という事務連絡、これを出させ

ていただいております。

あわせて、適応外使用では今も実は使えまして、一回飲めば、例えばもう自宅に戻つた方は飲んで、また飲めば、まだ実際問題、これまなくていいというような、そういう便利さもありますので、医療機関で飲んでいただいて御自宅で待機いただく、こういう使い方もあるうとう

ふうに思います。

いずれにいたしましても、まだ実際問題、これは用途外適応といいますか、それでやつておりますが、予防に関する九〇%の改善、こういう使い方もあるうとう

せんけれども、実際問題もう今使つて、使うというよくな形で御利用いただけたということ

であります。

○菅内閣総理大臣 新型コロナに対する治療薬の研究開発については、一日も早く国民の皆さんの不安を解消するために必要だというふうに思つて

います。

今、大臣からなる御説明をさせていただきまして、たけれども、私自身も、やはり日本にとって極めて重要な治療薬だというふうに思つて、この認識、なぜこうい

で、最大限努力はさせていただきます。

○中島委員 今、最大限支援をということでありますので、具体的に、先ほど大臣からも答弁があ

りましたけれども、通常のスキームでいつたら時

間がかかります。

今、適用拡大、また使える状況にはあるといふことですが、生産ラインですね。これは、安全保険の観点と先ほど申し上げましたが、大村博士とも度々電話で話をしています。今回のコロナで浮き彫りになつた、例えば薬剤原料、感染防護品も全てそつますが、医療機器もそつて

ます。

たつておりますけれども、様々なことが課題として浮き彫りになつていてます。

私は、地元でも皆さんに聞かれるのが、我が国は、病床数、医療ベッドは千人当たり十三床と、世界各國の中でも非常に多い。さらには、医療先進国、世界に誇る国民皆保険制度を有する我が国が、感染者数は欧米各国に比べると非常に少ないと、最もかかわらず、なぜ医療逼迫、その危機にさらされなければならないのか。これは厚生労働大臣には前回聞いておりますので。

これは、次の感染拡大、招かないかもしません。そういう状況の中で、この認識、なぜこういう状況に陥っているのか。総理、どのように認識されています。

今は、大臣からなる御説明をさせていただきまして、たけれども、私自身も、やはり日本にとって極めて重要な治療薬だというふうに思つて、この認識、なぜこうい

で、最大限努力はさせていただきます。

○菅内閣総理大臣 まず、医療提供体制については、必要な方に必要な医療を提供するのが、これは政府の基本的な役割だというふうに思つております。

○中島委員 今、最大限支援を講じて、約二千床の連携をしながら強力な支援策を講じて、約二千床の病床を確保してきました。そうした中で、新規感染者数の減少に伴い、ようやく病床についても利用率が改善する傾向が今見られております。

この傾向を確かなものにしていくために、感染拡大防止をまずは徹底をしていくと同時に、その上で、感染症への対応については、局所的な病床連携体制の必要性など、感染症に対応する上で課題がいろいろ浮き彫りになつてることを承知しています。こうした感染症対策という観点も踏まえるとともに、今後の人口構造の変化も見据えて、地域の医療提供体制について、それぞれの医療ニーズに合わせて効率的で質の高い体制をつく

るということが大事だというふうに思います。

ただ、いずれにしろ、今は緊急事態でありますので、早急に、できることから取り組んでいくべきだときたい、具体的に示していただきたいと思います。

次に、今回のコロナウイルス感染症、長期にわたり新興感染症が度々起つて、こういう医療に対して、安全保障の観点で、この先も、もちろん感染拡大しなければいいですけれども、ましてや新型インフルエンザやSARS-MERS、この十年余りで新興感染症が度々起つて、こういう医療に対する、安全保障の観点では是非取り組んでいい

たつておりますけれども、様々なことが課題として浮き彫りになつていてます。

私は、地元でも皆さんに聞かれるのが、我が国は、病床数、医療ベッドは千人当たり十三床と、世界各國の中でも非常に多い。さらには、医療先進国、世界に誇る国民皆保険制度を有する我が国が、感染者数は欧米各国に比べると非常に少ないと、最もかかわらず、なぜ医療逼迫、その危機にさらされなければならないのか。これは厚生労働大臣には前回聞いておりますので。

これは、次の感染拡大、招かないかもしません。そういう状況の中で、この認識、なぜこうい

で、最大限努力はさせていただきます。

○菅内閣総理大臣 まず、医療提供体制については、必要な方に必要な医療を提供するのが、これは政府の基本的な役割だというふうに思つております。

○中島委員 今、最大限支援を講じて、約二千床の連携をしながら強力な支援策を講じて、約二千床の病床を確保してきました。そうした中で、新規感染者数の減少に伴い、ようやく病床についても使

用率が改善する傾向が今見られております。

この傾向を確かなものにしていくために、感染拡大防止をまずは徹底をしていくと同時に、その上で、感染症への対応については、局所的な病床連携体制の必要性など、感染症に対応する上で課題がいろいろ浮き彫りになつてることを承知しています。こうした感染症対策という観点も踏まえるとともに、今後の人口構造の変化も見据えて、地域の医療提供体制について、それぞれの医療ニーズに合わせて効率的で質の高い体制をつく

るということが大事だというふうに思います。

ただ、いずれにしろ、今は緊急事態でありますので、早急に、できることから取り組んでいくべきだときたい、具体的に示していただきたいと思います。

次に、今回のコロナウイルス感染症、長期にわたり新興感染症が度々起つて、こういう医療に対する、安全保障の観点では是非取り組んでいい

たつておりますけれども、様々なことが課題として浮き彫りになつていてます。

私は、地元でも皆さんに聞かれるのが、我が国は、病床数、医療ベッドは千人当たり十三床と、世界各國の中でも非常に多い。さらには、医療先進国、世界に誇る国民皆保険制度を有する我が国が、感染者数は欧米各国に比べると非常に少ないと、最もかかわらず、なぜ医療逼迫、その危機にさらされなければならないのか。これは厚生労働大臣には前回聞いておりますので。

これは、次の感染拡大、招かないかもしません。そういう状況の中で、この認識、なぜこうい

で、最大限努力はさせていただきます。

○菅内閣総理大臣 まず、医療提供体制については、必要な方に必要な医療を提供するのが、これは政府の基本的な役割だというふうに思つております。

○中島委員 今、最大限支援を講じて、約二千床の連携をしながら強力な支援策を講じて、約二千床の病床を確保してきました。そうした中で、新規感染者数の減少に伴い、ようやく病床についても使

用率が改善する傾向が今見られております。

この傾向を確かなものにしていくために、感染拡大防止をまずは徹底をしていくと同時に、その上で、感染症への対応については、局所的な病床連携体制の必要性など、感染症に対応する上で課題がいろいろ浮き彫りになつてることを承知しています。こうした感染症対策という観点も踏まえるとともに、今後の人口構造の変化も見据えて、地域の医療提供体制について、それぞれの医療ニーズに合わせて効率的で質の高い体制をつく

るということが大事だというふうに思います。

ただ、いずれにしろ、今は緊急事態でありますので、早急に、できることから取り組んでいくべきだときたい、具体的に示していただきたいと思います。

次に、今回のコロナウイルス感染症、長期にわたり新興感染症が度々起つて、こういう医療に対する、安全保障の観点では是非取り組んでいい

をさせていただい、それで、喉の痛みというんですかね、そういうものを緩和する処置などを講じていただいております。

○中島委員 それは、内閣総理大臣ですから、気軽に連絡をして体調不良を相談して、そして指示を仰ぐことができると思います。多くの国民の皆さんは、このコロナ禍の間、冬場になればせがれ出る、そういう状況を誰にも相談できない、発熱があつても検査ができない、そういう状況に陥っていました。

パネルに示してあります、私はやはり、かかりつけ医、我が国に一体何人のかかりつけ医がいるのか、それさえも把握できていない状況の中で、今回のコロナ禍で、明確にかかりつけ医を制度化するべきだと。私は日本版家庭医制度創設と言つておりますが、このコロナ、そして次のフェーズ、また少子高齢化、人口減少、人生百年時代、この医療制度改革をコロナの次のフェーズの医療の在り方として明確に位置づけていくべきだと考えますが、総理の見解をお伺いします。

○田村國務大臣 日本も、日本医師会を中心、かかりつけ医をしっかりと確保していく、こういう体制を整えていこうということでは、委員と考え方には同じだと思います。

一方で、病院に関して、二百床以上に関しても、これから外来機能の明確化というものをしてかりやつて、本来は、まずかかりつけ医に行つていただいた上で、紹介状を書いていただきなりとかして大きな病院に行つていただく、こういうルートをこれからつくつていこうといふことで、いろいろと我々も法律改正も含めて対応していくたいと思っています。

ただ、イギリスのGP制度に関しておっしゃつておられるとすれば、これはちょっと、日本の場合は、フリー・アクセス、そういうような非常に皆保険の中において基本的な体制があるわけであります。

いろいろな専門科、開業医の中でも分かれていま

す。そういうものを、一つのかかりつけ医といひますか、GPのようなもので完全に日本の中で分けることができるかどうか、こういうところもございまして、委員がどういう意味合いでおつしやつておられるのかちょっとと分からないので何とも申し上げられませんが、かかりつけ医といひ形の中で、日頃より自分の健康をいろいろな形で診ていただく。併せて言えば、今回のコロナも、発熱者の診療外来といいますか、診療検査外来ですか、こういうものに関しては、そういうかかりつけ医を行つていただいて、まず、発熱したら、コロナかインフルエンザか、そういうような検査の対応をお願いいたしたいということを、我々としても国民の皆様方に情報発信をしてきたところです。

○金田委員長 中島君、時間が参りました。

○中島委員 時間がないので終わりますけれども、かかりつけ医、漠然としご過ぎてあるんです。社会保障審議会の医療分科会でも、明確化すべきだと。私が言つているのは登録です。ある意味、GPに近いです。

○後藤(祐)委員 お忙しい大臣でしようから。それでは、西村大臣に聞きたいと思いますが、特措法が改正されまして、ここにあるような、例えば緊急事態宣言ですとか蔓延事態ですとかで、要請を受けて影響を受けた、特に飲食店なんかですね、今すと、こういった事業者を支援するために必要な措置を講ずるものとする、これは法的義務であるという答弁をいただいておりますが、これについて、これは私も関わりましたが、附帯決議で、経営への影響の度合いを勘案して、必要な支援になるよう努める、こういうことになつておりますが、この経営への度合いを勘案した支援措置を講ずることが法的義務なわけですよ。では、この経営への度合いというものに比例するようなものというと何があるかというと、やはり人件費と家賃が大きいと思うんですね。

人件費については、雇用調整助成金と休業支援金についてもう少し何とかできないかという議論、これまでたくさんございました。我々野党側からも、特に休業支援金については、ソフト制の問題など、獲得したものもございました。家賃についても、昨年の五月とか六月ぐらいから、六ヶ月分、家賃の支援給付金をいただいている方がいっぱいいらっしゃいますが、ちょうどこれが去年の十一月とかで切れてしまつて、一番苦しかつた十二月からこの一、二月というところで家賃の支援金が切れちゃつていています。

今日は集中審議ということで、張りつけ大臣とこれを許します。後藤祐一君。

○後藤(祐)委員 立憲民主党の後藤祐一でござります。

話私は今日するつもりはないんです。厚労省の関係も聞くつもりはないんです。お二人、お忙しいですから、突然、帰つていただいた後、総理にそういうことを聞くなんて、そんなことはしませんので、今日、この後、総理と総務大臣と、あと農水大臣に最初、少しだけお伺いしますけれども、あと西村大臣ですね、それ以外の大臣は質問する予定はございませんので、御退室いただい結構なんですが、お忙しいでしようから。いかがでしよう。

○金田委員長 それでは、どうぞ。

○後藤(祐)委員 お忙しい大臣でしようから。それでは、西村大臣に聞きたいと思いますが、特措法が改正されまして、ここにあるような、例えば緊急事態宣言ですとか蔓延事態ですとかで、要請を受けて影響を受けた、特に飲食店なんかで、その上で、どういった支援が必要なのか、これをしっかりと踏まえて対応していきたいと考えております。

そこで、これから迎えるワクチン、イギリスもGPを中心接種体制を整えているから迅速に進んでいくということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○金田委員長 この際、後藤祐一君から関連質疑の申出があります。長妻君の持ち時間の範囲内でこれを許します。後藤祐一君。

○後藤(祐)委員 立憲民主党の後藤祐一でござります。

是非、西村大臣、特措法上の義務ですから、この支援の拡充として、特に家賃支援給付金を、もう六ヶ月分が切れちゃつてるので、もう一度給付する、特に、この緊急事態宣言と蔓延事態宣言の間くらいはもう一度給付するということを、まさにこれではやらないと、法律の義務だと思いますので、御検討いただけますか。

○西村國務大臣 御指摘のように、特措法六十三条の二に義務を、義務づけられておりますし、附帯決議でも、影響の度合いを勘案してということでおつたで、いただいているところであります。そうしたものをしっかりと踏まえて対応していきたいと考えております。

そこで、東京都における協力金は、一店舗持つてゐる人はもう規模に関係なく五十万円のみでした。そして、二店舗以上持つてゐる方は百万円ということで、これは五店舗、十店舗持つていてもそういうことになります。

例えれば、昨年の春の緊急事態宣言のとき、東京都における協力金は、一店舗持つてゐる人はもう規模に関係なく五十万円のみでした。そして、二店舗以上持つてゐる方は百万円ということで、これは五店舗、十店舗持つていてもそういうことがあります。

今回、一店舗当たり最大百八十万円。これは、小規模な方には、もらい過ぎという議論もありますけれども、そうした方も含めて。そして、多店舗持つてゐる方には、その店舗数に応じて、大企業も含めて、今回は十店舗持つていれば一千八百万円ということになります。ということで、多店舗持つてゐる方には、その店舗数に応じて、大企業も含めて、今年は十店舗持つていて、一千八百万円ということになります。

さらには、雇用調整助成金も、パート、アルバイトの方も含めて、月額三十三万円まで、大企業も含めて、これは国が一〇〇%支援をするということにもなつております。

そういうことで、そういったことも含めて、更に言えば、一日六万円で月額百八十万円の、これも東京都なども相談しながら決めましたけれども、新宿や渋谷などの家賃なども我々調べて、月

うに伺っております。そして、その息子さんの植村徹社長、この徹様もお亡くなりになつちやつているんですが、この方々、あるいは御自身の長男である正剛さんも役員です、あるいは今の社長さんも含めて、この東北新社側の方々と会食したことはござりますか。

○菅内閣総理大臣 私の長男とは、それは当然、家族で食事はそれはします。それ以外の方で、創業者の伴次郎さんと徹さんとは会食をした記憶があります。それ以外の方とはありません。

○後藤(祐)委員 伴次郎、徹さんと、最近でいうときなんですか。特に、二〇一七年、一八年といつたときは、こういつた頃からお食事されていませんか。

○菅内閣総理大臣 私は、この十数年、二十年近いおつき合いですけれども、会食したのは多分數回だと思います。この近辺ではそうしたことはなかつたと思います。

○後藤(祐)委員 そうすると、かなり昔ということがでますか。二〇一七、一八、一九、二〇とか、この四、五年はないということですか。

○菅内閣総理大臣 それは記憶は定かではないですが、お食事されたとき、あるいはそれ以外も含めすけれども、ないというふうに思っています。

○後藤(祐)委員 記憶は定かでないということなんですが、これはちょっと事前に通告していますので、是非、年月日をちょっと確定していただきたいんです。

○菅内閣総理大臣 これまでの主な具体的な業務を書いただけで、もつと遡るといつぱいあるんですね、この青い枠の仕事というの。是非、菅総理が東北新社側と会食した日時、そして、費用負担がどちらであったかというようなこと、あるいは、タクシー券があるのかどうかはともかく、お土産をいただいているかどうかも含めて、これも通告していますので、これを文書で提出していただけますか。

○菅内閣総理大臣 私、今申し上げましたよう

に、十数年、二十年近い中で、多分數回、二、三回程度だと思います。ですから、ほとんどしたことはないです。ただ、今の示されたところでは私はないという記憶であります。少なくとも、ここ数年間というのはそうした食事はしていません。

○後藤(祐)委員 調査の上、文書を提出していただけですか。

○菅内閣総理大臣 それは、だつて、多分、十数年、十年前後ぐらい前の話だと思いますから、それは調べるものなかなか難しいんじやないかと思ひます。

○後藤(祐)委員 そうなると、この調査つてどうなんだという話になつてきちゃうんですよ。

○後藤(祐)委員 そうしたら、息子さん、長男の正剛様と食べることは、これは家族だからあるでしょう。ですが、お食事されたとき、あるいはそれ以外も含めいたことはないですか。

○菅内閣総理大臣 あります。

○後藤(祐)委員 間接的なものも入れるといろいろあるんです。例えば、これは、CS放送というものがどうあるべきかみたいな話だつて、直接、一切ありませんか。

○菅内閣総理大臣 そうした話をした記憶は全くありません。

○後藤(祐)委員 菅正剛さんは今、総務省の調査対象にもなつておられますから、これはそっちの方では是非、総務大臣、確認をしていただきたいと

いうふうに思います。

○後藤(祐)委員 それでは次に、もう一つ確認したいことがあります。

菅総理は、献金をいただいていますよね。今お話しに上がつた植村伴次郎様から、二〇一二年九月に百万円、二〇一二年十二月に五十万円、息子の徳様から、二〇一四年十一月に百万円、二〇一七年に百万円、受取っていますか。そして、ほかにありますか。

○後藤(祐)委員 ただいまの件につきましては、理

事会で協議をさせていただきます。

○金田委員長 ただいまの件につきましては、理

事会で協議をさせていただきます。

○後藤(祐)委員 今、贈収賄罪の話がありました

が、例えは、総務省の担当局長である情報流通行政局長の方がおごつてもらつて、実際おごつてもらつたわけですねけれども、あれ頼みますねと

言われて、そのとおりの行政処分をやつたりした

のが、例えは、総務省の担当局長である情報流通行政局長の方がおごつてもらつて、実際おごつてもらつたわけですね。

○菅内閣総理大臣 パーティー券の購入について

は、収支報告書に記載しているとおり、法令に基づいて適切に対処しています。

○後藤(祐)委員 二十万円を超えると名前が出る

が、受け取っているか受け取っていないかだけで、も、お答えいただけますか。

○菅内閣総理大臣 パーティー券については、法律で決まつてるとおり、収支報告書というものが、受け取っているかどうかは極めて重要なことです。

○後藤(祐)委員 これだと、もしそれで、パーティ券を買つてもらつていて、頼みますみたいな話があつて、総務省に、おい、あれ、何とかしてやれみたいな話があつた場合には、贈収賄罪が成り立ち得るわけですよ。それが分からぬと言われると困つてしまふんですね。

○後藤(祐)委員 これはちゃんと提出していただくよう、委員長、お取り計らいただけます。

○金田委員長 ただいまの件につきましては、理

事会で協議をさせていただきます。

○後藤(祐)委員 今、贈収賄罪の話がありました

が、例えは、総務省の担当局長である情報流通行政局長の方がおごつてもらつて、実際おごつてもらつたわけですねけれども、あれ頼みますねと

言われて、そのとおりの行政処分をやつたりした

のが、例えは、総務省の担当局長である情報流通行政局長の方がおごつてもらつて、実際おごつてもらつたわけですね。

○菅内閣総理大臣 パーティー券の購入について

は、収支報告書に記載しているとおり、法令に基づいて適切に対処しています。

○後藤(祐)委員 二十万円以下の場合、パーティー券は出ません。パーティー券、二十万円以下も含めて、購入していただいたことはありますか。

○菅内閣総理大臣 法令に基づいて適切に処理しています。

○後藤(祐)委員 何年、幾らというところまではともかく、例えは、二〇一七年から二〇二〇年ぐらいたくさんの具体的な業務があるわけですよ。

○菅内閣総理大臣 総務省の幹部に対して一言言えればすぐ動くぐらいの関係なわけですから、実際それを受け取っているかどうかは極めて重要なことです。

今日は、法務省の刑事局長にお越しいただいておりますけれども、この贈収賄罪における、職務に関し、賄賂を受け取ったということで有罪になつた例もあります。

今日は、法務省の刑事局長にお越しいただいておりますけれども、この贈収賄罪における、職務に関し、賄賂を受け取ったという条文なんですが、組織が違つたりとか、広く解釈できる余地があるんですね、もちろん具体的な話じゃなくて一般的論として、この職務に関しというものについての判例など紹介しながら御見解をお述べください。

○川原政府参考人 お答えいたします。

刑法の收賄罪における職務についてのお尋ねがございました。

この点、まず一般論で申し上げますと、この職務とは、公務員がその地位に伴い公務として取り扱うべき一切の執務をいうとされているところでございます。

これは、じや、個別の事案において具体的にどのようなものがこれに当たるのかということになりますと、これは捜査機関により収集された証拠に基づき個別に判断される事柄でございますので、こういうものが当たる、当たらないというのをお答えを差し控えさせていただきたいところでございますが、過去の裁判例でどのような例があつたのかということでござります。

その点についてお答えを申し上げますと、この職務についての考え方の中、本来の職務と密接に関係ある行為についてもこの職務に当たるとして賄賂罪の成立を認めた裁判例として、例えば、町議会の議員が町の行う土木工事について町長の組織した協議会の構成員として意見を述べるなどした事案、あるいは、国立大学の音楽担当の教授が学生にバイオリン選定について助言指導したとされる事案などがあるものと承知しております。

○後藤(祐)委員 そうなんです。だから、総務省の人だけが收賄罪が成り立つんじゃないんですよ。そこにすごく密接に関係している場合は成り立ち得るんですよ。菅総理と総務省の幹部の関係はもう皆さん御存じだと思いますので、なので、この献金をいただいているというのは極めて重大な事実なんですよ。

なわけで、献金をいただいていて、何らかの、あれ頼むぞと菅総理が具体的に言わないにしても、例えば総務省の幹部が付度をして、菅総理に対して、あるいは当時官房長官に対し、あれ、ちゃんとやつておきましたから、あれとかいう言い方をして隠語で伏せながら報告を受ける、こういったことも大いにあり得るんじやないかと思うんですね。

総務大臣に伺います。

この二〇一七年から一八年にかけて、この東北新社の囲碁・将棋チャンネルといったものが認定されました。

され、あるいはその基準が作られるといったところでも結構です、総務省の実際の放送に基づく業務に関連して、総務省の幹部から菅当時官房長官に対し何らかの報告、具体名を挙げないでも、あれ、ちゃんとやつておきましたからみた

いなことも含めて、そして、菅総理本人ではなくて、秘書官だと事務所の秘書ですかそういつた方に対する報告も含めて、何らかの情報提供をしたということはござりますか。

○武田国務大臣 菅総理が官房長官に就任された日は二〇一二年十二月二十六日とお聞きしております。爾来、今日まで、菅総理が東北新社及びその関連会社に関する情報について話をしたり報告をしたことがあるか否かという問題に関して、課長相当職以上の総務省職員に対して確認をさせていただきました。現時点では、確認できる範囲において、該当する職員はおりません。

○後藤(祐)委員 それは、四人やそこらじやそんなど、足りないです。

皆さんは、配付資料の中に書いてありますけれども、ここ数年の放送法の許認可に関わるような幹部の方一覧みたいなもの、あるいは、決裁に実際電子的に判こを押しした方のリストなんかありますので、そこを網羅的に聞かないとそれは分からぬと思いますよ。

武田大臣、調査では、菅総理に対する情報提供をした人間がいないかどうか、四人とかプラス一しゃいましたけれども、本省の課長級以上であつた者全員に事実関係を確認しております。四人だけではありません。

○武田国務大臣 結果について、先ほどお答えをさせていただいたとおりであります。

○後藤(祐)委員 どこまでの課長に聞いたのか、ちょっとと後で確認したいと思いますが。

昨日、武田大臣が……(発言する者あり)いや、いいです、聞きます。

武田大臣が、昨日の衆議院の本会議で、本村伸子議員の質問に対して……

○金田委員長 補足ですか。

○後藤(祐)委員 もう次の質問をしています。

○金田委員長 総務大臣。

○後藤(祐)委員 ちょっとと、今質問中ですよ、委員長。

○金田委員長 今の関連でどう。

○武田国務大臣 今、指名を受けましたので。

先ほど申し上げましたとおり、課長相当職以上の総務省職員といふのは総務本省の課長級以上であつた全ての者でありまして、その全ての者から調査した結果、現時点では、そうした職員は、該当する職員はいないという調査結果であります。

○後藤(祐)委員 昨日、武田大臣は、衆議院の本会議で、本村伸子議員の質問に対して、本件に関して、適切に業務執行を行つております。

○武田国務大臣 御指摘、言葉足らずがあったかもしれませんけれども、現時点でということに変わりはありません。

○金田委員長 静爾に。

今なお、監督官である事務次官、そして弁護士の先生含めて、全力を挙げて今調査中の事案であります。そうした確たる証拠、事実関係に基づくものがいま届いていない段階で、疑惑の段階で、そうした御指摘のことに賛同することはできないし、また、組織を預かる身として、あるべき

○後藤(祐)委員 ゆがめられたかどうかかも含めてあります。そうした確たる証拠、事実関係に基づくものがいま届いていない段階で、疑惑の段階で、そうした御指摘のことに賛同することはできませんとこの件に関して断言していますが、これは今調査中なわけですね。調査中なのに、放送行政がゆがめられたということは全くありませんとこの件に関して断言していますが、これ

○武田国務大臣 ゆがめられたかどうかかも含めてあります。そうした御指摘のことに賛同することはできませんとこの件に関して断言していますが、これ

○武田国務大臣 もしの話にここで答えるべきではないことが断言できるんですか。お答えください。

○金田委員長 静爾に。

○武田国務大臣 やはり、中立性、公正性というものを持つた、これを貫き通すことを当然、当たり前の上で職務遂行しているわけであつて、それを翻す、覆すような具体的な事情といいますか事案というものがしっかりと確定できない段階で、組織を預かる身として、そうした指摘に賛同するためであります。

○後藤(祐)委員 昨日の総務委員会の方の議事録では、放送行政自体がゆがめられているとは一切考えておりませんと。現時点なんて言つていないです。一切ないと断定していますよ。

調査中なのに、ゆがめられていることは一切ないということでよろしいですか。(発言する者あり)

○武田国務大臣 結果について、先ほどお答えをさせていただいたとおりであります。

○後藤(祐)委員 どこまでの課長に聞いたのか、ちょっとと後で確認したいと思いますが。

昨日、武田大臣が……(発言する者あり)いや、いいです、聞きます。

武田大臣が、昨日の衆議院の本会議で、本村伸子議員の質問に対して……

○金田委員長 補足ですか。

○後藤(祐)委員 もう次の質問をしています。

○金田委員長 総務大臣。

○後藤(祐)委員 ちょっとと、今質問中ですよ、委員長。

○金田委員長 今の関連でどう。

○武田国務大臣 今、指名を受けましたので。

先ほど申し上げましたとおり、課長相当職以上の総務省職員といふのは総務本省の課長級以上であつた全ての者でありまして、その全ての者から調査した結果、現時点では、そうした職員は、該当する職員はいないという調査結果であります。

○後藤(祐)委員 それでは、四人やそこらじやそんなど、足りないです。

皆さんは、配付資料の中に書いてありますけれども、ここ数年の放送法の許認可に関わるよう

な幹部の方一覧みたいなもの、あるいは、決裁に

実際電子的に判こを押しした方のリストなんかあ

りますので、そこを網羅的に聞かないとそれは分

からないと思いますよ。

武田大臣、調査では、菅総理に対する情報提供

をした人間がいないかどうか、四人とかプラス一

人、二人とかではなくて、そこも徹底調査するこ

とをお約束ください。

○後藤(祐)委員 じゃ、その聞いた結果は是非報告していただきたいと思いますが。

○後藤(祐)委員 じゃ、その聞いた結果は是非報告していただきたいと思いますが。

いろんな面で私なりに判断する材料も出てこようかとは思っています。

○後藤祐委員 もう一つ、これまでの答弁の中で確認したいことがあるんですが、今日、秋本局長に来ていただいております、情報流行政局長。まさにこの放送法の担当局長です。

十二月十日に菅正剛氏らと会食されたというところでございますが、スターーチャンネルに限らず、東北新社様の事業について、その会食の中で話題に上った記憶はございませんという答弁をされておられます。審議官は、話していない、話題になかったと記憶しているという答弁をしていて、差があるんですよね。

○秋本政府参考人 お答えいたします。東北新社様そしてスターーチャンネルの事業が話題に上ったことはないというふうに考えております。

○後藤祐委員 B.S.とかC.S.という言葉はどうですか。

○秋本政府参考人 東北出身者の、あるいは親御様が東北出身者の懇談会という位置づけでございまして、B.S.やC.S.についての話が話題に上ったという記憶はございません。

○後藤祐委員 では、B.S.、C.S.という言葉も話に出なかつたと。

○秋本政府参考人 お答えいたしました。放送業界全般の話題が出たという記憶もございません。

○後藤祐委員 B.S.、C.S.も、スターーチャンネルも、放送業界の話も、一切、十二月十日の会食では話に出なかつたということをございましたが、これは、これから本当にそうだったか確認する必要がありますが、こういったところで、武田大臣、行政がゆがんでいくんですよ。もし、そこ

でそんな話がされていたら、やがていく可能性があるわけですよ。

これは総理にお伺いしたいと思いますが、たゞ秋本局長もかわいそうなんですよ。菅正剛さんは総理の息子さんである、そして、会食の申出は東北新社側の方からあつたわけです。なかなか断れないですね。菅総理の息子さんが東北新社にいたということ、そして菅総理が総務省に非常に力を持っているということ、その上と下の両方から挟まれて、行政がゆがんでいるんじゃないですか。

菅総理にも責任があると思いますが、いかがですか。

ただ、関わつた者が誰であつても、国民の皆さんから疑惑を抱かれるような、そうしたことがあります。私は、長男には、そうした調査の依頼があつたら、事実に基づいて話すように、そういうことも申し上げています。

○後藤祐委員 最後に、総務大臣に調査の徹底をお願いしたいと思いますが、先ほど、菅総理大臣に対して、当時官房長官に対して報告したかどうかを許します。尾辻かな子君。

○尾辻委員 立憲民主党の尾辻かな子です。質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。今日は、池田真紀さんと一緒に、質問に入りたいと思います。

それでは、まずお聞きしたいと思います。昨日の新型コロナウイルス、新規の感染者数は一体何人だったのか、そして、あわせて、その新規感染者数はどのようにして集計をされているのかということについて、まずお聞きをしたいと思います。

○正林政府参考人 お答えします。昨日、二月十六日の新型コロナウイルス感染症の新規の陽性者数は、千三百四人であります。

○金田委員長 静かにしてください。

○原政府参考人 事実関係にわたる点は、ちょっと私の方から御説明申し上げます。

昨日、御通告をいただきましたので、まず、会食関係。東北新社関連の放送番組に係る認定事務等を担当しているラインである情報流行政局長、大臣官房審議官情報流通行政局担当、衛星・地域放送課長の経験者たる総務省職員については、国家公務員倫理審査会御指示の調査対象に加えて、国会での御議論も踏まえ、御指摘の事項も含めた詳細の調査を追加的に行っており、当初から着手している調査に併せ、速やかに事実関係を明らかにしてまいりたいと存じます。

また、昨日御指摘いただきましたライン外の事務次官等の幹部についても、御指摘を受けましたので、会食の有無の確認を昨日から今朝にかけて行いました。いずれも、会食の事実はなかつたと

いうことございます。

○後藤祐委員 何か総務審議官とか次官とか、そういう大事なところが抜けていますが、そこはきちつとやつていただいた上で、もし今日の答弁で言つたことと調査結果が違つていた場合にはしきるべき責任を取つていただきたいことを申し上げて、質問を終わります。

○金田委員長 この際、尾辻かな子君から関連質疑の申出があります。長妻君の持ち時間の範囲内でこれを許します。尾辻かな子君。

○尾辻委員 立憲民主党の尾辻かな子です。C.R.の検査数とか、入院とか退院の方の数や死亡者数も併せてホームページで、都道府県のを見て集計されているということです。

○正林政府参考人 はい、そのとおりであります。ただ、それに併せてHER-SYSも導入しております。

○尾辻委員 いや、ちょっとびっくりしたんです。これは手で、いまだに手作業で感染者数を集計している。

○尾辻委員 ということは、例えば、厚労省が出しているP.C.R.の検査数とか、入院とか退院の方の数や死亡者数も併せてホームページで、都道府県のを見て集計されています。

○正林政府参考人 はい、そのとおりであります。死亡者数、陽性者数も含めた新型コロナウイルス感染症の感染症情報について、同様に集計しております。

○尾辻委員 いや、私、本当にこれはびっくりしたんですね。去年の今頃から感染者というのは出てきて、HER-SYSなんかも入つたので、デジタルで集計されているのかと思いまや、いまだに手作業だと。

○正林政府参考人 総理、この事実を知つておられましたか。そしておられたから御存じだったかお答えください。(発言する者あり)

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の感染者情報について、都道府県のホームページの公表情報を収集し、取りまとめた上で公表しております。

○尾辻委員 私、今日は、本当に政府のデジタル政策は大丈夫なんだろうか、こういう視点で聞きたいと思うんですが、今、局長からのお答えは、新規感染者数、陽性者数は都道府県のホームページの公表情報を収集している。

<p>○菅内閣・総理大臣 このコロナが発生をしてからずっとそのような集計をしていることは承知しています。</p> <p>○尾辻委員 いやもう、デジタル頑張る以前の問題じやないかなと。ちょっとと衝撃なんですね。じゃ、HER-SYSなんですかけれども、これは本来、HER-SYSでできるものだと思いません。それができていないんですけど、このHER-SYSについては今どれぐらいお金をかけているのかということについてお答えください。</p> <p>○金田委員長 厚生労働省健康局長正林督章君。(尾辻委員「止めてください、私の時間」と呼ぶ)答弁席へ早く来て、しっかりと答えてください。</p> <p>○正林政府参考人 はい。</p> <p>直近の契約で、十二月十八日付の契約金額では合計で十二億円であります。</p> <p>○尾辻委員 今までに、HER-SYSについてもう少し説明したいんですけども、よろしいでしょうか。(尾辻委員「いや、いいです、大丈夫です」と呼ぶ)</p> <p>○尾辻委員 今までに、HER-SYSが使ったところは、現場にどつても実はHER-SYSが使っているところは、本当に残念だなと思います。</p> <p>○菅内閣総理大臣 五ヵ月ですけれども、デジタルを頑張られたとかデジタル序をつくったところは、看板はすごく大きくなつたんですけども、それでも、実際のところですよね。それに比べたら、何かえらい大きい金額だなと思うんです。</p> <p>○尾辻委員 私、これはCOCOAに比べて、COCOAは一億二千万、全員のところですよね。それについて、看板はすごく大きくなつたんですけども、例えは東京都では八百人、感染者数が漏れていた、HER-SYSに入力できていなかつた。これは、現場にどつても実はHER-SYSが使いにくいということじやないかなと。政府のデジタル政策、本当に大丈夫なのか。</p> <p>○尾辻委員 三億九千万かけて、七百七十万人の方に接触確認が届かない状況があります。これは、早急に正常化する必要があると思いますが、私が聞いたら、二月中旬にはできるんじゃないと言った。</p> <p>○正林政府参考人 三億九千万円です。</p>	<p>○Aをアンドロイド端末でお使いの方に対しても、年九月末より接触通知が到達していない不具合について、改めて、このアプリを御利用いただきたいと思います。多くの国民の皆様の信頼を損ねたことについて、深くおわびを申し上げたいと思います。</p> <p>○尾辻委員 おわびを申し上げたいと思います。発生した障害を解消するために、新しいバージョンを近日中にも配付するべく改修作業を行っており、接触確認アプリに対する信頼回復に全力で取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>○尾辻委員 それはいつまででしょうか。</p> <p>○田村国務大臣 これは委託事業者によるべく早くということで、今直していただいている最中でございます。近く、これをしっかりと直した上で、御迷惑をおかけをしておる皆様方に対してしっかりと対応いただけるようお願いをいたしました。</p> <p>○尾辻委員 結局、近くといつても、やはりめちゃみに、HER-SYSについてもう少し説明したいんですけども、よろしいでしょうか。(尾辻委員「いや、いいです、大丈夫です」と呼ぶ)</p> <p>○尾辻委員 今までに、HER-SYSが使ったところは、現場にどつても実はHER-SYSが使っているところは、本当に残念だなと思います。</p> <p>○菅内閣総理大臣 五ヵ月ですけれども、デジタルを頑張られたとかデジタル序をつくったところは、看板はすごく大きくなつたんですけども、それでも、実際のところですよね。それに比べたら、何かえらい大きい金額だなと思うんです。</p> <p>○尾辻委員 私、これはCOCOAに比べて、COCOAは一億二千万、全員のところですよね。それについて、看板はすごく大きくなつたんですけども、例えは東京都では八百人、感染者数が漏れていた、HER-SYSに入力できていなかつた。これは、現場にどつても実はHER-SYSが使いにくいということじやないかなと。政府のデジタル政策、本当に大丈夫なのか。</p> <p>○尾辻委員 三億九千万かけて、七百七十万人の方に接触確認が届かない状況があります。これは、早急に正常化する必要があると思いますが、私が聞いたら、二月中旬にはできるんじゃないと言った。</p> <p>○正林政府参考人 三億九千万円です。</p>
<p>○時澤政府参考人 まず、今般判明した、COCOA段だけ教えてください。</p> <p>○正林政府参考人 まず、今般判明した、COCOA</p>	<p>御指摘のアプリ等の開発等に係る契約等の金額でございますが、アプリの開発に加えまして、データ連携基盤の開発、ヘルプデスク等のサービスセンター構築費など、複数機能の開発、運用、保守を含めまして、税込み総額で約七十三億円となっています。</p> <p>○尾辻委員 このオリパラ観客向けアプリ、今答弁いただいたように七十三億一千五百万。私は、契約書をいただいたので、そうやって書いてあるんですね。</p> <p>○菅内閣総理大臣 これは委託事業者によるべく早くということで、今直していただいている最中でございます。近く、これをしっかりと直した上で、御迷惑をおかけをしておる皆様方に対してしっかりと対応いただけるようお願いをいたしました。</p> <p>○尾辻委員 結局、近くといつても、やはりめちゃみに、HER-SYSについてもう少し説明したいんですけども、よろしいでしょうか。(尾辻委員「いや、いいです、大丈夫です」と呼ぶ)</p> <p>○尾辻委員 今までに、HER-SYSが使ったところは、現場にどつても実はHER-SYSが使っているところは、本当に残念だなと思います。</p> <p>○菅内閣総理大臣 五ヵ月ですけれども、デジタルを頑張られたとかデジタル序をつくったところは、看板はすごく大きくなつたんですけども、それでも、実際のところですよね。それに比べたら、何かえらい大きい金額だなと思うんです。</p> <p>○尾辻委員 私、これはCOCOAに比べて、COCOAは一億二千万、全員のところですよね。それについて、看板はすごく大きくなつたんですけども、例えは東京都では八百人、感染者数が漏れていた、HER-SYSに入力できていなかつた。これは、現場にどつても実はHER-SYSが使いにくいということじやないかなと。政府のデジタル政策、本当に大丈夫なのか。</p> <p>○尾辻委員 三億九千万かけて、七百七十万人の方に接触確認が届かない状況があります。これは、早急に正常化する必要があると思いますが、私が聞いたら、二月中旬にはできるんじゃないと言った。</p> <p>○正林政府参考人 三億九千万円です。</p>
<p>○時澤政府参考人 まず、今般判明した、COCOA</p>	<p>○尾辻委員 この仕様書を見ると、海外から八十万人の観客、四十万人の選手団と関係者が入って、百二十万人、海外から入ってくるためのアプリなんです。</p>
<p>○時澤政府参考人 まず、今般判明した、COCOA</p>	<p>○尾辻委員 この仕様書を見ると、海外から八十万人の観客、四十万人の選手団と関係者が入って、百二十万人、海外から入ってくるためのアプリなんです。</p> <p>○菅内閣総理大臣 まず、東京大会における観客の取扱いについては、各省庁、東京都、大会組織委員会における調整会議、ここにおいて、内外の感染状況も踏まえ、今年の春までにこれを決定することになつております。</p> <p>○尾辻委員 ちょっとと答えがずれているんですね。</p> <p>○菅内閣総理大臣 まず、東京大会における観客の取扱いについては、各省庁、東京都、大会組織委員会における調整会議、ここにおいて、内外の感染状況も踏まえ、今年の春までにこれを決定することになつております。</p> <p>○尾辻委員 これは、対象者は何人ぐらいですか。</p> <p>○菅内閣総理大臣 まだ、本アプリは、東京大会を契機に開発するものでありますが、オリパラ・パラリンピック以外の場面での活用、ここも視野に入れて、</p>

今、開発を進めてまいりたい、このように思います。

○尾辻委員 いや、それは、この仕様書や契約書には書いていない話ですよ。それに、先ほど橋本大臣が、いや、選手は一・五万人なんですということ

で言わされました。じゃ、無観客の場合、このオリパラ観客等向けアプリは、一・五万人の選手のためだけにこのことをやるんですか。その後何かやると言っていますけれども、まだそれは、この仕様書には何もない状況です。

実は、このアプリの問題点はそれだけじゃないんです。このアプリの問題点は、実は仕様書にはこう書いてあるんですね、十四日間の入国の待機はなしでいいんです。このアプリを入れたら、これはもう本当に神アプリだと思いますよ、十四日間の入国待機なし、ワクチン接種も必要ない。

これは、私、危くないですかね。世界中からもし来られた場合に、変異株の流入のリスクもありますし、市中感染が更に広がるというおそれもあります。ちょっと、GOTOトラベルのようになつてしまわないか。テニスの今、全豪オープンでも、選手たちが二週間足止めになつたり、前哨戦も試合が中止になつたりしているんです。

そこで、本当にこれで感染が防げるのかという観点で聞きたいと思うんです。

総理は、東京のオリパラ大会はワクチンに頼らぬオリンピック・パラリンピックだとおしゃっています。ということは、ワクチンに頼らぬ安全性を確保するため、十分なスクリーニングを行う仕組みとする、そして、入国時に外国人観客に適切な行動管理、健康管理を求める仕組みとともに、感染又はそのおそれがある場合に、当該ケースを迅速に把握し、適切な隔離な

ど医療面の対応等が行われる体制を構築するなど、実効的な仕組みとする、各国の感染症状況を踏まえ、二週間隔離の維持も含め、リスクに応じた適切な防護措置を講ずることと、考え方を提示しております。

いずれにいたしましても、外国人観客の取扱いについては、国内外の感染状況、そして我が国

海外との往来に係る状況、スポーツイベントの開催状況等を考慮して、今年の春までに決定する予定であります。

先ほど、選手の数は全体で一万五千人程度といることでありますけれども、そこにはこれから監督やコーチや関係者ということになりますので、まだそれは、この春までにどのように決

定していくかということになります。

○尾辻委員 いや、この契約書と仕様書には、入国後十四日間の自宅待機は事実上困難だからこのアプリを入れる必要があると言っているんですね。

確認ですけれども、この神アプリがあつたら、待機なし、ワクチンなしで入国できるということ

でよろしいですか。

○橋本国務大臣 いや、中間整理、取りまとめをしているところですけれども、コロナの分科会ある

待機なし、ワクチンなしで入国できるということ

であります。ということは、ワクチンに頼らぬ見知も踏まえながら、国内外の感染状況も踏まえて、今後、海外の観客について、三月、春までに決定をするということで、今検討中であるとい

うことです。

○尾辻委員 今いろいろな状況が考えられる中

で、この道しかないみたいな形でアプリ開発に前

のめりになるって、本当に危ないと思うんです

ね。国民の安全や健康が後回しになるとか、今までのデジタル政策を見たら、これは私、無駄遣い

になるんじやないかと本当に心配しているので、これからも追つていきたいと思います。

次に、オリンピックと多様性のことについて少しお話をしたいと思っていまして、東京大会はどういう形になるのか、ちょっとそれはおいておい

ても、この大会を契機に日本が本当に多様性のある社会に変わる、そんな契機になつてほしいと私は切に願っています。

というのも、私は、レズビアン、女性の同性愛者の当事者であります。日本で初めて、同性愛であるということを公表し、そして政治家に、政治場に統けているということです。ずっと議論で多様性と調和という話を聞いているたびに、その多様性に、本当にLGBTQのことは入つているんだろうかということを疑問に感じております。

そのことについてお聞きをしていただきたいと思いますが、まず、総理、LGBTQの当事者と会つたり話したりされたことはありますでしょうか。

○菅内閣総理大臣 あります。

確認ですけれども、この神アプリがあつたら、置かれているというふうに聞かれたでしょうか。

○菅内閣総理大臣 大分前ですけれども、その方が、トイレとか、そういうところで大変不便を生じているので、何とか公共のものについてはそうしたことができないかという、そういう相談を受けたことがあります。

○尾辻委員 恐らくトランスジェンダーの方のトイレ問題の話を聞かれたんだろうなと思います。ただ、LGBTQというのは、もつと多様な性的少数者の方々の総称として、ほかにもやはりいろいろな生きづらさというのを抱えております。

私は自身も、例えば府議会議員としてカミングアウトしたときは、実名で公表するということは、私にも家族、父や母がいます。そうすると、いきなりレズビアンの娘を持つ父になり、レズビアンの娘を持つ母になり、地域や職場で、何かまるで悪いことをしたかのように、本当に小さくなつて生活をしなければいけなかつたとか、当事者自身の家族といふんですかね、そういう状況にあつたとしても、当事者双方の性別が同一である婚姻の成立を認めることは、まだ我が国では憲法上想定されていないわけであります。

○菅内閣総理大臣 そうした方がいらっしゃることについては私も承知しておりますが、仮に、自分の家族といふんですかね、そういう状況に

あつたとしても、当事者双方の性別が同一である婚姻の成立を認めることは、まだ我が国では憲法上想定されていないわけであります。

そういう中で、同性婚を認めるか否かについて

して、何よりもまず、この日本社会においては、自分自身が当事者かも知れないと思った人たちは、自分自身を受け入れられないんですね。自己否定。そして、こんな自分は一人なんじやないか、この社会の中でという中で、本当の生きづらさがある。

例えば、ゲイ、バイセクシュアル男性で自殺をされたことがあるという方は七割いるんですよ。自分で多様性と調和という話を聞いているたびに、その多様性に、本当にLGBTQのことは入つているんだろうかということを疑問に感じております。

そのことについてお聞きをしていただきたいと思いますが、まず、総理、LGBTQの当事者と会つたり話したりされたことはありますでしょうか。

○菅内閣総理大臣 あります。

確認ですけれども、この神アプリがあつたら、

で、この道しかないみたいな形でアプリ開発に前

のめりになるって、本当に危ないと思うんです

ね。国民の安全や健康が後回しになるとか、今までのデジタル政策を見たら、これは私、無駄遣い

になるんじやないかと本当に心配しているので、

これからも追つていきたいと思います。

次に、オリンピックと多様性のことについて少

しお話をしたいと思っていまして、東京大会はどういう形になるのか、ちょっとそれはおいておい

ます。それはなぜかというと、やはり、それに

よつて何かしら差別があるんじやないかとか、そ

ありますので、極めて慎重な検討をする必要があるだろうというふうに思います。（発言する者あり）

やはり、極めて慎重な検討を要するということになるだろうと思います。

○尾辻委員 それは、子供が同性愛者であるとい

うことを受け止めるということなのか、受け止めないということなのか、どちらでしようか。

○菅内閣総理大臣 仮のことについてお答えする

ことは控えますけれども、非常に複雑な心境の中

で、やはり、検討に検討を重ねる。そういう立場になるだろうというふうに思います。

○尾辻委員 複雑な心境。実は、そういう複雑な

心境になっている当事者はたくさんいます。そして、その当事者がこの国で生きてもいいんだと思

えるためには平等な権利が必要で、オリンピック・パラリンピックはそれを実は日本政府に求めています。オリンピズムの根本原則にわざわざ性的指向が入ったのは、そういうIOCの意味があ

るんだということをもう一度かみしめていただきたいと思います。

最後、ちょっと、介護の話だけ少ししたいと思

います。

実は、総理、この衆議院の予算委員会の中で、

総理、私は調べたんですが、医療従事者の皆さんにはねぎらいの言葉があるんですが、介護従事者に関してはこの予算委員会でゼロ回です。今、コ

ロナの中で、この一年、旅行にも行かず、忘年会も新年会も飲み会もせずに頑張っている介護従事者に対して、まず一言、言葉をいただきたいと思

います。

○菅内閣総理大臣 まず議員に申し上げたいんで

すけれども、私ども、コロナの中で発言するとき、必ず、医療従事者の皆さん、また介護の皆さんという、そういう中で挨拶させていただいていることは是非御理解をいただきたいというふうに思います。

その上で、やはり介護現場の皆さんについては、新型コロナの感染が続く中にあっても、介護

サービスを必要とする高齢者のために、強い使命感を持つて献身的に御努力いただいていると承知しております、深く感謝を申し上げたいというふうに思います。

そうした意味合いもありまして、前回の改定率を上回る、介護報酬につきましてはプラス改定を

政府としてさせていただいたことも是非つけ加えさせていただきたいと思います。介護の皆さんから私も要請も受けまして、現場がいかに大変かと

いうお話を伺う中で、そういうプラスの改定をさせいただきました。

○尾辻委員 プラスと言うても〇・七%ですし、介護

従事者の、施設の人しかワクチン優先順位になつていません。実は、半分の在宅の人たちは

一般の人と同じである。

総理、もし、介護関係者の方、本当に頑張って

いただいていて、同じようなリスクの中で頑張つ

ていただいているのであれば、ワクチンの優先順

位も施設の方と同じにすべきじゃないでしょうか。

○田村国務大臣 考え方の中では、ます、重症化さ

れる方々というのは優先するというのは、もうこ

れは御理解いただいておると思います。

医療関係者、介護従事者、その中で介護従事者

は、施設関係者、従事者ということになつております。

これはなぜかというと、施設の場合、ひと方、

感染者が、そこでお預かりになられている方が出たとしても、クラスターが出たにしても、しっかりとそこから介護をやつしていくかなきゃいけない

い、従事者の方々は。つまり、そこから代わると

期間といつて、余り批判もせずに大切にしてくれるそなんですが、それ以降は日本と違つてかなり厳しい、辛辣なことを含めて批判も受けているふうに聞いております。

そこで、総理、今日までの百五十五日間の総理としての自己採点は何点ぐらいになりますか。

これはなぜかというと、施設の場合、ひと方、

感染者が、そこでお預かりになられている方が出たとしても、クラスターが出たにしても、しっかりとそこから介護をやつしていくかなきゃいけない

い、従事者の方々は。つまり、そこから代わると

いうことはできないわけでありまして、その後

も、クラスターの中、感染防護しながら、言うなれば、しっかりと対応いただかなきゃならないと

いうことがあります。

一方で、在宅等々に対して訪問をされる方々

は、場合によつてそういうことが出た場合には、

自ら、誰かが出た場合には、事業者が代わるであ

りますし、そういうなことがございまして、言うなれば、マストでその施設で対応いただいと、ただいて頑張つていただかなきゃならないという意味からすると、やはりワクチンを打つていただいて頑張つていただかなきゃならないという意味からすると、やはりワクチンを打つていただいていること、ここは優先をさせていた

ことでございますので、ここは優先をさせていた

ことだいておるということあります。

○尾辻委員 私は介護現場で働いていましたから、今の大臣の答弁は現実を見ていません。訪問介護事業者は、今、求人倍率十五倍で、人が全然いないんです。代わりはいません。

以上で終わります。ありがとうございます。おめでとうございます。

○金田委員長 この際、阿久津幸彦君から関連質疑の申出があります。長妻君の持ち時間の範囲内でこれを許します。阿久津幸彦君。

○阿久津委員 立憲民主党・無所属の阿久津幸彦

でございます。

総理、早いもので、本日で菅政権発足百五十五

日目ということです。おめでとうございます。

米国のマスクミは、最初の百日間はハネムーン

期間といつて、余り批判もせずに大切してくれ

るそうなんですが、それ以降は日本と違つてかなり厳しい、辛辣なことを含めて批判も受け

るというふうに聞いております。

そこで、総理、今日までの百五十五日間の総理

としての自己採点は何点ぐらいになりますか。

これはなぜかというと、施設の場合、ひと方、

感染者が、そこでお預かりになれている方が出た

たとしても、クラスターが出たにしても、しっかりとそこから介護をやつしていくかなきゃいけない

い、従事者の方々は。つまり、そこから代わると

いうことはできません。

それで、総理も御記憶にあると思うんですけども、二月二日の総理記者会見のときに、イギリ

スの軍事専門誌のジェーンズ・ディフェンス・

ウイークリー東京特派員の高橋浩祐さんが最後に

総理に質問されたと思うんです。簡単に言うと、

三つ質問したと思うんですね。なぜ日本でワクチ

ン接種の開始が遅れたのか。それから、技術立

日本がなぜ自国でワクチンを開発できなかつたのか。他国と比較してPCR等の検査数がなぜ少

いのか。

答えの方を先に申し上げると、ワクチン接種の

開始でいうと、日本はG7、先進七か国で七位で

あります。それから、OEC、Dでいうと、三十七か国中

三十三位になります。それから、PCR検査、人

口当たり百三十八位でございます。

冬場を迎えて、ワクチンの調達、接種、それか

ら感染拡大の防止、これが最優先のやるべきこと

だつたはずなんですけれども、これらの今のコロナ関係、ワクチン含めて、状況をどんなふうに御覧になっているでしょうか。

〔委員長退席、山際委員長代理着席〕

○田村国務大臣 先ほどワクチン接種は総理からお答えがあつたわけありますが、基本的に感染者が少ないと同時に、あと、つけ加えるならば、日本の国は、今までのワクチン行政の歴史から、非常に国民の皆様方がワクチンに対して慎重であられるといつことございます。そういうことがあります。

それから、もう一点、PCR検査でありますが、一方で、人口当たりの感染者数というものがありますと、それを見ると、感染者数、アメリカ、人口当たりで見ますと……(阿久津委員)いや、もうそこは結構です、聞いていないから」と呼ぶ)いや、今言わされました、PCR。つまり、PCR検査がなぜ少ないというのは、感染者が少ないからということで、感染者と比してみると、欧米と日本とでは大体同じような比率になつてくるということをございますので、それが一つの答え、まあ、ほかにもありますけれども、一つの大きな答えであります。

○阿久津委員 立憲民主党が批判だけではなくて提案もしているということを、ちょっとこちらの表を見ていただきて、説明はしません、見ていましただければというふうに思つております。

それで、今のところをちょっと触れば、ワクチン接種が遅れた理由は、新薬審査体制ができるないからだと思います。それから、技術立国日本が日本でなぜ独自のワクチンを開発できないのか。これは、ワクチン開発企業が減少していることと、規模が圧倒的に小さい、スケールメリットの問題だということを考えております。

それでも、ワクチン接種を見据えたコロナ収束に向けたは、やはり國民は聞きたいんです。例えば、いつまでに何人ワクチン接種を終えて、どうコロナを収束させるのか、そもそも感染者数が何人になればコロナ収束とみなされるのか、そのところを総理にお伺いします。

○田村国務大臣 シュウソクということの言い方なんですが、完全に終わるという意味からすると、それはもう新型コロナウイルスというものが終息ということになるんだと思います。一方で、一定程度収まるという意味の収束であるとすれば、一定程度収まれば、緊急事態宣言等々、これはベッドの数等々、つまり、言うなればベッドの使用率も関係しますが、そういうような五つの指標を見ながら、それは一定の収束の下で緊急事態宣言の解除ということになるというふうに考えております。

○阿久津委員 まるで守護神のように、私が質問すると、ペラペラべつと詳細に、お詳しいですかね、田村大臣、お答えになる。これは私は、呼ぶ)いや、今言わされました、PCR検査を直接受けておられます。阿久津委員 立憲民主党が批判だけではなくて提案もしているということを、ちょっとこちらの表を見ていただきて、説明はしません、見ていましただければというふうに思つております。

○菅内閣総理大臣 まず、今年の年明けに緊急事態宣言を十三ですか、の地方自治体で行わせていたときました。その中で……(発言する者あり)大失礼しました。十一の地方自治体で行いまして、今、宣言を発してから、当時、全国で七千五百人ぐらい新規陽性者がいたのでありますけれども、今は千人ちょっととのところまで、緊急事態宣言で、国民の皆さんに御協力いただき、そしてまた、特に飲食店の皆さんには時間短縮に御協力いたしました。特に飲食店の皆さんには時間短縮に御協力いたしました。そこでお互いにこれからファーストネームで呼ばうということで、ボリス、こういう形でまず進めています。それで、ちょっと触れれば、ワクチンについて、こういうふうに思つていています。

○阿久津委員 ジョーとヨシというんですか。それも結構だと思うんですけれども、やはり、直接おつしやつていいですね。

それで、変異株への有効性確認も全くされていないんです。イギリスのボリス・ジョンソン首相とも昨日電話会談されていますよね。変異株については何か話されたんですか。総理、総理が話したんですから、総理、お願いいたします。

○菅内閣総理大臣 コロナについては、お互いにしっかりとした情報提供をしながら連携を取り組んでいく、そういうことの話をしました。

○阿久津委員 総理、それでは答えになつていな

現実に接種が國民の皆さん、高齢者の皆さんに始まつくると、その接種を二回行うわけではありません。すれども、そういう中で、世界の例を見てみますと、一つの方向性というのが見えてくるのではないかなというふうに思つています。

○阿久津委員 総理、朴訥に話されるのは決して悪いことではないと思うんです。ただし、何度も何度も、そういう方の場合は國民に話された方がいいと思うんですよ。國民は総理の言葉を待つていてるんですよ。総理に直接、コロナの見通しがどうなつているのか、どうやれば収束するのか、ワクチンは大丈夫なのか、副反応が出たときはどうしたらいいのか、そういうのを厚生労働大臣じゃなくて総理から聞きたいんですよ。だから、是非そのところをよろしくお願ひいたします。

次に、ワクチンに關係する外交について少しお話をします。

総理は、首脳間の個人的な信頼關係の構築について、極めて重要だというふうにおおっしゃついていますよね。その首脳間の個人的な信頼關係なんですが、その首脳、何人ぐらいいらっしゃいますか。

○菅内閣総理大臣 お互いに確認をして呼び合っている首脳が三人であります。

ちなみに、バイデン大統領についてはジョー、豪州の首相についてはスコモ、そして、昨日イギリスのジョンソン首相と電話会談いたしました。そこでお互いにこれからファーストネームで呼び合おうということで、ボリス、こういう形でまず進めています。それで、変異株への有効性確認も全くされていないんです。イギリスのボリス・ジョンソン首相とも昨日電話会談されていますよね。変異株については何か話されたんですか。総理、総理が話したんですから、総理、お願いいたします。

○菅内閣総理大臣 コロナについては、お互いにしっかりとした情報提供をしながら連携取り組んでいく、そういうことの話をしました。

○阿久津委員 総理、それでは答えになつていな

<p>第一類第十四号 予算委員会議録第十二号 令和三年二月十七日</p>	<p>例えは、イギリス、ボリス・ジョンソン首相とは、アストラゼネカ社のワクチン調達の件で、アブリカ等で変異株への有効性はどうなっているんだ、そのぐらい聞いてくださいよ。聞いていないですか。</p> <p>〔山際委員長代理退席、委員長着席〕</p> <p>○菅内閣総理大臣 今、昨日の電話会談の内容をやはりつまびらかにはすべきじゃないと思います。</p> <p>ただ、申し上げましたけれども、先ほど、情報というのは、まさにコロナの変異株がどんどんと増えているわけありますから、それは情報交換をしっかりと協力していくこう、そういう話はしつかりました。</p> <p>それと、外交ルートでそこは、アメリカともそうですが、イギリスともしつかり、事前事後、ここをしつかり外交ルートの中で詰めて、それが私自身も報告を受けています。</p> <p>○阿久津委員 この外務省からの概要を見ると、意外に詳しいことが書いてあるんですよ。例えば、中国の海警法を含め、東シナ海、南シナ海における一方的な現状変更の試み及び香港、ウイグル自治区の状況についての懸念を共有し云々かんぬんと書いてあるんですよ。結構オリンピックについても詳しく述べてあるし、カーボンニュートラルについても、総理、昨日話されていますよね、詳しく書いてある。だけれども、コロナについては、「ジョンソン首相から、新型コロナ対応も含め、二国間及び多国間で日英協力を深化させたい旨の発言がありました。」以上なんですね。</p> <p>私は、これはやはりコロナが最重要課題ですね、コロナが最重要課題であるならば、各国首脳と、今は電話でもしようがないけれども、もっとコロナについて情報交換して、変異株についても情報交換していただいて、そしてその内容をしっかり相手に伝えていただきたいんですが、いかがですか。伝えていいんですか。</p> <p>○菅内閣総理大臣 どういうレポートが出ているか知りませんけれども、私自身は、コロナについて</p>
<p>（阿久津委員「今の総理のお言葉で結構です。時間だから結構です」と呼ぶ）</p>	<p>では、先ほど申し上げましたように、一番最初に課題として取り上げています。そこで、これは変異株になるわけですから、この情報については互いの戦略の部分について書かれているんじゃないという、そこはしつかり行っています。</p> <p>○阿久津委員 私が今や取り取りをさせていただく関連しますので、もうちょっと具体的な話をしたいと思います。</p> <p>限りは、大失礼ですけれども、コロナ外交が限らないでいる、そういうふうに私は思います。</p> <p>経済と暮らしの部分で、今国民はかなり窮乏している、かなり厳しい状況に追い詰められています。総理の地元の神奈川も秋田も、私の住む板橋区の商店街などもそうなんですけれども、かなりぎりぎりのところまで来ています。</p> <p>そんな中で、ちょっと私も、手紙をいただきまして、その手紙を拝読させていただきたいと思います。</p> <p>私は、一月二十九日に菅総理と面会し、会社からも国からも補償を受けられていない大企業非正規労働者の現状を訴えました。その中で、総理は、今ある制度では駄目ということなんだよねと聞かれ、また、自分が話を聞いたのだから、きちんと対応できるよう検討するとおっしゃってくれました。総理からの前向きな対応を受け、今後に期待していました。</p> <p>翌週二月五日に、大企業非正規も休業支援金の対応が長期化する中で雇用維持の支援策を更に強化する必要があると考え、大企業に雇用されて休業手当を受け取りづらい勤務形態の方も休業支援金の対象にすることを、私、指示しました。</p> <p>この特例は、原則として緊急事態宣言下の一月八日以降の休業が対象だと思いますが、状況に応じては昨年に遡って支給することとし、昨年の四月から六月までの支給率、ここは、当時の大企業に対する雇用調整助成金の助成などを踏まえて決定をさせていただきました。</p> <p>詳細については厚労大臣から答弁させます。</p>
<p>（阿久津委員「今の総理のお言葉で結構です。時間だから結構です」と呼ぶ）</p>	<p>この特例は、原則として緊急事態宣言下の一月八日以降の休業が対象だと思いますが、状況に応じては昨年に遡って支給することとし、昨年の四月から六月までの支給率、ここは、当時の大企業に対する雇用調整助成金の助成などを踏まえて決定をさせていただきました。</p> <p>○阿久津委員 ありがとうございます。総理、是</p> <p>ては、先ほど申し上げましたように、一番最初に課題として取り上げています。そこで、これは変異株になるわけですから、この情報については互いの戦略の部分について書かれているんじゃないという、そこはしつかり行っています。</p> <p>○阿久津委員 私が今や取り取りをさせていただく関連しますので、もうちょっと具体的な話をしたいと思います。</p> <p>限りは、大失礼ですけれども、コロナ外交が限らないでいる、そういうふうに私は思います。</p> <p>経済と暮らしの部分で、今国民はかなり窮乏している、かなり厳しい状況に追い詰められています。総理の地元の神奈川も秋田も、私の住む板橋区の商店街などもそうなんですけれども、かなりぎりぎりのところまで来ています。</p> <p>そんな中で、ちょっと私も、手紙をいただきまして、その手紙を拝読させていただきたいと思います。</p> <p>私は、一月二十九日に菅総理と面会し、会社からも国からも補償を受けられていない大企業非正規労働者の現状を訴えました。その中で、総理は、今ある制度では駄目ということなんだよねと聞かれ、また、自分が話を聞いたのだから、きちんと対応できるよう検討するとおっしゃってくれました。総理からの前向きな対応を受け、今後に期待していました。</p> <p>翌週二月五日に、大企業非正規も休業支援金の対応が長期化する中で雇用維持の支援策を更に強化する必要があると考え、大企業に雇用されて休業手当を受け取りづらい勤務形態の方も休業支援金の対象にすることを、私、指示しました。</p> <p>この特例は、原則として緊急事態宣言下の一月八日以降の休業が対象だと思いますが、状況に応じては昨年に遡って支給することとし、昨年の四月から六月までの支給率、ここは、当時の大企業に対する雇用調整助成金の助成などを踏まえて決定をさせていただきました。</p> <p>詳細については厚労大臣から答弁させます。</p>
<p>（阿久津委員「今の総理のお言葉で結構です。時間だから結構です」と呼ぶ）</p>	<p>総理、今、日本の景気はいいですか。</p> <p>○菅内閣総理大臣 いい分野もあればそうでない分野もあるというふうに思いますし、それぞれの分野の格差が出来てきているのかなというふうに思っています。</p> <p>○田嶋委員 格差とおっしゃいました。</p> <p>御自身の御出身の秋田はどうですか。</p> <p>○菅内閣総理大臣 私は、地方の消費が、地方が元気がよくならないければ、この国全体はよくならない。そして、消費額も、東京を中心とする首都圏は三割で、七割は地方ですから、ですから、地方で消費が増え、そして所得を引き上げる、そうした政策を、ここは国会議員になつてからずっと訴え続けてきました。</p> <p>○田嶋委員 よくなつてないという意味でしょ</p>

の経済はまだまだ厳しい、格差が大きいということをお認めになられました。

次の質問です。

昨日の日経新聞一面トップは何だったでしょうか。三万円を超えてきた。日経平均ですか、三万円を超えてきた、そういうニュースが流れているわけですが、総理、感想をお尋ねしたいと思います。

○菅内閣総理大臣 株価の動向については、経済や企業の活動を背景に、様々な要因によって市場において決まるものであり、その水準に一つ一つコメントすることは差し控えたいと思います。ただ、一般に、株価の上昇は、消費や投資、その活性化を通じて経済に好ましい影響を与える面もある、このように承知をしています。

実は、八年前、政権交代をしたとき、経済政策、日本の経済は極めて厳しい状況であります。そういう中で、経済再生を最優先にアベノミクス、安倍前総理の下で私も全力で取り組んできました。そういう意味で、新型コロナウイルス流行前のGDPというものは、名目、実質とも過去最高まで行ったというふうに思っています。そして、人口減少する中で、逆に働く人口を四百万人に増やしたこと事実だというふうに思います。そして、私、何よりもうれしかったのは、二十七年間下落し続けた地方の地価が、二十七年ぶりに上昇を見始めたわけです。しかし、今、残念ながら、このコロナによつてまた元に戻るような状況になつていています。

ただ、株価というのは低いよりも高い方がいいに決まっていますし、やはり国民の皆さんの年金の運用とか、そういう意味においては大きな成果を上げているというふうに思っています。

○田嶋委員 おっしゃるとおり、官房長官として、二〇一二年から長らく政権の中核におられました。その間、アベノミクス、まあスガノミクスと、は余り言われませんけれども、いずれにしても、この期間の経済の状況、言つてみれば株これがこれだけ上がつた、三万円を超えてきた。これは、アベ

ノミクスとその後継者である菅政権の成績表としで非常に誇らしい思いである、そういう理解でよろしいですね。

○菅内閣総理大臣 私ども政権奪還した当時の株価として為替、そうしたことを見るときに、やはり三万円というのは目標の目標のまた目標でありますから、そういう意味で、三万円を超えたということには感慨深いものがあります。

○田嶋委員 一つの達成だということだといふうに理解をいたしました。私も、株価が上がるが下がるかどちらがいいかと言われば、それは上がった方がいい、そのように思います。

ただ、今、多くの方々が、ちょっと異常じやないかと言ひ始めているのが事実だと私は思いました。その点はいかがですか。もうバブルに入つているのかもしれない、そういう声もございますよ。

○菅内閣総理大臣 先ほど申し上げていますけれども、株価の動向については、経済、企業の活動を背景に、様々な要因によって市場で決まるものだというふうに考えております。ですから、その水準の評価については申し上げるのを控えますけれども、ただ、低いよりは高い方がそれはいいに決まっています。

また、実体経済ですけれども、先日発表されました昨年十月から十二月のGDPは、前期比で一・二七%の成長がありました。そういう意味で、持直しが見られるところは事実じやないで、向であり、これまで三次補正のこうした政策効果もあつたというふうに思っています。

これつて普通じゃないですよね。世界の中でもこういうことをやつているのは日本だけだ、こういふ話がずっとと言われていたんじゃないですか。健全に育つているマーケットはいいですよ。優れたベンチャーやがどんどん生まれてきて、それでみんなが期待して、日本に自信を持つてやるならいいけれども、支えているじゃないですか、公的なお金で。まさに官製相場ですよ、これ。これは本当に大丈夫ですか。恐ろしい状況に近づいているような、そこはかとない不安が広がつていています。

○麻生大臣 手を挙げられたのを指名したのです。麻生大臣、お願いします。

○麻生国務大臣 今、繰り返しになろうかとは思いますけれども、金融政策の具体的な手法の話ですから、これは基本的には日銀の話であつてね。やはり、日本銀行のおられないときには言われてもなかなか難しいことだとは思いますが、具体的な政策というのには日本銀行に委ねられるべきもの、まずこれが第一点だと思います。

その上で申し上げますけれども、このいわゆるエクスチエンジ・トレーディング・ファンドとい

で、コロナの危機の後に本当の危機があるんじゃなかつたから、そういう意味で、三十五兆円ですよ。どうぞ

自助、共助、公助、本来だつたら自分の判断でやるべき自由主義のマーケットに一番公助が入つてゐるじゃないですか。三十五兆円ですよ。どうぞ

指摘だというふうに思います。

また、今の株価、三万円を超えてきている理由が、実体経済がよくなつて株が上がつていく、そういうことであれば安心だと思います。しかし、最近のこの急激な上がり方。そして、何よりも、買いたいと思う人が自分の判断で買つてゐるばかりじゃなくて、政府が日銀を通じてお金をつぎ込んでいるじゃないですか。これはもう公知の事実ですね。当然、総理はそのことを御存じだと思います。

今日は、専門家である黒田日銀総裁は来ていました。そこで、テレビの前の国民の皆様に、一体どうなんだそこは、そういうことをはつきりと総理の御理解の下で御説明をいたさないでおりません。あえて、テレビの前の国民の皆様に、一体どうなんだそこは、そういうことをはつきりと総理の御理解の下で御説明をいたさないであります。大丈夫か日本、こんなに株価が過熱して大丈夫か、そういう声が広がつてゐるんですね。

今日は、専門家である黒田日銀総裁は来ていました。そこで、テレビの前の国民の皆様に、一体どうなんだそこは、そういうことをはつきりと総理の御理解の下で御説明をいたさないであります。大丈夫か日本、こんなに株価が過熱して大丈夫か、そういう声が広がつてゐるんですね。日本中の国民に配ると幾らかかります。これはお尋ねしません。十三兆円ぐらいかかるはずですね、掛け算すれば。その十三兆円の特別給付金、その三倍ものお金をすつと、安倍政権と菅政権の間にマーケットにつき込んでいるんですよ。

ちなみに、ETF、そういうお金を三十五兆円以上入れてゐるというふうに理解をいたしておりますが、一人十万円の給付金を今コロナで配つてありますね。日本中の国民に配ると幾らかかります。これはお尋ねしません。十三兆円ぐらいかかる。これはお尋ねしません。十三兆円ぐらいかかるはずですね、掛け算すれば。その十三兆円の特

別給付金、その三倍ものお金をすつと、安倍政権と菅政権の間にマーケットにつき込んでいるんですよ。

○田嶋委員 黒田総裁は何とおっしゃつたか、読み上げます。

日本銀行のETFの買入れの効果は、いいですか、よく聞いてください、企業や家計のコンフィデンスが市場の不安定な動きに応じて低下するということのないようになります。そのためには、このように期待をしております。

今日は、専門家である黒田日銀総裁は来ていました。そこで、テレビの前の国民の皆様に、一体どうなんだそこは、そういうことをはつきりと総理の御理解の下で御説明をいたさないであります。大丈夫か日本、こんなに株価が過熱して大丈夫か、そういう声が広がつてゐるんですね。

今日は、専門家である黒田日銀総裁は来ていました。そこで、テレビの前の国民の皆様に、一体どうなんだそこは、そういうことをはつきりと総理の御理解の下で御説明をいたさないであります。大丈夫か日本、こんなに株価が過熱して大丈夫か、そういう声が広がつてゐるんですね。日本中の国民に配ると幾らかかります。これはお尋ねしません。十三兆円ぐらいかかる。これはお尋ねしません。十三兆円ぐらいかかるはずですね、掛け算すれば。その十三兆円の特

<p>第一類第十四号 予算委員会議録第十二号 令和三年二月十七日</p>	<p>う、E.T.F.というものを買入るというものは、これは株式市場というもののプレミアムリスクへの働きかけを通じて、いわゆる経済とか物価とかプラスに影響を及ぼすということが目的であつて、株価を目的に行つてはいるというものでは全くない、これは繰り返し言われているとおりです。</p> <p>また、現時点で、いわゆるこのエクスチエンジ・トレーデッド・ファンドというものを買入れを含みますこの金融緩和策の出口戦略に、いろいろ言われる方も世の中にはいらっしゃるんですけども、そういったものでは時期尚早等といろいろなところが述べておられますので、この話に関しては、御疑問の点が分からぬわけではありませんけれども、私どもの立場としては今申し上げられるところであります。</p> <p>○金田委員長 総理、補足はありますか。いいですか。</p> <p>○田嶋委員 余り横文字を使われると、国民は分かりにくんです。</p> <p>今日の午前中も、与党議員からも、出口は相当難しいという話がありましたよ、やはり。これは、みんな心配している。</p> <p>三十五兆、四十兆となるなんとするお金をつけ込んで、じゃ、これは誰を幸せにしてるんですか、誰の得になつていてるんですか、これだけのお金をつけ込んで。秋田の皆さん、みんな投資しているんですけど、こうやつて。どうなんですか、総理。</p> <p>○菅内閣総理大臣 株高というのは、まず、株式は幅広い層が所有していることも事実じゃないでしょうか。そしてまたG.P.I.F.、これの運用によって年金資産も運用をされています。こうしたことを考えたとき、株式の上昇というのは国民に幅広く恩恵があると思いますよ。</p> <p>いずれにしろ、まだまだこれから、最低賃金の引上げとか、いろいろな課題はありますけれども、現状の株高というのは、私が申し上げましたように、国民に幅広くというふうに思つていま</p>
	<p>す。</p> <p>○田嶋委員 申し上げたとおり、私は別に、株価が上がるることはよくないことだと言つていませんよ。もちろん、それは全体としてはいいことだと思います。ただ、誰が一番得をしているなんですかと。</p> <p>今お配りのこの資料を御覧ください、このグラフを。これはよく予算委員会でも取り上げられる資料ですね、グラフですね。政府は、日銀を通じて三十兆、四十兆のお金を市場に入れているだけじゃなくて、制度としてこうやって応援しているとともに税率が上がる。しかし、この頭の、天井が二八・二%、そこよりも稼ぐ人、特に株式で利益を得ている人たちの税率がどんどん落ちている。これは日本の昔から言われている問題ですよ。</p> <p>こういう状況にあつたら、今、コロナで苦しんでいる御商売の方々、お店を閉じなきゃいけない、そういう苦しい状況にある方、学校に行きたくても学校が開いていない方々、子供の学校が突然閉まつてしまつて右往左往するお母さん、お父さんの方、どう思いますか、これ。</p> <p>要するに、国を挙げて強い人たちを応援する仕組みになつちやつていて。本当に今コロナで苦しんでいる方々には全然支援が十分届いていないのに、片つ方でこういう国になつていてるんですよ。</p> <p>しかしこれ、午前中の議論と同じですよ。非常に危うい状況に、危険水域に入つてゐるんじゃないですか、多くの人がそのように心配している。一寸先のこととは本当に分からぬですよ。かつてのバブルだつて、そうだつたじゃないですか。そういう危ない橋を渡り続けてるアベノミクスとその後継、こういうことを続けていいのか、出口はあるのか、こういう議論がずっと統一しているんですね。与党の皆さんからも御賛同いただけると私は思います。</p> <p>○菅内閣総理大臣 その考え方、私、一方的だと思ひますよ。株高になつて恩恵を受けているのは幅広い国民の皆さんじゃないでしょうか。私たち政権交代をしたとき、当時はたしか株価が八千円台だったと思いますよ。為替が八十数円でした。そういう中で、企業年金の運用は大幅な赤字だつたんです。そして、年金そのものを解散しないきやならない、そんな状況だつたと思います。</p>
	<p>ね、幸福度、このことに関してお尋ねします。</p> <p>デンマークと比較をしているのは、幸福度が世界一とも言われる国だからでござりますけれども、私は、株価を見て達成感を感じるような政治</p> <p>た。</p> <p>今、この株価によつてG.P.I.F.の運用益、七十数兆円出でていますよ。これは国民の皆さんの財産になるわけですから。さらに、企業年金も、当時、たしかマイナス三十兆円ぐらいあつたと思ひますけれども、これも、今、倍ぐらくなつてゐると思いますよ。黒字に。やはり、そうしたことが国民の皆さんのが将来の年金に返つてくるわけでありますから、経済を拡大をさせよう、経済再生最優先、まさに安倍前総理のときに、私は、政権交代をしたときに、そのことを最優先に、今、取り組んできています。</p> <p>今、この三万円を超えた株式についていろいろな意見がありますけれども、そこは常に、慎重さも考えながら、しっかりと経済運営というものは私自身行つていただきたいと思います。</p> <p>○田嶋委員 るおつしやいましたけれども、どちらもまだ実現していないことなんですね、これ。株価の数字上の話を今なさつてます。</p> <p>しかし、これ、午前中の議論と同じですよ。非常に危うい状況に、危険水域に入つてゐるんじゃないですか、多くの人がそのように心配している。一寸先のこととは本当に分からぬですよ。かつてのバブルだつて、そうだつたじゃないですか。そういう危ない橋を渡り続けてるアベノミクスとその後継、こういうことを続けていいのか、出口はあるのか、こういう議論がずっと統一しているんですね。与党の皆さんからも御賛同いただけると私は思います。</p> <p>○菅内閣総理大臣 その考え方、私、一方的だと思ひますよ。株高になつて恩恵を受けているのは幅広い国民の皆さんじゃないでしょうか。私たち政権交代をしたとき、当時はたしか株価が八千円台だったと思いますよ。為替が八十数円でした。そういう中で、企業年金の運用は大幅な赤字だつたんです。そして、年金そのものを解散しないきやならない、そんな状況だつたと思います。</p>
	<p>た。</p> <p>このあらゆる指標が、私は、幸福度、与党の先生からも強調された、日本はこちらに軸足を移していくべきじゃないか。株価もいい、GDPもいい十六位、十一番。これは私たちの政権のときは何と十一位です。転落しています。</p> <p>このあらゆる指標が、私は、幸福度、与党の先生からも強調された、日本はこちらに軸足を移していくべきじゃないか。株価もいい、GDPもいい十六位、十一番。これは私たちの政権のときは何と十一位です。転落しています。</p> <p>まさに公助によつて財テクを行つているような運営は参考直した方がいい。本当の意味で強い企業を育てる、实体经济を支援する政策を中心に行っていただきたいというふうに思います。</p> <p>そして、もう一つ、予算委員会で与党の先生から取り上げられたこと、幸度度ということです。幸度度、このことに関してお尋ねします。</p> <p>デンマークと比較をしているのは、幸度度が世界一とも言われる国だからでござりますけれども、私は、株価を見て達成感を感じるような政治</p> <p>じゃなくて、こうした指標に関して菅政権が一生懸命改善する努力をしてほしいと思います。御覧をいただきたいと思うんですが、幸福度の下に一から十二まで、日本の現状を表す数字を並べさせていただきました。</p> <p>これ、一二年の頃は、安倍政権が始まった頃は幸福度は四十四位なんです。四十四位だつた幸福度が、自民党的な先生が、これは大事だ、ウエルビーリングだとおつしやいましたけれども、この十年間で六十二位まで落ちてます。</p> <p>次に腐敗認識指数、これは要は政治と金の問題です。二〇一二年は十四位。今は十九位です。それがそうですね、総理。次から次へと起きてると思います。</p> <p>今、この三万円を超えた株式についていろいろな意見がありますけれども、そこは常に、慎重さも考えながら、しっかりと経済運営というものは私自身行つていただきたいと思います。</p> <p>○田嶋委員 るおつしやいましたけれども、どちらもまだ実現していないことなんですね、これ。株価の数字上の話を今なさつてます。</p> <p>しかし、これ、午前中の議論と同じですよ。非常に危うい状況に、危険水域に入つてゐるんじゃないですか、多くの人がそのように心配している。一寸先のこととは本当に分からぬですよ。かつてのバブルだつて、そうだつたじゃないですか。そういう危ない橋を渡り続けてるアベノミクスとその後継、こういうことを続けていいのか、出口はあるのか、こういう議論がずっと統一しているんですね。与党の皆さんからも御賛同いただけると私は思います。</p> <p>○菅内閣総理大臣 その考え方、私、一方的だと思ひますよ。株高になつて恩恵を受けているのは幅広い国民の皆さんじゃないでしょうか。私たち政権交代をしたとき、当時はたしか株価が八千円台だったと思いますよ。為替が八十数円でした。そういう中で、企業年金の運用は大幅な赤字だつたんです。そして、年金そのものを解散しないきやならない、そんな状況だつたと思います。</p>

限力を發揮し、互いに支え合い、そして助け合います。このためにも、まず足下の新型コロナの感染拡大を一日も早く収束をさせて、皆さんに安心して暮らしを取り戻す、そうしたことを、まさに安心を目指したいというふうに思います。

安心して暮らしを取れ戻す、そうしたことを、まさに安心を目指したいというふうに思います。心して暮らしを取れ戻す、そうしたことを、まさに安心を目指したいというふうに思います。安心して暮らしを取り戻す、そうしたことを、まさに安心を目指したいというふうに思います。

安心して暮らしを取り戻す、そうしたことを、まさに安心を目指したいというふうに思います。安心して暮らしを取り戻す、そうしたことを、まさに安心を目指したいといふうに思います。

安心して暮らしを取り戻す、そうしたことを、まさに安心を目指したいといふうに思います。安心して暮らしを取り戻す、そうしたことを、まさに安心を目指したいといふうに思います。

安心して暮らしを取り戻す、そうしたことを、まさに安心を目指したいといふうに思います。安心して暮らしを取り戻す、そうしたことを、まさに安心を目指したいといふうに思います。

安心して暮らしを取り戻す、そうしたことを、まさに安心を目指したいといふうに思います。安心して暮らしを取り戻す、そうしたことを、まさに安心を目指したいといふうに思います。

安心して暮らしを取り戻す、そうしたことを、まさに安心を目指したいといふうに思います。安心して暮らしを取り戻す、そうしたことを、まさに安心を目指したいといふうに思います。

安心して暮らしを取り戻す、そうしたことを、まさに安心を目指したいといふうに思います。安心して暮らしを取り戻す、そうしたことを、まさに安心を目指したいといふうに思います。

安心して暮らしを取り戻す、そうしたことを、まさに安心を目指したいといふうに思います。安心して暮らしを取り戻す、そうしたことを、まさに安心を目指したいといふうに思います。

何ですか、これは。

僕は、菅総理が、二〇五〇年カーボンニュートラル、高く評価しています。ありがとうございます。高く評価している。ただ、なぜそれが官房長官時代にできなかつたのかな。なぜ前任の菅政権の前の安倍政権からやれなかつたのかな。大変な時間を失いました。今、先進国から、一番低いレベルですよ、自然エネルギー。

自然エネルギーは、総理、一点だけ言いますと、資源の乏しい国日本でしょう。資源なしでやっていけるようになつてくるんですよ。だんだん、これからは。燃料を輸入しなくても電気をつくるなんて、奇跡みたいなことじゃないですか。イノベーション、技術開発。連日、日経新聞に電気自動車のことが出る。そして、今日も一

か。今までずっと、十七兆円、金を使つていてんでしょう、海外に。安定的に、これからそれがでるべき時代がやつてきた。わくわくするじゃないですか。イノベーション、技術開発。連日、日経新聞に電気自動車のことが出る。そして、今日も一

か。今までずっと、十七兆円、金を使つていてんでしょう、海外に。安定的に、これからそれがでるべき時代がやつてきた。わくわくするじゃないですか。イノベーション、技術開発。連日、日経新聞に電気自動車のことが出る。そして、今日も一

か。今までずっと、十七兆円、金を使つていてんでしょう、海外に。安定的に、これからそれがでるべき時代がやつてきた。わくわくするじゃないですか。イノベーション、技術開発。連日、日経新聞に電気自動車のことが出る。そして、今日も一

か。今までずっと、十七兆円、金を使つていてんでしょう、海外に。安定的に、これからそれがでるべき時代がやつてきた。わくわくするじゃないですか。イノベーション、技術開発。連日、日経新聞に電気自動車のことが出る。そして、今日も一

か。今までずっと、十七兆円、金を使つていてんでしょう、海外に。安定的に、これからそれがでるべき時代がやつてきた。わくわくするじゃないですか。イノベーション、技術開発。連日、日経新聞に電気自動車のことが出る。そして、今日も一

か。今までずっと、十七兆円、金を使つていてんでしょう、海外に。安定的に、これからそれがでるべき時代がやつてきた。わくわくするじゃないですか。イノベーション、技術開発。連日、日経新聞に電気自動車のことが出る。そして、今日も一

か。今までずっと、十七兆円、金を使つていてんでしょう、海外に。安定的に、これからそれがでるべき時代がやつてきた。わくわくするじゃないですか。イノベーション、技術開発。連日、日経新聞に電気自動車のことが出る。そして、今日も一

か。今までずっと、十七兆円、金を使つていてんでしょう、海外に。安定的に、これからそれがでるべき時代がやつてきた。わくわくするじゃないですか。イノベーション、技術開発。連日、日経新聞に電気自動車のことが出る。そして、今日も一

か。今までずっと、十七兆円、金を使つていてんでしょう、海外に。安定的に、これからそれがでるべき時代がやつてきた。わくわくするじゃないですか。イノベーション、技術開発。連日、日経新聞に電気自動車のことが出る。そして、今日も一

ことをやろうということですか、それは是非協力してくださいよ。

○田嶋委員 なんだん口ぶりも前任者に似てきましたよ。十年前のことを悪口を言つてどうするんですか。今のことを問うているんですよ。今日本がひどいじゃないですか。(発言する者あり)

○金田委員長 静かにしてください。時間が参りました。

○田嶋委員 幸福度は四十四位から六十二位……○金田委員長 田嶋君、時間が過ぎていますから、収めてくださいね。

○田嶋委員 終わります、はい。

幸福度、四十四位から六十二位ですよ。奥緊の課題です。是非みんなで力を合わせて、先進国から落ちていかない、安心の日本を一緒につくっていきましょう。よろしくお願いします。

○金田委員長 この際、理事会の申合せにより、國土交通大臣の退席を許可します。

○岡本(充)委員 それでは、限られた時間ですか

次に、岡本充功君から関連質疑の申出があります。長妻君の持ち時間の範囲内でこれを許します。岡本充功君。

○岡本(充)委員 それでは、限られた時間ですか

次に、岡本充功君から関連質疑の申出があります。長妻君の持ち時間の範囲内でこれを許します。岡本充功君。

○岡本(充)委員 それでは、限られた時間ですか

次に、岡本充功君から関連質疑の申出があります。長妻君の持ち時間の範囲内でこれを許します。岡本充功君。

○岡本(充)委員 それでは、限られた時間ですか

申し上げたとおり、通常の意見交換あるいは親睦といったことであつたというふうに承知しております。

○原政府参考人 お答え申し上げます。

私ども、今、正確かつ迅速に調査を行つてござりますので、大臣からも、適時適切に、その時点でも明らかにできることは明らかにすべきだということです。そのように御答弁申し上げてございます。

○岡本(充)委員 ちょっとと確認なんですが、その時点で、ということは、これから先、昨日の答弁は変わるべき可能性があるという理解でいいんですか。

○原政府参考人 仮に、異なるような事実が出てくれば、それはまたヒアリング等を行う必要がある、このように存じてございます。

○岡本(充)委員 そうしたら、やはり昨日のときには、昨日の答弁はそう答弁するべきじゃないなくて、やはり調査中なんだから分からないと言わなきやいけないじゃないですか。だって、こんなにはっきり答えてやつっているんですよ。

○岡本(充)委員 じゃ、ちょっと秋本局長、確認したいと思います。秋本局長、確認したいと思います。

○岡本(充)委員 それでは、限られた時間ですか

次に、岡本充功君から関連質疑の申出があります。長妻君の持ち時間の範囲内でこれを許します。岡本充功君。

○岡本(充)委員 それでは、限られた時間ですか

次に、岡本充功君から関連質疑の申出があります。長妻君の持ち時間の範囲内でこれを許します。岡本充功君。

○岡本(充)委員 それでは、限られた時間ですか

次に、岡本充功君から関連質疑の申出があります。長妻君の持ち時間の範囲内でこれを許します。岡本充功君。

○岡本(充)委員 それでは、限られた時間ですか

すね。

○秋本政府参考人 スターチャンネルの話が出たことでも記憶にございません。

○岡本(充)委員 記憶にないものをなかなか探すのは難しいんですけども、記憶にございませんということがありますが。

総務大臣は、これは衆議院本会議、昨日、本事案により放送行政がゆがめられたことは全くありません、こう御答弁されています。このとおりで

よろしいですね。

○武田国務大臣 先ほど委員の同僚の先生からも同じ質問が寄せられました。

あの時点において、やはり公務員というのは中立性、公正性というものを確実に実施する、これの大前提として存在するものだと我々は考えているんです。それを翻す具体的な事実というものが示されない段階で、その指摘に私は同調することはできませんし、組織を預かる立場として、べきではないというふうに考えております。

○岡本(充)委員 いや、ちょっと、べきではないとか、現時点でと言うのいや。それは本会議の答弁ですから、本会議で言つた、議事録は正しいですね、このとおりですねということを私は聞いているんです。

だから、このとおりですよね。現時点でとかと言つたら、これは本会議の話がやはり一日で変わらんじや困るんですよ。答弁したんです、昨日。

○武田国務大臣 別に、自らの発言したことを翻すなんてさらさら思つておりません。

その時点において、確かに、確実な事実が出ていない段階において、放送行政がゆがめられたのか、この質問に対しても、はい、そうですなんて答えることはできません。それは、私のみならず、組織を受けられている方々は、当然、その価値観というものは共有できるものだと考えておりま

す。

○岡本(充)委員 だとすれば、やはりそれは前提をつけておかぬきやいけないです。こんな言い切つちや駄目なんじやないですか。まだ現時点で

調査中なんですから、現時点においてはこうです

と。調査の中で何が出てくるか、それは分からな

いんだから、こういうふうに言い切るというの

は、まだこれは時期尚早だったんじゃないですか。

やはりきちんと、本会議の答弁ですから、正

確な答弁をお願いをしたいと思います。

いろいろな課題がこの委員会で質疑をされてき

ました。ちょっと総理、今日は、前回外務大臣に

聞かれているようなので、ワクチンの話です今

度は。大丈夫です。総理、ワクチンの話ですか

ら、冷静に聞いてください。いいですか。

大西議員が、外国にいる邦人にに対して、やはり

ワクチン接種できるようにしてほしいんじゃない

か、日本で承認されたワクチンを接種できるよう

にしてほしいという声があるという質問をされま

した。そうしたら、外務大臣が、いろいろなケー

ス、これは想定しております、こう答えられています。

是非、総理、日本人の方が海外においても日本で

承認したワクチンが、それは簡単に受けられる

とか、現時点でと言うのいや。それは本会議の答弁ですから、本会議で言つた、議事録は正しいで

ます。

斯くて、ワクチン接種できるようにしてほしいんじゃないかというふうにしますとは言えな

いと思います、努力をすることだけでも御答弁いただけますか。

○菅内閣総理大臣 海外在留邦人の安全確保は、政府の重要な責務の一つであります。新型コロナが拡大する中、その重要性というのは更に高まつてているというふうに思います。

○河野国務大臣 ファイザーとの信頼関係上、ファイザーから明示的に、公開していいという許可が、許可というのか了解が出るまでは差し控えております。

○岡本(充)委員 そのやり方だと、結局、自治体はどれだけ来るのか分からないということは続くんですね。

○岡本(充)委員 ちなみに、第三便はいつ頃になるかということを、ここで言えないまでも、大体は聞いてみえるんでしょうか。

○河野国務大臣 様々なやり取りをファイザーとしているところです。

○岡本(充)委員 ということは、明示的にまだ聞いていない、こういう理解でよろしいですか。

○河野国務大臣 対外的に申し上げられる状況で

はないということです。

○岡本(充)委員 こういう状況のやり方でいく

て、ファイザーが責任を持つということでございまますから、政府からコメントを申し上げるのは差し控えさせていただきたい、こういうちょっと何か冷たい答弁なんですけれども、当然、連絡を取り合っているはずです。昨日も記者会見で、第二便の許可が出た、EU側から、こういう話をされ

ていました。

答えられるのが答えられないのかということはあるのかもしれません、この第二便、一体どれだけの量が来るかということはもう御存じですか。答えられるのであれば、お答えいただきたいたいと思います、河野大臣。

○河野国務大臣 第二便は、恐らく来週には日本に到着すると思いますし、量については差し控えさせていただきます。

○岡本(充)委員 なぜそれは、だつて、もうEUの許可が出たんでしょう。許可が出た分はどれだけなっていますか。それは、ファイザーとの契約上

の許可が出たんでしょう。許可が出た分はどれだけなっていますか。それは、ファイザーとの契約上

ますので、指摘をしておきたいと思います。

その上で、こうした、第一便、第二便が来るといふのは、総理にはほぼ河野大臣と同時に来ていいんでしょうか。それとも、それより遅れてその情報が上がってきてる。どうですか、総理。

○菅内閣総理大臣 共有していますから、一致していると思います。

○岡本(充)委員 こういうスケジュールでやるという話で今いるわけです。

私は、すごく危惧しているのは、三月にも医療従事者への接種が始まるという。三百七十万人、接種開始して、三週間後に二回目を打たなきやいけないときには、もう四月に入ってしまうわけですね。そうすると、河野大臣、高齢者への接種と医療従事者の二回目が重なる、こういうことになるんじゃないですか。それは、ファイザーとの契約上、そういう理解でいいんですか。それとも、重ならないようにするという理解なんですか。

○河野国務大臣 ワクチンの供給量にもありますけれども、重なる可能性はあると思います。

○岡本(充)委員 重なると結構大変になつてくると思うんです。

○河野国務大臣 六十五歳以上で医療従事者的人がいないとは言えないと、このシステム、岡本事務所の方でこれは作つた図でありますけれども、上が厚生労働省の従来の法律に基づく接種の管理体制などについても情報収集、提供を行つてきており、個別の状況を踏まえた上で、適切に対応していくかと思います。

○岡本(充)委員 重要な方だと思います。

○河野国務大臣 様々なやり取りをファイザーとしているところです。

○岡本(充)委員 重なると結構大変になつてくると思うんです。

○河野国務大臣 六十五歳以上で医療従事者的人がいるでしょう。こういった人は、これまでいうと、河野大臣の方のシステムにどういうふうに載るのか、ちょっと教えてください。医療従事者の方は、予防接種台帳には載ると思います。医療従事者の方、どう載るですか。

○河野国務大臣 医療従事者につきましては、接種する医療機関がリストを作成し、それを基に自治体が後日入力していくことになると思います。

○岡本(充)委員 つまり、上のシステムに載るというのは分かるんですよ。ただ、新システムで同時に見れるという仕組みには載れない。即日には載るのが下のシステムの売りでしよう。つまり、即日には載れないという理解でいいわけですね。

○河野国務大臣 ナショナルデータベースは、高齢者の接種が、これが自治体がスタートするところでございますので、それに合うような開発をしていきたいと思っております。

○岡本(充)委員 後日、情報が錯綜して、誰が打つたか打たないか分からなくなないようにするために、これは即日、接種できるシステムをつくつたんだけれども、即日には載れないということでありますから、これは後で混乱しないようにしていただきたいと思います。

もう一つ、私は、提案なんですけれども、予防接種台帳に載せるのを、これは一か月単位でいろいろデータをまとめやるのを、これを一週間でやつたら大分変わらうと思つんですね。毎週まとめると。大変だと思います。大変だと思うけれども、国家の一大事ですと、総理が本当に一大プロジェクトと位置づけるんですから、毎週登録してもらつて、毎週自治体に送つて、そして、書き込むのは自治体の職員というよりアウトソーシングで外に出しているようですから、毎週、それぞれ一週間ずつでまとめていけば三週間後には載るということになるんですが、田村大臣、こういう考え方方はできないですか。そうすると大分解決すると思いますよ、これ。

○田村国務大臣 御承知のとおり、これは医療機関で、各自治体に一定期間とということで一月とい

いう余裕があるのならば、それは合意の下でやっていただく分には、それは十分であろう、できることがあります。

○岡本(充)委員 こういうのをやはり好事例で紹介していくんだと思います。やはり、一か月か

かつていると今言われているものを、ここを一週間でやれるようになる、「一週間でやれるようになります」とだけで格段に情報登録は進むし、現状の今のシステムを生かせることでございますので、確定したらお知らせしたいと思います。

○岡本(充)委員 まだ幾らかかるかも分からぬ、こういう状況です。

○河野国務大臣 この間、本当にいろいろな課題がこのデジタルで出てきました。COCOAの話にちょっと行きたいと思います。

今日は平井大臣、お越しいただいています、済みません。

先日、記者会見で、COCOAのOSで、iPhoneのバージョンについても、もしかしたら

不具合があるかもしれないという可能性を否定しないでいいようです。その後、どうでしたか。不具合がありそうですが、ありそうでないですか。

○平井国務大臣 iOS版で一部から指摘のあつた初期化されてしまう不具合というものですが、これは次回のバージョンアップで解消されるといふふうに思っています。今、厚生労働省の方で検証をしておりまして、もうしばらくしたら発表さ

れると思います。我々それをフォローして、今後またいかなる事態が起きたときに対応できるように

たが、一方で、医療機関と自治体が、例えば二週間ごとにどうなことがそれぞれできると

にきちっとしたCOCOAの運用ができるのか、厚労大臣に、めどをお聞かせをいただきたいと思います。

○田村国務大臣 委員も御承知のとおり、これはオープンソースというものを改善しながらやつていている。という意味では、当初、厚生労働大臣、今は官房長官だと思いますが、みんなで作っていくような、そういうアプリ거든요。不具合、今、これ以外でもいろいろとサポートセンターに、ほかにもいろいろなのが来ております。

例えば、今回直した部分に関して、iOS、言うなればiPhoneの古いOSに関しては、なかなかアンドロイドとまだつながらないという部分も、実はまだ改善されていません。それは新たなOSを入れていただければいいんですけども、そういうふうに、言うなればiPhoneとアンドロイドの親和性みたいなものも含めて、いろいろなところに問題があつたりしますので、出てくる問題、またサポートセンター等々にいただく御意見、そういうものをお聞かせをいただきながら、日々改善をさせていただきたいと思っております。

今回のことに関しては、先ほどもお答えいたしましたけれども、委託事業者、もう早急にやつていただくということでございましたので、二月中旬頃ということでおこざいましたので、それに向かって、向かってといつても、もう今は二月中旬に入っておりますけれども……(岡本(充)委員

二月も中旬だよ、今と呼ぶ)まあ、中旬も幅がございますので、その中においてしっかりと対応をいただけるものというふうに思つております。

○岡本(充)委員 二月の中旬頃と言つて、今日、二月の十七日でまだ言えないというこの状況は、

これはやはり私は問題があると思うし、いろいろな課題があると思いますよ。

○田村国務大臣 ちなみに、このOSの不具合は、大臣はいつ聞いたのか、それから局長や課長はそれぞれいつ知ったのか、ちょっと教えてください。

○岡本(充)委員 いつになつたら完全な、要する

一日に担当者から担当局長等の幹部に報告をしております。私も一日の夜にお聞きをいたしました。ちょっとと課長については、ここに書かれておりませんので、すぐに調べます。

○岡本(充)委員 これはちゃんと、連絡がどういふうに来て、どう発表したのかというのも、私は今後の課題だと思います。

そこで、総理、ちょっと少し話を変えたいと思います。

今回接種を進めていくワクチンは、いろいろな課題があるんです。国民の皆さん方にきちんと情報を周知するという意味においては、やはり副反応の話は避けて通れないと思います。いろいろな御意見、そういうものをお聞かせをいただきながら、日々改善をさせていただきたいと思っております。

今回のことに關しては、先ほどもお答えいたしましたけれども、委託事業者、もう早急にやつていただくということでございましたので、二月中旬頃といふことでおこざいましたので、それに向かって、向かってといつても、もう今は二月中旬に入っておりますけれども、不具合があるかもしれないという可能性を否定しないでいいです。その後、どうでしたか。不具合がありそうですが、ありそうでないですか。

○平井国務大臣 それからもう一つは、私は大変驚いたんだけれども、今回、ほかの予防接種と横並びだからといふことで、この補償額が、副反応が出て休まなければいけない、通院して三日未満だと三万五千円、一月通院しても三万七千円ですよ。ちょっと

やはり、国家的事業というぐらいだったら、これは少し金額として少ないんじゃないかな。さつき、金額には同意できないと、もう厚労大臣から聞いているから結構です。

総理に聞きたいたです。やはり、国家的事業などいうんだつたら、何かあったときには全責任を私が取りますと、なかなか明言はされないけれども、国としてちゃんと補償するんだと言つてゐるんだつ

たら、この金額をもう少し増やしてみたらどうですか。もう厚労大臣は聞いているんです、前回聞いているから。総理です。総理、どう思われますか、この金額。

○金田委員長 厚労大臣、まず簡単に答えて。(岡本(充)委員)違う、総理に聞いているんです。この金額、総理、どう思われますかと聞いているんです」と呼ぶ)

○田村国務大臣 事実関係だけ申し上げます。

(岡本(充)委員)事実関係はもう前回聞いているから」と呼ぶ)いや、言つていただきたいから、国民の皆さんは分からぬですよ。(岡本(充)委員)「さつき御答弁されているからいいですよ。中島議員のときに話したじゃないですか」と呼ぶ)その金額だけじゃなくて、まず、医療費の自己負担分は別に支払われます。

○金田委員長 簡単に説明して。

○田村国務大臣 その上で、医薬品副作用被害救済制度でカバーされない通院も対象になるんですね、通院部分も。そして、更に申し上げれば、障害があつた場合には当然障害年金の対象になりますから。そういうものを総合的に勘案して、これは予防接種法の中で最も高い部類の金額ということがござりますから、御理解いただければあります。

○岡本(充)委員 そうやつて、役所的な答弁はそうなるんです。

でも、実際のところ、国家的事業だという中で、亡くなられて四千四百万円。若い方、打つてもらわなきゃいけないんですよ、高齢者だけじゃなくて。

現在発熱で、これは熱が出たら大変ですよ、この時期。予防接種を打った後、家に帰つて、熱が出来ました、そうしたら、解熱剤をもらいに行つたら、発熱外来に並ぶんですか。発熱外来に並んだら、そこでコロナウイルスを拾つちやうかもしませんよ。

本当に、この数字が正しいかどうかは分かりません、数が少ないから、百十六人と。でも、これ

だけ出てくるのなら、これは対応しなきやいけないんじやないかと思つてゐるんです。

○菅内閣総理大臣 総理、私の指摘を御理解いただきたいと思うし、みんなに打つてもらうためには万全の支えをしようじやないです。それで、みんなにやはり打つてもらえる環境をつくつたらどうですか。総理、どうですか。

○菅内閣総理大臣 他のワクチンとのバランスもやはり考える必要があるというふうに思います。

そういう中で、まさに国を挙げて行うことであります。先ほど厚生労働大臣がいろいろな場面について説明をさせていただきましたけれども、そういう形の中で進めていくというのは、それは自然なことじやないでしようか。

○岡本(充)委員 国家の事業で一大プロジェクトだと言つていて、普通のワクチンじやないと。

○岡本(充)委員 の感染拡大をやはり防ぐことが政権の一番重要な課題だと言つてゐるんですよ。だつたら、こ

とに、一番重要な課題つて、まさに命運をかけているぐらいの重要な課題じやないですか。違うと

言われるの意外ですか。私は、やはり接種が納得の上です。納得の上、接種が進んでいかなきやいけないと思うんです。

○金田委員長 今日は、感染研の所長に来ていただいています。

○赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢です。

○金田委員長 これにて長妻君、中島君、後藤君、尾辻君、阿久津君、田嶋君、岡本君の質疑は終了いたしました。

○赤嶺委員 次に、赤嶺政賢君。

○金田委員長 終わります。

○赤嶺委員 これにて長妻君、中島君、後藤君、尾辻君、阿久津君、田嶋君、岡本君の質疑は終了いたしました。

○赤嶺委員 今日は、感染研の所長に来ていただいています。

○赤嶺委員 お答えいたします。

○赤嶺委員 現在開発されていますワクチンは、臨床試験において、発症予防それから重症化予防が確認されております。一方で、感染予防効果や集団免疫効果は現時点ではございません。

○赤嶺委員 今回のワクチン接種の目的は、新型コロナウイルス感染症による死者それから重症者の発生をできる限り減らして、結果として新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を図ることでござい

だけ出てくるのなら、これは対応しなきやいけないをしておりました。御覧いただけたと思いますが、どのようにお感じになりましたか。

○菅内閣総理大臣 昨年末から、沖縄で米軍が実施する飛行訓練について、地元の皆様から不安の声が上がつてゐることは承知しております。

また、御指摘をいただきました動画は拝見を

し、みんなに打つてもらうためには万全の支えをしようじやないです。それで、みんなにやはり打つてもらえる環境をつくつたらどうですか。総理、どうですか。

○菅内閣総理大臣 他のワクチンとのバランスもやはり考える必要があるというふうに思います。

そういう中で、まさに国を挙げて行うことであります。先ほど厚生労働大臣がいろいろな場面について説明をさせていただきましたけれども、そういう形の中で進めていくというのは、それは自然なことじやないでしようか。

○岡本(充)委員 ただ、しかし、今現在使用されている新型コロナワクチンの感染予防効果が明らかでないため、

予防接種率は、その感染症の基本再生産係数から計算をされます。したがいまして、新型コロナウイルス感染症の基本再生産係数を二から二・五と

いうふうに推定した場合においては、少なくとも五割から六割の接種率が必要と計算ができます。

ただ、しかし、予防接種率は、その感染症の基本再生産係数から計算をされます。したがいまして、新型コロナウイルス感染症の基本再生産係数を二から二・五と

いうふうに推定した場合においては、少なくとも五割から六割の接種率が必要と計算ができます。

ただ、しかし、予防接種率は、その感染症の基本再生産係数から計算をされます。したがいまして、新型コロナウイルス感染症の基本再生産係数を二から二・五と

いうふうに推定した場合においては、少なくとも五割から六割の接種率が必要と計算ができます。

ただ、しかし、予防接種率は、その感染症の基本再生産係数から計算をされます。したがいまして、新型コロナウイルス感染症の基本再生産係数を二から二・五と

いうふうに推定した場合においては、少なくとも五割から六割の接種率が必要と計算ができます。

ただ、しかし、予防接種率は、その感染症の基本再生産係数から計算をされます。したがいまして、新型コロナウイルス感染症の基本再生産係数を二から二・五と

いうふうに推定した場合においては、少なくとも五割から六割の接種率が必要と計算ができます。

ただ、しかし、予防接種率は、その感染症の基本再生産係数から計算をされます。したがいまして、新型コロナウイルス感染症の基本再生産係数を二から二・五と

いうふうに推定した場合においては、少なくとも五割から六割の接種率が必要と計算ができます。

ただ、しかし、予防接種率は、その感染症の基本再生産係数から計算をされます。したがいまして、新型コロナウイルス感染症の基本再生産係数を二から二・五と

ます。

一方で、理論疫学におきましては、ある感染症において、集団免疫効果を獲得するために必要な予防接種率は、その感染症の基本再生産係数から計算をされます。したがいまして、新型コロナウイルス感染症の基本再生産係数を二から二・五と

いうふうに推定した場合においては、少なくとも五割から六割の接種率が必要と計算ができます。

ただ、いずれにしろ、米軍による飛行訓練は、現時点では集団免疫を達成するための予防接種率は不明ですが、今後更に科学的な評価が必要と考

えております。

○岡本(充)委員 時間が来たから終わりますけれども、本当にこれを進めるためにはやらなきやい

かないことがいっぱいあると今日提案をさせて

いただきました。是非進めていただきたいと思いま

す。

○岡本(充)委員 時間が来たから終わりますけれども、本当にこれを進めるためにはやらなきやい

かないことがいっぱいあると今日提案をさせて

いただきました。是非進めていただきたいと思いま

す。

○赤嶺委員 ただ、いずれにしろ、米軍による飛行訓練は、現時点では集団免疫を達成するための予防接種率は不明ですが、今後更に科学的な評価が必要と考

えております。

総理に、事前に動画を御覧いただくようにお願いをしておりました。御覧いただけたと思いますが、どのようにお感じになりましたか。

○菅内閣総理大臣 昨年末から、沖縄で米軍が実施する飛行訓練について、地元の皆様から不安の声が上がつてゐることは承知しております。

また、御指摘をいただきました動画は拝見を

し、みんなに打つてもらうためには万全の支えをしようじやないです。それで、みんなにやはり打つてもらえる環境をつくつたらどうですか。総理、どうですか。

○菅内閣総理大臣 他のワクチンとのバランスもやはり考える必要があるというふうに思います。

そういう中で、まさに国を挙げて行うことであります。先ほど厚生労働大臣がいろいろな場面について説明をさせていただきましたけれども、そういう形の中で進めていくというのは、それは自然なことじやないでしようか。

○岡本(充)委員 ただ、しかし、今現在使用されている新型コロナワクチンの感染予防効果が明らかでないため、

予防接種率は、その感染症の基本再生産係数から計算をされます。したがいまして、新型コロナウイルス感染症の基本再生産係数を二から二・五と

いうふうに推定した場合においては、少なくとも五割から六割の接種率が必要と計算ができます。

ただ、しかし、予防接種率は、その感染症の基本再生産係数から計算をされます。したがいまして、新型コロナウイルス感染症の基本再生産係数を二から二・五と

いうふうに推定した場合においては、少なくとも五割から六割の接種率が必要と計算ができます。

話し合べきだと思いますが、総理、いかがですか。

○岸国務大臣 昨年十二月二十八、二十九及び本年の一月六日の慶良間諸島の周辺に及ぶ飛行、また二月四日の国頭村辺戸岬周辺における飛行、これについては、日米間の合意に基づいて行つてはいることの回答を米側から受けているところでございまして、関係自治体にはお知らせをしております。

また、それぞれの飛行を受けて、防衛省から米側に対しまして、航空機の運用に際して、引き続き日米合意を遵守するとともに、より沖合で訓練を実施するなど、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるように申入れを行つてあるところでございます。

引き続き、今後とも、米側と連携を図りながら、安全面に最大限の配慮を求め、住民の、地元の皆様に与える影響が最小限にとどまるように対応してまいりたいというふうに考えております。

○赤嶺委員 低空飛行訓練は日米の合意に基づいてやつていているとアメリカが言い、日本政府は住民の安全に配慮してほしいと言い、一向に改善をされないわけですよ。今のような政府の対応では、住民の安全を守ることはできないどころか、日本全土に、沖縄だけじゃないですよ、既に本土でも広がっておりますが、こういう訓練、日本全国に、米軍の訓練場として日本列島を差し出すといふようなことになつてきています、止めるすべがないわけですから。これは主権国家の政府がやることではないですよ。低空飛行訓練の中止を強く求めたいと思います。

次に、辺野古の問題について質問をいたしました。埋立土砂の調達場所の問題です。

政府は当初、辺野古の埋立てに用いる土砂は、沖縄県外を中心に行なう計画でありました。昨年四月の設計変更申請の際に、これを変更して、沖縄戦最後の激戦地である沖縄本島南部から大量の土砂を調達しようとしております。戦後七十五

年を経た今なお、戦没者の遺骨が発見され、遺族の元に送り届ける活動が続けられている地域あります。戦没者の血がしみ込み、遺骨の眠る地域の土砂を米軍基地の建設に使うことに、人間のやることではない、そして、戦没者を冒瀆するものについても、日米間の合意に基づいて行つてはいることの回答を米側から受けているところでございまして、関係自治体にはお知らせをしております。

また、その間の国会質疑の中で、関係法令で認められた採石場から調達されると答弁しておりますが、しかし、問われているのは法律に基づいているかどうかではありません。総理の政治的な判断の問題として、こういうことを認めるのかどうか。

この地域は沖縄戦跡国定公園に指定をされています。戦跡を保護することによって、戦争の悲惨さ、平和の尊さを認識し、戦没者の靈を慰めることを目的に掲げています。戦跡としての性格を有する国定公園は全国でもここだけであります。戦没者の無念と遺族の心情に寄り添つて、この地域の土砂を辺野古の埋立てに使用することはやめることに指示していただきたいと思いますが、総理、いかがですか。

○岸国務大臣 変更承認後の埋立てに使用される土砂の調達先については、工事の実施段階で決まるものですから、県内、県外どちらから調達するかも現時点では確定していないところでございまます。

さきの大戦において悲惨な地上戦を経験した沖縄では、今なお、厚生労働省と沖縄県で役割を分担して、戦没者の御遺骨の収集が進められております。開発業者及び採石業者が作業中に御遺骨を発見した場合には、市町村、警察へ通報し、沖縄県が設置しました戦没者遺骨収集情報センターが御遺骨を収集する仕組みが構築されていると承知をしております。

また、南部地区の採石業者においては、開発前に御遺骨がないかを目視でまず事前調査を行うとともに、御遺骨が眠る可能性のあるガマがある場合に御遺骨を収集する仕組みや採石業者の取組も踏まえておきたいと思います。

次に、辺野古の問題について質問をいたしました。埋立土砂の調達場所の問題です。

政府は当初、辺野古の埋立てに用いる土砂は、沖縄県外を中心に行なう計画でありました。昨年四月の設計変更申請の際に、これを変更して、沖縄戦最後の激戦地である沖縄本島南部から大量の土砂を調達しようとしております。戦後七十五

年を経た今なお、戦没者の遺骨が発見され、遺族の元に送り届ける活動が続けられている地域あります。戦没者の血がしみ込み、遺骨の眠る地域の土砂を米軍基地の建設に使うことに、人間のやることではない、そして、戦没者を冒瀆するものについても、日米間の合意に基づいて行つてはいることの回答を米側から受けているところでございまして、関係自治体にはお知らせをしております。

また、その上で、採石業者に求めることとなる具体的な内容については、これまでの取組や状況を踏まえつつ、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○赤嶺委員 先ほどから、例えは遺骨収集は厚労省と沖縄県の仕組みがあるんだとか、いろいろおっしゃっていました。

戦没者遺骨収集情報センターが収容する仕組み、これはボランティアの人たちが一生懸命求めでできている仕組みなんですよ。もう厚労省なんか、沖縄での遺骨収集は終わつたという認識だったんですよ。終わつたという認識のときに、開発現場で、区画整理の開発の現場やその他で遺骨がどんどんどんどん見つかる。終わつていらないじゃつかは区別がつかないんです。採石業者は重機で掘り進めるわけですから、多くは遺骨に気づかず丸ごと採取することになつてしまっています。

沖縄戦遺骨収集ボランティア、ガマファーヤーの代表に具志堅隆松さんという方がいらっしゃいます。私も何度も遺骨収集の現場に同行させていただいておりますが、子供の指の骨、その骨はボールペンほどの細さしかなく、自分たちでも見つけるのは難しい、このようにおっしゃつています。そうした現場の状況を踏まえれば、業者が目視で確認をするとか遺骨に配慮するとかといつては、そんな保証はどこにもないのでありますか。いかがですか。

○岸国務大臣 先ほども申し上げましたけれども、まだ土砂の調達先については決まっていないところでございます。

いずれにいたしましても、関係機関による遺骨の取り扱い等については契約関係の中でしたり明記をして、採石業者によるしっかりとした

対応を求めてまいりたいと思います。

また、その上で、採石業者に求めることとなる具体的な内容については、これまでの取組や状況を踏まえつつ、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○赤嶺委員 先ほどから、例えは遺骨収集は厚労省と沖縄県の仕組みがあるんだとか、いろいろおっしゃっていました。

戦没者遺骨収集情報センターが収容する仕組み、これはボランティアの人たちが一生懸命求めでできている仕組みなんですよ。もう厚労省なんか、沖縄での遺骨収集は終わつたという認識だったんですよ。終わつたという認識のときに、開発現場で、区画整理の開発の現場やその他で遺骨がどんどんどんどん見つかる。終わつていらないじゃつかは区別がつかないんです。採石業者は重機で掘り進めるわけですから、多くは遺骨に気づかず丸ごと採取することになつてしまっています。

沖縄戦遺骨収集ボランティア、ガマファーヤーの代表に具志堅隆松さんという方がいらっしゃいます。私も何度も遺骨収集の現場に同行させていただいておりますが、子供の指の骨、その骨はボールペンほどの細さしかなく、自分たちでも見つけるのは難しい、このようにおっしゃつています。そうした現場の状況を踏まえれば、業者が目視で確認をするとか遺骨に配慮するとかといつては、そんな保証はどこにもないのでありますか。いかがですか。

○岸国務大臣 先ほども申し上げましたけれども、まだ土砂の調達先については決まっていないところでございます。

ります。なぜ南部で犠牲が集中したのか、当時の日本軍の責任が重大であります。

当時、学徒たちを動員して、ちょうど火災で焼失した首里城、首里城の地下には、第三十二軍司令部ごうが動員によって造られました。那覇市の首里城の地下には三十二軍司令部ごうがあります。

その司令部ごうが陥落をすれば沖縄戦は終わると誰もが思つておりました。嘉数高台、前田高地、天久、そして首里に近づいてくる。もうこの首里城で三十二軍が攻められたときには終わりだ、陥落だと思つていたときに、三十二軍司令部は南部に撤退することを決めたのであります。南部は多くの住民が避難していた地域ですよ。多くの住民が避難していることを分かりながら軍隊を下げたわけです。

そういうようなことをやつて、戦闘を終わらせるのではなくて、住民が避難している南部に撤退しながら、最後まで持久戦を継続することを選びました。狭い地域に住民と兵士が混在することになり、住民は、米軍の攻撃だけでなく、日本軍からも砲弾の雨の中をぐうから追い出され、食料を奪われ、口封じのために赤ちゃんと手をかけるよう強要されました。まさにありつけの地獄を集めめたような戦場になつたのが、今政府が土砂を採取しようとしている地域の、この地域であります。

今年で戦後七十六年になります。しかし、政府がそうした事態をつくり出した歴史的な責任を負つているということは、絶対にこれは忘れてはならないと思います。

総理、この点、どのように認識しておりますか。そして、南部からの土砂採取、これはやめるべきではありません。総理の認識を聞いております。

○菅内閣総理大臣 先ほど来防衛大臣が言つていますように、変更承認後の埋立用土砂について県内と県外のどちらから調達するかも含め、現時点では確定をしていないことです。

日本軍の責任が重大であります。

當時、学徒たちを動員して、ちょうど火災で焼失した首里城、首里城の地下には、第三十二軍司令部ごうが動員によって造られました。那覇市の首里城の地下には三十二軍司令部ごうがあります。

その司令部ごうが陥落をすれば沖縄戦は終わると誰もが思つておりました。嘉数高台、前田高地、天久、そして首里に近づいてくる。もうこの首里城で三十二軍が攻められたときには終わりだ、陥落だと思つていたときに、三十二軍司令部は南部に撤退することを決めたのであります。南部は多くの住民が避難していた地域ですよ。多くの住民が避難していることを分かりながら軍隊を下げたわけです。

そういうようなことをやつて、戦闘を終わらせるのではなくて、住民が避難している南部に撤退しながら、最後まで持久戦を継続することを選びました。狭い地域に住民と兵士が混在することになり、住民は、米軍の攻撃だけでなく、日本軍からも砲弾の雨の中をぐうから追い出され、食料を奪われ、口封じのために赤ちゃんと手をかけるよう強要されました。まさにありつけの地獄を集めめたような戦場になつたのが、今政府が土砂を採取しようとしている地域の、この地域であります。

今年で戦後七十六年になります。しかし、政府がそうした事態をつくり出した歴史的な責任を負つているということは、絶対にこれは忘れてはならないと思います。

総理の認識を聞いております。

○菅内閣総理大臣 先ほど来防衛大臣が言つていますように、変更承認後の埋立用土砂について

現時点では確定をしていないことです。

そして、仮に南部で土砂を採取する場合には、業者に戦没者の御遺骨に十分配慮した上で行われるよう求めてまいりたいと思います。

○赤嶺委員 候補地ですよね。南部は、土砂採取地の、埋立ての七割の土砂を向こうから取る候補地になつているわけですよ。十分配慮するだろうつて、どうやって配慮するんですか。技術的にも絶対に無理ですよ。

私は、こんな激戦地から土砂を取るのかと、こいついうことを知つたときに大変愕然としました。私も、沖縄で保守の方々とよくお話を機会があります。そうした中で感じるのは、今の政権とかと、今の菅政権、安倍政権ですよ、この政権とかつての自民党政権との違いであります。

二〇〇〇年の沖縄サミット開催を決めた小淵首相は、学生時代に占領下の沖縄を度々訪れ、遺骨収集に参加しておりました。沖縄を第二の故郷とまで話していました。そういう話をよく保守の方々からも聞きます。沖縄戦の激戦地から遺骨の混じった土砂を米軍基地の建設に使うという計画になつてしまつたことを亡き小淵総理が知つたら、どんな気持ちを抱くでしょうか。戦没者を冒瀆する土砂採取計画は撤回することを重ねて強く申し上げておきたいと思います。

これには、菅総理とかつての小淵さんたち、もちろん、小淵大臣も辺野古を進めた方です。だから、私のその進めたやり方に対する気持ち、感情はあります。それでも、最低限の沖縄の歴史、最も

低限の沖縄の認識、沖縄ではこんなことは絶対やつてはいけない、こういう認識は、以前の自民党なら持つていたと思いますよ。それを菅内閣や

安倍内閣には全く感じられません。だから、沖縄に冷たい、こう言われるわけですよ。そういうよ

うなことは本当に撤回すべきだと思います。

○菅内閣総理大臣 先ほど来防衛大臣が言つていますように、変更承認後の埋立用土砂について

現時点では確定をしていないことです。

そして、南部から土砂を取る場合に、業者に戦没者の御遺骨に十分配慮した上で行われるよう求めてまいりたいと思います。

○赤嶺委員 戦争中に米軍が強制的に奪つて造つた赤嶺委員 候補地といふことを総理もお認めになりました。

七年から七年以内に返還するという約束、普天間基地は果たされました。四半世紀にわたり普天間の危険性は放置され続けてまいりました。その上、今に

十二年かかると言つているんですね、政府は。費用も一兆円近くが必要だとしています。

今日は埋立土砂の問題を取り上げてきましたが、南部からの調達を計画しているのは、県外の

土砂に外来生物が混入し、その駆除のために大量の土砂を高熱処理しなければならなくなつて、

現実的な対応策を見出せなくなつて、更にあと

十二年かかると言つているんですね、政府は。費用も一兆円近くが必要だとしています。

辺野古の新基地建設は、政治的にも技術的にも破綻をしております。

私は、SACO二十五年たつても何も変わらない現状、これをどう考えるべきか、この原点は何かということから考えるべきだと思います。

そもそも沖縄の米軍基地は、沖縄戦で上陸した米軍が、住民を収容所に入れている間に、住民の土地を一方的に奪つて構築したものであります。

占領下であつても、私有財産の没収や略奪はハーブラジ戦法規という国際法で禁止をされております。

総理は、この沖縄の基地の形成過程をどのように認識しておられますか。住民の土地を奪つて構築した基地は無条件で撤去するのが当然ではないかと考えますが、総理、いかがですか。

○岸国務大臣 普天間飛行場の辺野古移設をめぐる問題の原点は、先ほど委員からもお話をございました、市街地に位置して、住宅や学校に閉まれて世界一危険と言われている普天間飛行場の危険性の除去と返還でございます。

普天間飛行場が固定化され、危険なまま置き去りにされることには絶対に避けなければならないと考えます。これは地元の皆様との共通認識でもあります。

普天間飛行場については、一九九六年四月に、

当時の橋本総理大臣とモンドール駐日大使との間で、沖縄県内に代替施設を建設することを前提に、全面返還することに合意をいたしました。

我が國を取り巻く安全保障環境が非常に厳しさを増す中で、日米同盟の抑止力の維持、普天間飛行場の危険性の除去、これを考え方合いました。

現行の固定位化は絶対避けなければなりません。ま

た、沖縄の基地負担軽減のためにも全力で尽くしてまいりたいと思います。

○赤嶺委員 戰争中に米軍が強制的に奪つて造つた赤嶺委員 候補地といふことを総理もお認めになりました。

七年から七年以内に返還するという約束、普天間基地は果たされました。四半世紀にわたり普天間の危険性は放置され続けてまいりました。その上、今に

十二年かかると言つているんですね、政府は。費用も一兆円近くが必要だとしています。

今日は埋立土砂の問題を取り上げてきましたが、南部からの調達を計画しているのは、県外の

土砂に外来生物が混入し、その駆除のために大量の土砂を高熱処理しなければならなくなつて、

現実的な対応策を見出せなくなつて、更にあと

十二年かかると言つているんですね、政府は。費用も一兆円近くが必要だとしています。

辺野古の新基地建設は、政治的にも技術的にも破綻をしております。

私は、SACO二十五年たつても何も変わらない現状、これをどう考えるべきか、この原点は何か

かということから考えるべきだと思います。

そもそも沖縄の米軍基地は、沖縄戦で上陸した

米軍が、住民を収容所に入れている間に、住民の

土地を一方的に奪つて構築したものであります。

占領下であつても、私有財産の没収や略奪はハーブラジ戦法規という国際法で禁止をされております。

総理は、この沖縄の基地の形成過程をどのように認識しておられますか。住民の土地を奪つて構築した基地は無条件で撤去するのが当然ではないか

かと考えますが、総理、いかがですか。

○岸国務大臣 普天間飛行場の辺野古移設をめぐる問題の原点は、先ほど委員からもお話をございました、市街地に位置して、住宅や学校に閉まれて世界一危険と言われている普天間飛行場の危険性の除去と返還でございます。

普天間飛行場については、一九九六年四月に、

当時の橋本総理大臣とモンドール駐日大使との間で、沖縄県内に代替施設を建設することを前提に、全面返還することに合意をいたしました。

我が國を取り巻く安全保障環境が非常に厳しさを増す中で、日米同盟の抑止力の維持、普天間飛行場の危険性の除去、これを考え方合いました。

現行の固定位化は絶対避けなければなりません。ま

た、沖縄の基地負担軽減のためにも全力で尽くしてまいりたいと思います。

○赤嶺委員 戰争中に米軍が強制的に奪つて造つた赤嶺委員 候補地といふことを総理もお認めになりました。

七年から七年以内に返還するという約束、普天間基地は果たされました。四半世紀にわたり普天間の危険性は放置され続けてまいりました。その上、今に

十二年かかると言つているんですね、政府は。費用も一兆円近くが必要だとしています。

辺野古の新基地建設は、政治的にも技術的にも破綻をしております。

私は、SACO二十五年たつても何も変わらない現状、これをどう考えるべきか、この原点は何か

かか

ところでございます。

辺野古への移設が実現すれば、埋立ての面積は百五十ヘクタールと、普天間飛行場の面積四百七十六ヘクタールの三分の一程度になります。滑走路の長さも、千二百メートル、オーバーラン三百メートルを加えても、普天間飛行場の滑走路の長さ一千七百メートルに比べますと大幅に短縮をされると……

○金田委員長 時間が参りましたので、まとめてください。

○岸國務大臣 はい。

引き続き、普天間飛行場の危険性の除去と、それから辺野古移設に関する政府の考え方、これを、沖縄の負担軽減を目見る形で実現するという政府の取組について丁寧に説明をし、御理解をいただきたいと考えております。

○赤嶺委員 大変良い答弁でしたけれども、本当に、かつての自民党的政治家だったら、戦場になつた地域から遺骨混じりの、骨を基地に使うなんてことはやりませんよ。

そして、今、沖縄の米軍基地は、米軍のやりたい放題、占領下と同じなんです、植民地状態に置かれているんです。日本が主権国家という誇りが少しでもあるならば、辺野古の新基地建設はやめ決意してもらうということを強く要求しまして、質問を終わります。

○金田委員長 これにて赤嶺君の質疑は終了いたしました。

次に、藤田文武君。

○藤田委員 日本維新の会の藤田文武でございます。
今日は、先日来、我が党の馬場幹事長、そして、ここにいます足立議員、おとついの浦野議員からちょっと予告といいますか説明をさしつとさせていただきました新所得倍増計画、我々が考えるこれからいわゆる政権構想、内政についてどうしていくかということを紹介しながら、ちょうど政府と議論をしていきたいと思います。

今、コロナの状況で国民の皆さんに多くの不安が広がっている、苦しみが広がっている。これを乗り越えて、新しい、明るい社会、前向きな社会をつくっていかないといけない。私は、乗り越えるべき壁は今二つあると思います。一つは、短期的な、このコロナをいかに乗り越えるか。それでもう一つは、構造的な問題。人口減少、少子高齢化、東京一極集中、GDPが自然増しない、国民の生活実感が全然豊かにならない、そして漠然とした不安が広がっている、これを前向きに変えていくというのが必要であるといふふうに思います。

そこで、まず入りとして、先日、私が問題提起した有事と平時のセーフティーネットについて少し認識を問い合わせたいと思います。

コロナが明らかにしたのは、我が国は、どのがどの程度困っているかということを把握できなかっただけでなく、困っている人に対して公正公平な支援を素早く正確に届けるすべを持たないということが明らかになつてしまつたわけです。これをやはりつくり直していくしかないといけない。

先日、ヤフーの戦略責任者の安宅さんという方の講演をちょっとお聞きまして、非常に興味深いことを言つていました。これから社会はパンデミックレディー、デイザスター・レディー、いわゆるパンデミック、感染症に対処して準備ができる社会にならないといけない、デイザスター、災害に対処して準備ができる社会にならないといけないと。つまり、この社会保障の分野においても、災害や感染症に対する有事に即応できるような仕組みというのを平時の仕組みに組み込んでおかないといけないという社会になると思うんですね。

○藤田委員 ありがとうございます。問題意識、課題意識は一にするといふうに感じました。そこで、我々の課題意識を少し共有しながら認識を問い合わせたいと思います。

まず、グラフを幾つかお見せします。これは賃金の推移なんですね。正確なデータが取れる一九九三年から、バブルの残り香で少し上がった後、右肩下がりになつています。赤が名目で、青が実質、いわゆるインフレ、デフレを加味したもののがこの青になつていて、これが、じや、世界各国はどうかといふと、世界の御見解をお聞きしたいと思います。

○菅内閣総理大臣 今般の新型コロナ対策に当たつて、国民の命と暮らしを守るためにこれまでにない規模で対策を行つてきました。その過程に

おいて、給付金の支給に遅れが生じた、あるいは、実際に厳しい状況に置かれた方々からお話を伺うと支援が届いていないケースがあつた、こうしたことを認識をいたしております。

また、デジタル化が遅れる中で、働き方の多様化や地域のつながりの希薄化も相まって、支援が素早く正確にお届けできない方々がいらっしゃる、こうしたことは素直に反省しなきやならないというふうに思います。

まずは、利用者目線に立つてデジタルの活用を進め、今般、給付のための口座を登録することに

より迅速な給付を実現するための法案を国会に提出をしました。また、地域でお困りの方、孤立化されている方の状況をしっかりと把握、対応できる包括的な相談体制、この構築も本腰を入れるために担当大臣を、坂本大臣を、深刻化する社会的孤独、孤立に対する総合調整の大臣といたしました。

こうした取組を含めて、次の有事の際には即応できるよう、そうした体制を整えておきます。

○西村国務大臣 御指摘のように、この間、長年日本はデフレが続いてきましたので、要は物価が上がりない、売上げが上がらない中で、企業はどうしても、賃金を上げずに、むしろ非正規を増やして労働分配率を少なくする形、賃金を抑える、人件費を抑える形で利益を上げてきたわけであります。そうした企業行動によって、御指摘のよう

な、賃金が上がらない状態が続いております。

他方、もう一点言えるのは、高齢化が著しく、日本は急激に進んでおりますので、世帯で見ますと、高齢者世帯の割合が大幅に増えていますけれども、パーセントは非常に、一〇〇%台から三〇%近く増えておりますので、世帯当たりで見ると、どうしても年金で生活される方が多くて、可処分所得は落ちていくというデータになります。

ただ、一人当たりで見ますと、特に安倍政権、私ども、政権奪還した以降、毎年のように二%程度の賃上げにも努力をしてきておりまして、一人当たりで見ますと、これは緩やかに上がってきている状況であります。

いずれにしましても、デフレを脱却して、そして非正規をなくす、正規社員、これは女性も若者も含めて、そして所得を増やしていくという政策をしっかりと実現実行していきたいというふうに考えております。

○藤田委員 ありがとうございます。課題意識はがつていて、これは世帯数も関係するので下がつてているのは下がつてているんですが、注目したのは青の可処分所得とこの矢印の幅ですね。青と赤の差。つまり、可処分所得は所得に對しても下がり幅が大きいんですよ。

それは何かというと、税と社会保障の負担は上がつていて、それが次のグラフですが、一世帯当たりの非消費支出、つまり、税と社会保障の負担は上がつていているということなんですね。

これが国民の皆さんのが生活実感として豊かにならない要因だというふうに私は思いますが、これについての御見解をいただけますでしょうか。

○西村国務大臣 御指摘のように、この間、長年日本はデフレが続いてきましたので、要は物価が上がりない、売上げが上がらない中で、企業はどうしても、賃金を上げずに、むしろ非正規を増やして労働分配率を少なくする形、賃金を抑える、人件費を抑える形で利益を上げてきたわけであります。そうした企業行動によって、御指摘のような、賃金が上がらない状態が続いております。

これが国民の皆さんのが生活実感として豊かにならない要因だというふうに私は思いますが、これについての御見解をいただけますでしょうか。

○西村国務大臣 御指摘のように、この間、長年日本はデフレが続いてきましたので、要は物価が上がりない、売上げが上がらない中で、企業はどうしても、賃金を上げずに、むしろ非正規を増やして労働分配率を少なくする形、賃金を抑える、人件費を抑える形で利益を上げてきたわけであります。そうした企業行動によって、御指摘のような、賃金が上がらない状態が続いております。

他方、もう一点言えるのは、高齢化が著しく、日本は急激に進んでおりますので、世帯で見ますと、高齢者世帯の割合が大幅に増えていますけれども、パーセントは非常に、一〇〇%台から三〇%近く増えておりますので、世帯当たりで見ると、どうしても年金で生活される方が多くて、可処分所得は落ちていくというデータになります。

ただ、一人当たりで見ますと、特に安倍政権、私ども、政権奪還した以降、毎年のように二%程度の賃上げにも努力をしてきておりまして、一人当たりで見ますと、これは緩やかに上がつてきている状況であります。

いずれにしましても、デフレを脱却して、そして非正規をなくす、正規社員、これは女性も若者も含めて、そして所得を増やしていくという政策をしっかりと実現実行していきたいというふうに考えております。

一緒にいました。

今の説明に対してですが、このグラフで、黄色の矢印のところはやはり注目すべきところで、可処分所得の下がり幅が大きいというのは、これは一世帯当たりですから、所得と可処分所得、これは計算は同じですから、ここを注目すべきだと思います。

そこで、少し我々の考えていることを共有しながら各論に入つていただきたいと思います。我々、じや、新所得倍増計画、これは正確に言うと、可処分所得を増やしていくこう、こういうことを考えています。

それは、今からこれの次に三枚のパネルで説明しますが、一つは税制、社会保障、これが国民の負担を下げましょう、それから、成長戦略で経済のパイを大きくして所得に還元しましょう、こういう話です。

税制、今日は税制は簡単にですが、税制といえば、消費税を上げるか下げるかということが、いつも選挙になつたらこればかりなんですね。私は税体系一体的に考えるべきだというふうに思つて、我々は結党以来ずっと言つてきたのは、フローからスタートで課税の比重を移していこうと。フローは、消費税、所得税、法人税をやはり実質大減税していかないといけないというふうに思います。これは、成長のための税制、集めるだけじゃなくて、成長を促す税制をやるべきだといふうに思います。

次に、社会保障。

これは、我々はずつと、給付つき税額控除を言つてきました。給付つき税額控除の進化版であるこのペーシックインカム、今、特別定額給付金、去年、十万円の定額給付が行われて、諸外国でもこれが研究されました。私たちは、よくちまたで言う、社会保険を全部そこに吸収してしまつて一本化するというような雑な議論ではありません。いわゆる、この後、年金と生活保護の話をしたいと思いますが、問題が多い、非常にひずみが大

きい生活保護や基礎年金、年金の一階部分、基礎年金の部分を含めて整理統合して、そして必要な

社会保障は残すというものをやつていくというこ

とで皆さんの可処分所得を上げていくということ

を考えたい、これが社会保障改革。

そして、最後に成長戦略。

これは、我々がずっと、大阪から出てきた、地方分権改革。それから、各業種の大規制改革。そして、先ほど総理からもありましたデジタル。デジタル革命を起こしていくかしないといけない。

これは、我々がずっと、大阪から出てきた、日本では、日本の経済はボテンシャルがもっとあるはずで、でも、いろいろな古い習慣や雇用の硬直化や規制、既得権益、そういった

イメージでいうと、この図を見ていたときの

方から生まれた政党だからこそずっと言つてきた

場の改革。それから、各業種の大規制改革。そ

して、今、脆弱なセーフティーネットを

大化させてあげる、そして、今、脆弱なセーフ

ティーネットじゃなくて、チャレンジできるセー

フェティーネットを置いていく、これが私たちが

考へる構想の全体像であります。

それで、各論に。今日は、その中でも社会保障

について、ちょっと各論をやりたいと思います。

まず、生活保護について、田村大臣と少し議論

したいと思います。

総理が、一月二十七日、参議院の予算委員会で

蓮舫議員とやり取りされたときに、最終的には生

活保護があるというセーフティーネットの説明を

されました。私は、制度の説明としては正しいと

思います。そこに、蓮舫議員は、生活保護に陥ら

ないようになりますのが政府の仕事だろうというよう

な返答をされました。

これは、私、すごく象徴的ななと思います。陥る

という言葉は、何か、生活保護に落ちてしまうよ

うな、そういうイメージ。でも、これは実際にあ

ると思います。

その中で問題提起したいのが、生活保護水準以

下の低所得者世帯、これはこの中でも捕捉率が悪

いという問題があります。つまり、その中でも、低所得者層の中でも、生活保護制度を利用しているのは約二〇%ぐらいと言わわれている。その他の人たちは、低所得でも使っていないんですね。

これはいろいろな理由があります。例えば、大阪でも問題になりました不正受給から、どうしても拒否感がある。生活保護を受けたくない、そういう後ろめたさのような心情。それから、財産が持てなかつたり、扶養照会、これは国会でも問題になりました扶養照会で今まで疎遠だった家族にも連絡しないといけないと、これは貧困の鎖を生んでしまう一因もあります。

あと、大学進学にも外れてしまふとか、これは貧困の連鎖を生んでしまう一因もあります。

こういう捕捉率が低いという問題がありますけれども、田村大臣の御見解、お願いします。

○田村国務大臣 捕捉率というのが、なかなか実現できません。

というのは、本当に生活保護が必要な方の中で生活保護を受けている、これは申請主義でありますので、申請いたかなきや分からぬわけでも、生活保護と、つまりは扶養が保護に優先するわけでありますから、扶養する方がおられるのか。それから、資産も見ますし、フローの所得だけでは分かりません。更に申し上げれば、稼働能力を最大限生かしていただきますので、働く能力があれば働いていただくという形になると

思います。

でありますので、フローだけ見て、所得だけ見

て多分今委員はおっしゃつておられたんだと思い

ますが、それを見ますと、確かに、全国消費実態調査、平成二十六年であります。世帯数とい

う意味からすると二八・三%、これは所得、低所得

というところで。ところが、これ、資産を入れて

みますと七五・五%になるわけでありますので。

一概に所得だけで言うのではなくて、生活保護

というのは、あらゆるものを利用して、その上でまだ生活ができるないという方々に対してもその分を

思います。

○藤田委員 ありがとうございます。

事前に担当課の方とも同じようなやり取りをさせていただきました。

今、大臣の答弁が指示示すのは、入口は非常に狭いんですね。実際に行政側も、Gメンなんかがいて、本当に必要なのかと、そういうことをチェックする。でも、入つてしまふとなかなか抜けられない制度である。だから、この陥らないという言葉は、確かにそのイメージを象徴しているとも私は

いっています。

それを有事のセーフティーネットとして、平時

の仕組みでやる生活保護を有事のセーフティーネットとして拡張して運用するということが、私

は適切ではないんじゃないかというふうに問題意

識がありますが、この生活保護という、総理が

おつしやられた最終的に生活保護で救えるとい

うこの有事のセーフティーネット、明日收入がなく

なるかもしれないという災害や感染症、そういう

ものに有事のセーフティーネットとして適切かど

うか、これ、御見解をお願いします。

○田村国務大臣 平素から様々な重層的なセーフ

ティーネットといいますか支援策があつて、例え

ば生活困窮者支援制度というものがあります。そ

のほかにも、雇用保険の対象にならない方々は求

職者支援制度等あるわけでありますし、今般は、

こういうコロナのときでありますので、特別にい

るような対応をさせていただいております。

それでも対応ができない、どうしても生活を自

立できない方々は生活保護という制度になるわけ

でありますけれども、生活保護も自立していただ

くことが基本的には前提の制度でございます

で、例え、生活保護に入った後に就労活動の促

進費、これは、就労していただければ促進費とし

て月五千円出たりでありますとか、あと、勤労控

除、働いた者に対する控除というものがちゃんと

立つ。それから、更に申し上げれば、就労自立給

付金ということで、自立していただいたときに、

その後、自立したらすぐにいろいろなものが負担

がかかるべきでありますので、それに対する支給金みたいなものを出させていただいて自立を促しております。

そういう意味では、自立支援するためのマンパワー等々も拡充しながら、もちろん、高齢者でも働く能力のない方々等々は、確かに言わざるとおり、なかなか完全なる自立は難しいのかも分かりません。でも、生活保護の中でもそれ自身の御努力の中で自立いただくという部分はあると思いますが、完全な自立という意味からいたしますと、高齢者以外の方々であれば、十分にその能力を生かしていただくためのいろんな支援するための措置というものがあるというふうに御理解いただければありがたいと思います。

○藤田委員 ありがとうございます。さすが田村大臣、お詳しいのでいろいろお話しいただきました。

生活保護の問題は、これは私たちも更に、この今の現状のままでいいのかということを、それは問いかながら、新しい制度を提案していくみたいと思います。

そして、次に年金の問題に行きたいと思います。グラフを見てください。これは、先日、足立康史議員が出したグラフと同じなんですねけれども、今、国民年金、基礎年金を受けておられる方の分布です。

私が今回提起したいのは、低年金、無年金問題。基礎年金は満額もらうと六、七万なんですね、この一番右側のところ。でも、三万円台で既に百万人、四万円台で百万人、無年金も合わせると数百万人規模の方が今既にいらっしゃる。これからこの数というのは増えていくのかどうか。

そして、もう一つ問いたいのは、私自身年齢が四十歳なんですねけれども、就職氷河期世代のぎりぎりでです。就職氷河期世代というのは、就職事情、景気の動向でちょっとひどんだ労働市場に差しかかってしまったうまく参入できなかつた、最初に。その割を食つている。この人たちは低所得の人

人が多いし、非正規が多いし、その分、貯金がない、資産形成がうまくできない、それが低い年金、無年金問題につながつて、老後、生活保護にあります。

金、どうなるように予測されおられますか。○田村国務大臣 なかなかこれは予測が難しくうございまして、今、被用者保険の適用拡大というのを、法律を成立した上で、これは二〇二二年、二四年ですかね、百人、五十人というような一つの基準で更に広げていこうということで、週二十分以上働いている方々が適用拡大していく。

こういうものによって、国民年金だけですと、二階部分等々も得られます。

そういう意味からいたしますと、そういうものに入っていたらと同時に、今、そういう氷河期世代の方々に対しても、やはり非正規ではなくて正規の方方に雇用を移動していくこうという努力をしておりますので、そういうものと相まって、規の努力をしてまいりたいと考えております。

○藤田委員 ありがとうございます。これも恐らく課題意識は同じなんだと思います。ただ、その打ち手が、政府のプランA対我々のプランBで、どちらがこれから時代に必要な

年金はそもそも、保険整理、保険の概念で運用されています。つまり、入りと出がバランスした年金財政は破綻しないとも言われていますが、それは積立方式では成り立つけれども、今、賦課方式といつて、現役世代が仕送りのよう

に、今受給していらっしゃる高齢者の負担を担っている。つまり、少子高齢化時代には無理のある制度なんです。だんだん、働き、払う人が少なくなる。

じゃ、この年金財政をどうしたらいいかというと、これは厚労省もお認めになられているのが、入りを増やすか、出を減らすか。入りを増やすのは、先ほどの適用拡大するのも入りが増えます、企業が払いますから。それから、社会保険料を上げる、年金を上げる、徴収を上げる。若しくは、給付を減らす、又は支給開始年齢を上げていく。こういう二つの入りと出、合計四つの方法しか究極ないんですよね。

これはどれもよくない話じゃないですか。しかも、この年金財政には、基礎年金の財政には半分も税金が入っている。だから、もう保険では成り立っていない制度なんです。

だから、私たちは、この年金はちゃんとセーフティーネットとして機能しているのかという疑問が、そして、それが持続可能なのか、セーフティーネット機能として持続可能なのかという問い合わせが私は生まれてくるんじゃないかなと。だからこそ、高齢者にもそう、低所得者を支えている生活保護もそう、現役世代、子育て世代もそう、そういう人たちを一律にお支えして、チャレンジのためのセーフティーネットをしこうといふのが我々の給付つき税額控除の進化版である

一方で、今言わたった話を総合させて聞かせていただきますと、平均余命が延びるということが非常に大きいんですね。ですから、年金の支給を遅らせれば、実は今、将来的に今もらつていてるよりも損だという世代が、例えば一九九九年生まれの方が六十五歳じゃなくて六十六歳九ヶ月でもらうと、年金を六十五歳、二〇一九年でもらつている方と、ケースⅢでいうと同じ水準になります。

それは、もらえる金額、要するに期間が延びるから薄くなるので、それを調整すれば今もらつている方々と変わらないということでありますから、平均余命が伸びた分、ちゃんと働けるようになります。

それは、もらえる金額、要するに期間が延びるから薄くなるので、それを調整すれば今もらつている方々と変わらないということでありますから、平均余命が伸びた分、ちゃんと働けるようになります。

○藤田委員 ありがとうございます。時間なので終わりますが、よく分かりました。政府の認識は、やはり政府の一員ですから、もちろん、現状維持、微修正、この現状の仕組みをどう修正していくかというのが御見解だと思います。

それは、でも、一貫正しいと思いますが、我々はそれではもうもたないんじゃないかなという課題認識の中で提案し、そして議論をしつかりとして

して取支を合うようにします。

ですから、そういう意味からすると、マクロ経済スライドが発令されていないので、そういう意味では厚生年金全体では目減りはしていないんですけれども、基礎年金が目減りしている、これをどうするかというのをこれから解決していくかな

いきたいと思いますので、引き続きお手合わせをよろしくお願ひします。

ありがとうございました。

○金田委員長 これにて藤田君の質疑は終了いたしました。

次に、前原誠司君。

○前原委員 国民民主党の前原でございます。

日本の安全保障の問題について質問をいたしました

いと存ります。

中国が二月一日から海警法という法律を施行しました。これに対して菅総理は、二月八日の衆議院予算委員会で、中国海警法については、国際法に反する形で運用されることがあつてはならないと答弁されました。茂木外務大臣は、九日の記者会見で、尖閣諸島周辺の我が国領域内で独自の主張をするといった海警船舶の活動は国際法違反であると述べておられます。

総理の、国際法に反する形で運用されることがあつてはいけないという答弁は、海警法自体は国際法違反ではないが運用次第では国際法違反になると。また、外務大臣も、尖閣での適用は国際法違反である、こう言っておられるわけあります。が、私の問題意識は、本当にそなうかと。総理も外務大臣も認識が甘いのではないかというのが私の考え方であり、海警法自体が国際法違反の法律であると私は考えております。

資料一を御覧いただきたいと思います。

一番上に中国海警法を書かせていただいておりますけれども、海上で国家主権、主権的権利及び管轄権が外国の組織及び個人の不法侵害を受けつたり又は不法侵害の差し迫った危険に直面しているときは、海警機関はこの法律及び他の関連法律、法規によって、武器使用を含むあらゆる必要な措置を講じて侵害を阻止し、危険を除去する権限を有すると。つまりは、武器使用をやります。

國連海洋法条約の第三十条でありますけれども、軍艦による沿岸国の法令違反について書かれています。これで、軍艦が領海の通航に係る沿岸国の法令を遵守せず、かつ、その軍艦に対しても反する形で運用されることを要求することができるという

その下を御覧ください。

國連海洋法条約の第三十条でありますけれども、軍艦による沿岸国の法令違反について書かれています。これで、軍艦が領海から直

は、当該沿岸国はその軍艦に対し当該領海から直ちに退去することを要求する形で運用されています。

つまれば、國連海洋法条約についても、軍艦については沿岸国ができるることは退去要求止まりな

んですね。にもかかわらず、上方ですね、中国

海警法の二十二条は、武器の使用を含むあらゆる

必要な措置を講ずると書かれているんです。しか

も、軍艦や公船、公船というのは公の船の意味であります。が、除外をしていません。日本の法律、

例えば不審船への対応を規定した海上保安庁二十

条二項は、わざわざ軍艦と公船を除くというふうに書いてあります。

極めて実務的なことでありますので、外務省国際法局長にお伺いします。今申し上げたことからすると、海警法の二十二条は國連海洋法違反ではありませんか。

○岡野政府参考人 海警法につきましては、曖昧な適用海域や武器使用権限等、国際法との整合性の観点から問題がある規定が含まれていると考えております。

今委員御指摘の海警法二十二条には、武器使用に関連する規定がございます。他方、中国の法律の読み方ですので我々もなかなか分からぬ部分もあるんですが、四十九条というのがございまして、武器を使用する必要な限度を合理的に判断する限り避けなければならぬ場合に直接武器を使用することができます。それが大事だと思います。

つまりは、國際社会はこれから連帯していくかな

よ。総理、いかがですか。国際違法になり得る

いうところの答弁で、その中国に配慮するよう

答弁の仕方はやめられたらどうですか。いかがで

いるんです」と呼ぶ)外務大臣の後、総理。(前

原委員「もう余り時間がないので、総理、お答えください」と呼ぶ)

○茂木国務大臣 簡単に答えます。

懸念を持つていてことにつきましては、米国に

対しても、英國に対しても、またASEAN諸国

に対してもしっかりと伝えております。

もちろん、海警法であろうと他の法律であ

るが、我が国が主権又は主権的権利を有している海

域で中國の国内法に基づいて管轄権行使しよう

することは、日本の主権、これを侵害するもの

と考へております。

○菅内閣総理大臣 中国の海警法については、曖昧な適用海域や武器使用権限など、国際法との整合性の観点から問題がある規定を含む、こういうふうに考えています。そうした中で、我が国を含む関係国が正当な権益を損なうことがあつてはならない。そういう中で、こうした我が国強い懸念を中国側に対し引き続きしっかりと伝えていきたい、こういうふうに思います。

○前原委員 國際法違反の懸念があるということを明確におっしゃいませんか。

○菅内閣総理大臣 國際法と整合性の観点から問

題がある、そういう規定を含むと考へています。

○前原委員 ここは本当に、中国は尖閣を取りに

来ておりという前提で物事を考へないといけない。それであれば、國際法に違反するかもしれない

大変なことだと思います。これから是非そういうトーンで、少し軸足を変えてお話をいただきたい

海上保安庁の二十条と国連海洋法条約についてお話を伺いたいと思いますけれども、先ほど、この海上保安庁の二十条の一項については、二十条二項では、公船それから軍艦は除外されるということを申し上げました。この一項というのは、いわゆる警察機関としての海上保安庁が、警察官職務執行法の準用に基づいて、言つてみれば、非危害射撃、そして危害射撃も正当防衛、緊急避難で行えるということが書かれているものでありますけれども、海上保安庁長官、この海上保安庁法は、先ほど、国連海洋法三十条で、いわゆる退去までしか求めちゃいけないということが書かれているわけですけれども、軍艦でも公船でも、仮にそういうふた船が武器を使ってきた場合、この二十二条一項は使えるということによろしいんですか。

○奥島政府参考人 お答えをいたします。
委員御指摘の国連海洋法条約第三十条では、沿岸国が、領海の通航に係る沿岸国の法令を遵守せず、遵守の要請を無視した軍艦に対して、領海からの退去を要求する権利が規定されております。また、国連海洋法条約第二十五条では、沿岸国が、領海の通航に係る沿岸国の法令を遵守せず、遵守の要請を無視した軍艦に対して、領海からの退去を要求する権利が規定されています。

海上保安庁は、領海において外国公船が無害通航に当たらない航行を行つてゐる場合には、当該外国公船が有する免除を侵害しない範囲で、当該外國公船への侵害行為との比例性を確保した上で必要な措置を取ることができるものと理解をしております。
仮に中国海警局に所属する船舶が巡視船あるいは日本漁船への侵害行為を行つた場合の対応につきましては、個別具体的のケースに即して総合的に判断すべきであり、一概にお示しすることは困難であります。ただし、国際法上許容される範囲内において、海上保安庁法第二十条第一項で準用する警察官職務執行法七条の要件に該当する場合には、警察比例の原則に基づき、武器を使用することは排除されないと認識をしております。

○前原委員 海上保安庁も、中国の海警に対しても、外形上は実力組織である自衛隊が対応することで、中国が軍隊を派遣する口実をつくつてしまつて、日本からエスカレーションラダー、つまりは武力衝突の危険性を高めたと批判されかねないわけであります。

○近藤政府特別補佐人 お尋ねでございますけれども、國際法との関係は当局ではなくて、外務省

がその解釈をしておりますので、先ほどの外務省の解釈、それからそれを踏まえた海上保安庁の解釈ということでございますので、私どもそれに異論はございません。
○前原委員 政府としてはそういった海上保安庁の考え方については了とするということでありまして、海警という、公船だから我々が二十条の一項というものを使えないということはないといふことは確認できたと思います。

さて、その上で、海警法第三条には、この法律

が及ぶ区域を管轄海域としております。中国などこれが管轄海域なのは明示しておりますけれども、恐らく第一列島線の内側、つまりは南シナ海と東シナ海の全域を管轄海域と考えているはずであります。
そもそも尖閣については、一九九二年に制定した領海及び接続水域法で中国の領土であると勝手に決めつけています。武器の使用も法律で規定し、尖閣諸島に対する日本の実効支配を崩しかかっているということは明白だというふうに思ひます。

海警法の施行を受けて、今の国内法で十分なのが決まります。

以前、旧民主党と維新の会で領海警備法案といふものを共同提出いたしました。ポイントは、海上保安庁で対応できない場合、切れ目なく自衛隊が出ていくけるようにと、自衛隊法八十二条の海上警備行動に対する準備行為、あるいは領域警備行為という新たな任務を自衛隊に付与して、日本の国土を守るという内容であります。

政府としては、武力攻撃に至らない侵害に際し、切れ目のない対応を十分行つために、引き続き、大型巡視船の整備など、警察機関、自衛隊の体制強化と能力向上を図り、国民の生命財産を守る、我が国の領土、領海、領空を断固として守る、この方針の下に、冷静にかつ毅然と対応して守りたいと思います。
○前原委員 切れ目なく対応できる、穴はない、これまで十分なのかということを聞いております。
それで十分だという御答弁ですか。自分の考えをお答えください。見ないので。

○菅内閣総理大臣 これは正確に申し上げなきや駄目な問題ですから。

そこは今申し上げましたように、関係機関の対応能力の向上、情報共有、連携の強化、各種訓練の充実など必要な取組をしてお

ります。今申し上げましたけれども、大型巡視船の整備、また警察機関、自衛隊の体制強化と能力向上を図り、国民の生命財産、我が国の領土、領海、領空を断固として守り抜く、その方針の下に、毅然として、そしてまた冷静に対応していくということです。

○前原委員 我々も領海警備法というのを一度出しておりますし、過去に。また、現代に即したも

のをしっかりとやりやるべきじゃないか、こういふ考え方を持っています。しっかりと、これは与野党関係なく、やはり、絶対に日本の固有の領土は守り抜くという国家の意思を示すという意味になりますけれども、絶対に日本の固有の領土を守るために日本の資源を總がかりでしつかりと対応するんだ、切れ目ない、あるいは穴のない対応をするうものをしつかりと作つて、そして日本の国家の意思を中国に示すということが大事だと思います。が、総理、お答えをいただきたいと思います。

○菅内閣総理大臣 武力攻撃に至らない侵害に適切に対応するためには、警察機関と自衛隊との連携、ここが極めて重要であり、必要な法制度の下に、海上警備行動等の発令手続の迅速化を図つたほか、関係機関の対応能力の向上、情報共有、連携の強化、各種訓練の充実など、必要な取組を進めています。

政府としては、武力攻撃に至らない侵害に際し、切れ目のない対応を十分行つために、引き続き、大型巡視船の整備など、警察機関、自衛隊の体制強化と能力向上を図り、国民の生命財産を守る、我が国の領土、領海、領空を断固として守る、この方針の下に、冷静にかつ毅然と対応して守りたいと思います。

○前原委員 切れ目なく対応できる、穴はない、

これまで十分なのかということを言ってくれた、国防大臣も國務長官も言ってくれた、そういうことだけで私は済む話じやないと思っているんです。
この日米安保条約第五条、一番下を見ていたときますと、「各締約国は、日本国の施政の下にあた、そういうことだけで私は済む話じやないと思つてゐるんです。これは、上のアーミテージさんにも、一番初めに言及したヤンペル氏

にしても、施政下ということが入っているんですね。つまりは、ちゃんと施政に入つていかない限りは、日本に対し私はアメリカが必ずその日米安保条約、もちろんそういう状況をつくることが大事でありますけれども、施政下であることを守り抜くということになります。

この点についてしっかりと認識をしておられるのか。敵に、敵にというか相手に手のうちをさらすことになりますので施政下の定義なんというの

は聞きません。聞きましたが、こういうところが日米安保条約においては肝になつてゐる、日米安保条約第五条においては。そういう認識はしっかりと持つた上で電話会談でそういうふうに思ひます。

○御指摘のようなことが生じないよう、政府一

体となつてここは毅然と冷静に対応したいと思ひますし、政府として、米国が条約上の義務を果たす、このことを信頼していきます。

○前原委員 当然だと思います。それを認識していただかなきやいけないし、裏返すと、中国はそこでの分断を図りに来る。私は、様々な形態があり得ると思うんですね。例えば、十年前のいわゆる漁船の衝突の問題にしても、あれは武装した、ひよつとしたら言つてみれば、軍人が漁業民に成り代わつてやつてゐるんぢやないか。いろんなことがこれから考えられると思います。

そういう意味におきましては、是非、施政下であることを続ける、そしてその体制というものをしっかりと取り続ける、そのためには、先ほど申し上げましたように、この海警法というものは国際法違反であるということを軸に、これからしっかりと国内でもお話しいただき、あるいは海外にもそういうものを広める取組をしていただきた

いということを申し上げて、私の質問を終わります。

○金田委員長 これにて前原君の質疑は終了いたしました。

次回は、明十八日午前九時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時六分散会

令和三年三月十六日印刷

令和三年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者

国立印刷局

C